

国立劇場再整備等事業（令和8年3月31日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
1	1_入札公告文	2	12	2_（1）_⑤	入札説明書をはじめとする各種関連資料において「協議」となっている事項につきましては、振興会様及び事業者にて誠実に協議を行い、事実関係を踏まえ客観的かつ妥当性のある内容で合意することが前提であると考えてよろしいでしょうか。	事業者と振興会において誠実に協議を行い、事実関係を踏まえ客観的かつ妥当性のある内容で合意することが前提ですが、合意に至らない場合には協議の内容を踏まえて振興会において決定する場合があります。
2	1_入札公告文	12	4	5_（5）手続における交渉の有無	「手続における交渉の有無：無」との記載がございますが、当該記載は、各種契約締結時点において、事業者（落札者）が入札説明書をはじめとする各種関連資料の記載内容及び各種契約条件に関する協議及び交渉を申し入れることを不可とする主旨ではないものと理解してよろしいでしょうか。	入札手続における公平性、公正性の観点から原則として【資料－6】「基本協定書（案）」に定める事項を除き、交渉は行いません。入札説明書等の記載内容に関しては質問等においてご確認ください。
3	2_入札説明書	1	16	前文	「本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるものとし、応募者はこれらを踏まえ、入札等に必要な手続を行うこと。」との記載がございますが、万一、質疑回答を踏まえ、なお解決しない疑義及び事業者が協議を求める内容が残存している場合には、継続協議を実施いただき、双方合意した内容で各種契約を締結するものとさせていただきませんかでしょうか。	入札手続における公平性、公正性の観点から原則として【資料－6】「基本協定書（案）」に定める事項を除き、質疑応答を踏まえて応募者においてなお解決しないとした疑義及び事業者が協議を求める内容が残存している場合でも、各種契約内容に関する協議は行いません。入札説明書等の記載内容に関しては質問等においてご確認ください。
4	2_入札説明書	3	9	(7)事業期間等	現時点で、施設開業日は施設引渡からおおよそ何日後を想定しておりますでしょうか。	施設引渡日が事業者の提案によることから、年間の中での引渡時期や振興会の仮移転からの引越等を含め、現時点で具体的な日数を示すことはできません。
5	2_入札説明書	3	13	3_（7）_②	本事業において令和9年2月に予定されている「事業提案書作成説明会」は、主として要求水準等の説明を目的とした機会であると理解しております。一方で、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」においては、事業条件や要求水準、リスク分担等について民間事業者との対話を通じて精緻化を図る「競争的対話」の活用が、実現可能性の向上や不確実性の低減に有効とされております。つきましては、本事業においても説明会とは別に、上記趣旨を踏まえた個別対話（競争的対話）の開催（令和8年9月～10月頃）についてご検討いただけませんか。	第1回から第3回の質問の受付から回答の設定及び事業提案書作成説明会を設定していることから、新たな個別対話の設定は予定していません。
6	2_入札説明書	4	24	3_（8）	「付帯事業の提案は必須条件とはせず、応募者の自由な判断に委ねる」とありますが、振興会として重視する優先順位をご教示ください。特に貸付料としての定量評価が劇場との親和性といった定性評価のどちらを重視するかをご教示ください。	前段については、応募者においてご判断ください。 後段については、【資料－5】「事業者選定基準」第5．3．（3）④加点項目及び評価基準の加点項目「C－4付帯事業に係る提案（提案があった場合に限る）」の評価基準により、「付帯事業に係る提案の評価については、下記①貸付料の提案金額の評価により得られた点数に、下記②から④を総合的に評価し、評価基準により算出した係数を乗じ算出する」としてしますので、ご確認ください。 また、③加点項目及び配点の表欄外に、「※付帯事業の提案があった場合の評価については、「A施設整備」「B維持管理」「C経営管理」それぞれの加点項目、重視する点、後掲の評価基準の各内容について、民間収益施設を含む施設全体（C－4付帯事業に係る提案を除く。）の観点から評価することとする」としてしますので、併せてご確認ください。
7	2_入札説明書	4	33	3_（8）	「文化観光拠点としての機能強化」とありますが、文化施設を含む提案を特に評価する考えはありますか。	【資料－5】「事業者選定基準」により、応募者においてご判断ください。
8	2_入札説明書	4	33	3_（8）	「周辺地域のまちづくりへの貢献」について、具体的に期待している内容はありますか。	応募者においてご判断ください。
9	2_入札説明書	9	9	4_（3）_④	入札説明書に関する第1回質問回答No.10にて「コンセプト及び基本計画」については、分担業務分野以外に独立した専門分野として追加することは差し支えありません。」との回答がありますが、コンセプト及び基本計画以外に新たに追加したい分担業務分野がある場合、様式8-6にて業務内容や追加する理由が明確になっていれば追加しても差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。	応募者において分担業務分野以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門分野を追加することは差し支えありませんが、その場合は、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容及び当該分野を追加する理由等を明確にしてください。 なお、分担業務分野（総合、構造、電気設備、機械設備）を分割して新たな分野として設定することはできません。
10	2_入札説明書	10	26	4_（3）_⑧_エ_（A）_d	設計企業の配置技術者の実績要件について、「複合用途施設は、文化・交流施設の用途に係る部分の床面積の合計（用途に係る共用部分を含む。）が、b.規模に示す面積（工事種別又は各技術者等ごとに指定された面積）の1／2以上を占めるものとする。」とありますが、実績として提示する面積の1／2以上ではなく、「5,000㎡以上」であれば良いとの解釈でよろしいでしょうか。	設計企業の配置技術者の実績要件について、複合用途施設の場合は文化・交流施設の用途に係る部分の床面積の合計（用途に係る共用部分を含む。）が、5,000㎡以上を占めるものとしています。なお、実績要件の規模で示す複合用途施設全体は、1棟で延べ面積10,000㎡以上が必要となります。
11	2_入札説明書	19	36	6_（6）_③	応募者が提出した各審査資料については、業務管理上の社内記録等として必要最小限の範囲で使用できるものとさせていただきませんかでしょうか。	ご質問の『業務管理上の社内記録として必要最小限の範囲で使用』がどのような使用なのか不明ですが、「入札説明書」6．（6）．③で「応募者は、提出した第一次審査資料を、振興会の了解なく公表、使用してはならない」、同資料15．（5）で「一次審査通過者は、提出した第二次審査資料を、振興会の了解なく公表、使用してはならない」と規定しており、公表、使用にあたっては振興会の了解が必要です。
12	2_入札説明書	21	13	4_9（1）	第2回質問については、「第一次審査資料の作成以外に関する本入札説明書に対する質問」とありますが、9月30日の提出期限までに参加資格確認資料の作成に関し確認が必要な事項が生じた場合は、別途、質問を受け付けていただけないでしょうか。参加資格申請を確実にを行うためにも、ご承諾いただきますようお願いいたします。	入札手続における公平性、公正性の観点から、入札説明書に示した手続に沿ってご質問ください。
13	2_入札説明書	22	1	1 1_（1）	「本入札説明書及び第2回質問に対する回答に関する質問を受け付ける。」とありますが、「本入札説明書」とは令和8年3月31日に公表されたすべての資料を含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	2_入札説明書	32	11	3 2_（6）	「事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。」等の記載がございますが、振興会様にて入札参加者が作成した各種審査資料及び事業提案の内容を利用される場合には、振興会様において、改めて使用する内容について第三者の特許権等の権利の有無をご確認いただくものとし、その利用に関する責任等を当該審査資料及び事業提案を作成した入札参加者が負うものではないと理解してよろしいでしょうか。	応募者固有のノウハウ等が含まれる提案内容については、「事業者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのある提案」に該当するため対象とはならないと考えます。あくまでもその後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合について規定しているものであり、原則として振興会の責任において使用するものです。
15	2_入札説明書	32	15	3 2_（7）	「事業提案を認めることにより、事業者の責任が軽減されるものではない。」との記載がございますが、この記載は、振興会様に立合い及び確認等をいただいた場合でも事業者としての善良な管理者としての注意義務を怠ってはならないことを趣旨としてと考えてよろしいでしょうか。 ※3.(資料-1)事業契約書（案）第2章_第1 1条_第3項「…振興会の本事業に関する確認若しくは立合い又は事業者から振興会に対する報告、通知若しくは説明を理由として、事業者はいかなる本契約上における事業者の責任をも免れず、当該確認若しくは立合い又は報告、通知若しくは説明を理由として、振興会は何ら責任を負担しない。」についても同上。	「入札説明書」32．（7）の記載は、事業提案を振興会が採用したことをもって、事業提案及び本事業の遂行に際して振興会が特別の責任を負ったり、事業者が本事業上の責任を軽減・免除されることがないということを示したものです。途中過程において確認等した内容であっても、結果的に要求水準が未達であった場合等において、事業者は責任を免れないという趣旨です。
16	2_入札説明書	32	15	3 2_（7）	「事業提案を認めることにより、事業者の責任が軽減されるものではない。」との記載がございますが、この記載は、振興会様に決定及び承認等の意思決定をいただいた事項についてその後覆すことがあるという趣旨ではないものと理解してよろしいでしょうか。 ※3.(資料-1)事業契約書（案）第2章_第1 1条_第3項「…振興会の本事業に関する確認若しくは立合い又は事業者から振興会に対する報告、通知若しくは説明を理由として、事業者はいかなる本契約上における事業者の責任をも免れず、当該確認若しくは立合い又は報告、通知若しくは説明を理由として、振興会は何ら責任を負担しない。」についても同上。	「入札説明書」32．（7）の記載は、事業提案を振興会が採用したことをもって、事業提案及び本事業の遂行に際して振興会が特別の責任を負ったり、事業者が本事業上の責任を軽減・免除されることがないということを示したものです。振興会が、事業契約書（案）等に記載されている内容によらずに、本事業に関する意思表示をいかなる場合も覆さないことを示すものではありません。
17	2_入札説明書	32	16	3 2_（8）	「事業提案が履行できなかった場合で、再度施工が困難あるいは合理的ではない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う。」との記載がございますが、予見・管理できない事由による場合など、事業者の責に帰すべきではない事由により事業提案が達成できなかった場合については、事業者は免責されるものとさせていただきませんかでしょうか。	【資料－1－2】「業績等の監視及び改善要求措置要領」第3章1．に記載のとおり、業務要求水準書の記載事項及び事業提案書に記載した事項が達成できず、契約書に定めた契約不適合における修補も困難であることが明らかとなった場合には、事業費の減額及び違約金の請求を行います。 また、事業者の帰責事由によらず事業提案が履行できない場合については、「振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除」又は「法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除」が想定されますので【資料－1】「事業契約書（案）」第94条、第95条、第97条、第98条をご参照ください。
18	3_(資料-1)事業契約書（案）	1	11	第1章_第3条_第1項	「事業者は、本事業が公共性を有する建築物を整備し、かつ、その機能及び性能が将来におたって適切に確保されるように維持管理をする事業であることを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。」等の「性能」に関する記載が、ご提示いただいた入札説明書をはじめとする各種関連資料の各所にございますが、振興会様において選定いただいた仕様を反映させた設計図書をご承認いただき、その設計図書に基づいて事業者は施設整備及び建設業務を行うものであるため、設計図書のとおりに施工しても確保できない性能まで事業者が保証するものではないものと理解してよろしいでしょうか。	【資料－1】「事業契約書（案）」第50条のとおり、設計図書の内容は振興会において確認するものであり、「確保できない性能」が契約の内容に適合しないものとなる場合においては第67条の規定の適用を想定します。
19	3_(資料-1)事業契約書（案）	4	28	第11条(事業者の責任)第2項	事業者の責めに帰すべき事由の有無が問題となるのは、業務不履行があった場合だけと解釈しますので、「業務不履行があった場合には原則として事業者に責めに帰すべき事由があったものとする」という趣旨でよろしいでしょうか。	業務不履行に限らず、本事業の実施に際して不法行為が問題となった場合等においても行為者の過失の有無が問題となり得ますが、そのような場合にも本規定が適用されることを想定しています。

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
20	3_(資料-1)事業契約書（案）	4	28	第11条(事業者の責任)第2項	警備業務は、損害の補填自体を目的とするものではなく、あくまでも万一の事故による損害の早期発見またはその拡大防止を目的としており、契約料金につきましても保険契約のような契約物件の評価額に比例するような設定は行っておりません。 また、万一警備業者が責任を負うべき損害が発生した場合に、その損害がどのように高額なものであってもこれを全て賠償しなければならないとしますと、例えば損害が予測もできなかったほど広範囲に及んだ場合、警備業者はその存立が脅かされるような事態に立ち至ることも考えられます。 そのような事態に陥った場合、他のお客様に対するサービス内容の低下、ひいてはサービスの提供そのものが不可能となり、お客様の安全の確保を目的とする業務を行っている企業としては、極めて無責任であると言わざるを得ません。 そこで、一方では警備契約の目的からいって、万一の場合にはお客様に十分な賠償を行わなければならないという観点、他方では予測不可能なリスクを避けるという観点、この双方の観点から、警備契約において、１事故について１億円～１０億円の限度額を設けることが通常の実務となっております。 警備業務につきましては、１事故について１０億円という限度額を設けてさせて戴きたく存じます。 第34条第2項の補償についても、同様の限度額とさせて戴きたく存じます。	原文のとおりとします。 応募者内部の役割分担・費用負担等においてご検討ください。
21	3_(資料-1)事業契約書（案）	4	28	第２章_第１１条_第２項	「前項において、事業者は、振興会の責めに帰すべき事由、法令等の変更等又は不可抗力による場合を除き、本契約上のいかなる責任をも免れず、事業者の責めに帰すべき事由があったものとして、本契約上の責任を負う。」との記載がございますが、ここでいう振興会様の責に帰すべき事由による場合及び不可抗力による場合とは、事業者が予見・管理することができない事由による場合も含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	原文のとおりですが、個別具体の事象に応じて判断します。 なお、【資料－１】「事業契約書（案）」別紙６に示す不可抗力の定義に該当する場合は別紙６の規定によります。
22	3_(資料-1)事業契約書（案）	5	3	第２章_第１２条_第２項	「事業者は、本事業を事業工程表に従い実施し、事業工程表に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。」との記載がございますが、天災及び不可抗力による場合等、事業者の責に帰すべきでない事由により、事業工程表から遅延する場合は、事業者は免責されるものと理解してよろしいでしょうか。また、その場合には、必要と認められる事業期間の変更をお認めいただけますでしょうか。	不可抗力による措置は【資料－１】「事業契約書（案）」第36条によりますが、不可抗力に該当するかどうかは個別具体の事象によります。 なお、【資料－１】「事業契約書（案）」別紙６に示す不可抗力の定義に該当する場合は別紙６の規定によります。
23	3_(資料-1)事業契約書（案）	5	21	第２章_第１３条_第３項_第二号	「成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。」との記載がございますが、利用目的に関する記載がなく利用範囲が広範となるため、第１３条第３項三～五の目的に限り、成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡することができるものとさせていただきませんでしょうか。	【資料－１】「事業契約書（案）」第13条第２項において、「振興会は、成果物及び国立劇場について、振興会の裁量により利用する権利及び権限を有し」ていることを前提としているため、範囲を限定しない記載としています。
24	3_(資料-1)事業契約書（案）	6	1	第２章_第１４条_第１項	「事業者は、本契約の履行にあたり、第三者の有する知的財産権等を侵害しないこと並びに国立劇場及び事業者が振興会に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを、振興会に対して保証する。」との記載がございますが、振興会様が指定した工事材料、設備機器又は施工方法に第三者の特許権等が含まれている場合でかつ、請負者も特許権等の存在を知らなかった場合については、当該特許権等の使用に関する責任を負うものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のような場合、知的財産等の対象となる事を明示しなかった、当該工事材料や建築設備の機器を納入した業者に責任があるものと推定します。事業者と当該業者との間で適切に責任負担を処理してください。
25	3_(資料-1)事業契約書（案）	7	1	第15条（選定企業の使用等）第6項	業務遅延があった場合、事業者は第11条に基づき責任を負うものであり、「紛争、訴訟等」という業務遅延の原因の一態様を取って規定している趣旨をご教示いただけますでしょうか。また、第15条第6項の場合でも、第11条第2項と同様に、振興会の責めに帰すべき事由、法令等の変更等又は不可抗力による場合は除かれるという理解でよろしいでしょうか。	事業者は当事者でなく、選定企業が当事者・関係者となっている紛争等によって業務に遅延が生じた場合であっても、事業者はその責任を免れないことを明確にするために規定しています。 後段については、ご理解のとおりです。
26	3_(資料-1)事業契約書（案）	7	1	第２章_第１５条_第６項	「事業者は、…本契約に定める業務が遅延した場合、その他の増加費用及び損害の一切を負担及び賠償しなければならない。」との記載がございますが、当該業務遅延に伴い増加費用及び損害が発生した場合には、事業者は、増加費用及び損害の一切を負担するのではなく、合理的に必要と認められる範囲の費用及び直接的かつ相当因果関係が認められる範囲内の損害を負担するものとさせていただきませんか。	原文のとおりとします。 振興会が事業者に請求する損害賠償の範囲については、法令等に基づき相当因果関係が認められる範囲内となりますが、選定企業の使用に伴い生じた増加費用及び損害については、一義的には事業者がその責任及び費用を負担することとなります。選定企業との間の責任分担や求償関係について、振興会は関知しません。
27	3_(資料-1)事業契約書（案）	7	11	第16条（選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止）第3項	維持管理業務の「全部又は主体的部分を一括して」とはどのような判断基準によりますでしょうか。具体的な判断基準をお示し下さい。	維持管理業務の主体的部分とは、維持管理業務に係る総合的な計画及び業務遂行の管理を示します。
28	3_(資料-1)事業契約書（案）	7	11	第17条（各業務等における第三者の使用等）	維持管理業務の内、警備業務の主体的部分を除いて第三者に委任することは可能でしょうか。その際、警備業務の再委託先も警備業法第4条に基づく認定を有する必要はありますか。	前段については、第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、警備業務に関連する法令等を遵守し、振興会と事業者や警備業務の従事者との意思伝達に係る体制や本施設内の安全性の確保に対し十分に配慮するとともに、【資料－１】「事業契約書（案）」第17条による手続を経たうえで、警備業務の一部を再委託することは可能です。 後段については、再委託先も警備業法に基づく認定を有する必要があります。
29	3_(資料-1)事業契約書（案）	8	31	第17条（各業務等における第三者の使用等）第7項	「その原因及び結果のいかんを問わず」とありますが、第11条第2項と同様に、貴会の責めに帰すべき事由、法令等の変更等又は不可抗力による場合は除かれるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の条文中に「これらの責めに帰すべき事由は」との限定の付されているとおり、振興会の責めに帰すべき事由・法令等の変更等又は不可抗力による場合において、再受任者や下請人の責めに帰すべき事由がない場合には、事業者が責任を負担することはありません。
30	3_(資料-1)事業契約書（案）	8	31	第２章_第１７条_第７項	「事業者は、各業務の実施又は各業務以外の業務に係る再受任者又は下請負人の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。」との記載がございますが、今回の工事に關しては、コストオン工事は発生しないものと理解してよろしいでしょうか。また、製造物責任法によって再委託先及び下請会社である製造業者が直接責任を負うものと定められている責任については、この限りではないものと理解してよろしいでしょうか。	前段については、いわゆる発注者が特定の工事を会社を選定する意味での「コストオン工事」の予定はありません。 後段については、製造物責任法によって再委託先や下請会社が直接責任を負う場合であっても、事業者は発注者である振興会に対して責任を負っていただくことを想定しています。
31	3_(資料-1)事業契約書（案）	10	25	第２章_第２２条_（事業者に対する支払い）_２項	「振興会は、本契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる」とありますが、即時に相殺が行われる可能性があることは、業務受託者やSPCの利害関係者への負担が大きいため、「違約金や損害賠償が支払われな」ときは～」といった前提を付していただませんか。	ご質問の条文中に「法令等の範囲内において」相殺できると規定しており、民法第505条１項では「双方の債務が弁済期にあるとき」として規定されているため、特段追記せずとも弁済期が到来している未弁済の債務のみが対象となっています。
32	3_(資料-1)事業契約書（案）	10	26	第２章_第２２条_第２項	「振興会は、本契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。」との記載がございますが、相殺の対象となるのは履行期限の到来した債務に限定されるものであり、相殺にあたっては事業者に事前に通知がなされるものと理解してよろしいでしょうか。	No. 31の回答のとおり、本項で対象となるのは弁済期が到来している債務のみになります。 実際に相殺を行う場合には、振興会から事業者に対し相殺の意思表示に係る通知を行います。
33	3_(資料-1)事業契約書（案）	11	7	第２章_第２４条_第１項	「事業者による本事業の実施その他本契約上の義務の履行に必要な一切の費用は、事業費及び本契約において振興会が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて事業者が負担する。」等の記載がございますが、本契約上の規定に限らず、事業者が予見・管理することが困難な費用については、振興会様にご負担いただくことを前提に、別途協議いただませんか。 ※3_(資料-1)事業契約書（案）第２章_第２４条_第２項、第２章_第２６条_第２項、第２章_第３７条_第４項についても同上。	ご質問の費用を含めて事業費を設定しております。 なお、予見・管理することが困難な事由が不可抗力に該当する場合には、【資料－１】「事業契約書（案）」別紙６の規定によります。
34	3_(資料-1)事業契約書（案）	12	10	第２章_第２８条_第１項	ご提示いただいた入札説明書をはじめとする各種関連資料の各所に「調整」「協力」等の記載がございますが、調整等に過大な費用を要し請負代金の変更が必要な場合には、振興会様にご負担いただくことを前提にご協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。	基本的には【資料－１】「事業契約書（案）」第24条第１項に規定のとおり、本契約上の義務の履行に必要な費用はすべて事業者の負担となります。もっとも、合理的な「調整等」を超えた、振興会からの追加要請の場合には、同資料第32条第２項によります。
35	3_(資料-1)事業契約書（案）	13	3	第２章_第３０条_第３項	「変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、第1項による請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき振興会と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、振興会が定め、事業者に通知する。」等の記載がございますが、これらの記載は、事業者による不服の申し立てを妨げる主旨ではないと理解してよろしいでしょうか。 ※3_(資料-1)事業契約書（案）第２章_第３０条_第４項、第２章_第３０条の２_第３項、第２章_第３０条の２_第６項、第２章_第３５条_第３項についても同上。	あらかじめ協議日数を規定している以上、協議期間経過後の事業者からの不服申立てには応じかねます。なお、協議開始の日の設定に関しては、振興会と事業者の間で事前調整の余地があることを申し添えます。
36	3_(資料-1)事業契約書（案）	14	34	第２章_第３１条_第３項	「前二項における振興会と事業者との間における協議が調わない場合は、振興会が合理的な変更内容を定め、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従わなければならない。」等の記載が各所にございますが、「合理的」とは、事実関係を踏まえた客観的かつ妥当性のある内容が前提であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	3_(資料-1)事業契約書（案）	15	1	第３２条（要求水準の変更による措置）	施設完成後、社会情勢の変化（例えば新たな感染症対策の法制化など）により、清掃業務や換気設備保守の要求水準が契約時より厳しくなる場合が想定される。このような場合、第32条に基づく「要求水準の変更」として、それに伴う維持管理費用の合理的な増加分は振興会にご負担いただけるという認識でよろしいか。	ご質問のような場合において、既存の要求水準の内容を変更する必要があると振興会が判断した場合には、【資料－１】「事業契約書（案）」第31条及び第32条の規定に従います。
38	3_(資料-1)事業契約書（案）	15	6	第２章_第３２条_（要求水準の変更による措置）_２項	貴会が合理的な増加費用を負担する場合で、金融費用が発生する場合には、合理的な範囲でご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。（他の条文において、「合理的な増加費用」を貴会においてご負担されるときも同様です。）	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。 具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
39	3_(資料-1)事業契約書（案）	15	30	第２章_第３３条_第４項	「事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者が事業費の範囲において負担することが明らかに適当でない認められる部分については、振興会が負担する。」との記載がございますが、「明らかに適当でない」とは、社会通念に照らして事業者が負担すべきではないと認められる費用を指すものであると理解してよろしいでしょうか。	当該時点において、本事業の業務範囲に照らして合理的かつ客観的に事業者が負担することが明らかに適当でないもので、個別具体の事象に応じて振興会が判断します。
40	3_(資料-1)事業契約書（案）	15	34	第34条（第三者に生じた損害）第1項	事業者が第三者へ損害を賠償する責任を負ったり、貴会に対して補償する義務を負ったりするのは、事業者が第三者に対して法的に損害賠償責任を負う場合のみということでしょうか。 また、「通常避けることのできない」は「騒音」だけでなく、「交通渋滞等の理由」までかかっているという解釈でよろしいでしょうか。	前段については、事業者が第三者に対して賠償責任（振興会が当該損害の支払を負担した場合にはその補償責任）を負うのは、事業者が第三者に対して法令等に基づく責任を負っている場合に限られます（別途事業者が当該第三者と契約書等の合意をしている場合を除きます。）。 後段については、ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
41	3_(資料-1)事業契約書（案）	16	5	第２章_第３４条_第３項	「事業者が本事業に関して振興会の責めに帰すべき事由により第三者が被った損害を賠償する法令等上の義務を負った場合には、振興会は事業者が当該賠償義務を負ったことにより事業者に生じた合理的な増加費用を負担する。」との記載がございますが、法令等上の義務を負った場合に限らず、振興会様の責めに帰すべき事由により発生した増加費用については、振興会様負担とさせていただきますでしょうか。	ご質問の条文の『法令等上の義務』は第三者への賠償責任へかかっており、振興会の責めに帰すべき事由により発生した増加費用の負担範囲については合理的な増加費用を負担することとしていますので、原文のとおりとします。
42	3_(資料-1)事業契約書（案）	16	19	第35条（法令変更による措置）第4項	同項第1号、第2号それぞれについて、具体的にはどのような場合を指すのか、例示等も挙げていただきご教示いただけますでしょうか。	当該法令変更が、本事業や国等の管理する施設等に特別・典型的に影響を及ぼす場合には第1号が適用され、そうでない場合は、第2号の適用の可否を判断することになります。 例えば、特に、劇場のように不特定多数の者の出入りが想定される施設や、国有財産である施設を対象とする建築基準・維持管理基準等の法令変更については、原則的には第1号が適用され、他方、より広義の施設を対象とする建築基準・維持管理基準等の法令変更については、通常は、2号の適用が検討されることが想定されます。
43	3_(資料-1)事業契約書（案）	16	26	第３５条（法令変更による措置）	将来的に労働基準法等の改正が行われた場合、本事業の要求水準書に定められた維持管理体制や業務品質を維持するためには、労務管理上、人員の増員やシフトの再編等に伴うコスト増加が不可避となる。要求水準を遵守した上で業務を継続する以上、この増加費用は事業者の裁量で「発生を防止すること」が合理的に期待できない性質のものである。ついては、全産業に適用される一般法令の改正であっても、要求水準の維持に直結し、かつ事業者の努力で費用増を回避できない労働基準法等の変更については、第二号に該当するものとして、振興会に適切に増加費用を負担いただけないという理解でよろしいか。	「施設の整備又は維持管理に影響を及ぼす法令等」は、施設を対象として適用される法令等を想定しています。労働基準法等の施設整備や維持管理に直接関連しない法令の改正による影響については、【資料－１】「事業契約書（案）」第35条第4項第三号に基づいて事業者にてリスク負担をしてください。
44	3_(資料-1)事業契約書（案）	16	29	第２章_第３５条_第４項_第三号	「前二号に該当しない法令等の変更等の場合には、事業者が当該増加費用を負担する。ただし、本事業の遂行上重大な支障があると認められる場合には、振興会及び事業者は当該増加費用の負担について協議する。」との記載がございますが、法令等の改正に伴い、本事業の遂行に支障が生じる場合には、その支障の軽重を問わず、増加費用を抑制する努力をしても影響を受けてしまう事項については、必要と認められる各事業期間及び事業費の変更をお認めいただけませんかでしょうか。	ご質問のような場合には、【資料－１】「事業契約書（案）」第35条第1項に基づいて要求水準等の変更内容を相手方当事者に通知し、同条第2項に基づいて協議のうえ、変更内容を決定します。
45	3_(資料-1)事業契約書（案）	17	6	第３６条（不可抗力による措置）	監視カメラ、BEMS、舞台機構制御システム等において、事業者が最新のセキュリティ対策（善管注意義務）を講じていたにもかかわらず、高度なサイバー攻撃（ランサムウェア等）によりシステム障害が発生した場合、不可抗力として違約金・減額の免責、及び復旧費用の振興会負担等の対象となるか。	原文のとおりですが、サイバー攻撃の個別具体の事象に応じて、【資料－１】「事業契約書（案）」別紙6に示す不可抗力の定義や費用負担の規定に準じて該当性や対応を振興会が判断します。
46	3_(資料-1)事業契約書（案）	18	1	第37条5項中断による措置	一時中止について『法令等の変更等又は不可抗力』時、事業者職員の生命・身体に危険が生じる可能性があるため、安全配慮義務その他の法令上の義務に照らして業務履行を一時中止しますが、併せて「本契約上の業務提供を継続することが適切でない」と事業者側で判断した場合も対象にさせていただきたくご検討下さい。	ご質問のような事態が想定される場合には当然、振興会は協議に応じますが、事業者のみの独自の判断に委ねることは応じかねます。
47	3_(資料-1)事業契約書（案）	18	16	第３章_第１節_第４０条（事業費内訳書等）	「事業者は、本事業における施設費、維持管理費の適正な管理を行うための基準となる施設費、維持管理費の内訳書を作成し、施設費については令和●年●月●日までに、維持管理費については令和●年●月●日までに、その内容の確定を行う。」との記載がございますが、この規定は事業契約書（案）第29条等、事業費の改定及びそれに伴う施設費、維持管理費の変更を妨げるものではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	3_(資料-1)事業契約書（案）	19	10	第３章_第１節_第４２条_第２項_第二号	「事業者は、事業用地上で解体撤去中又は建設中の建物、仮設物その他工作物によって、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとし、」との記載がございますが、事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることが困難な騒音、振動、地盤沈下及び地下水の断絶など事業者の責めに帰すべきでない事由により近隣を含む第三者に損害が生じた場合又は苦情処理等の対応が必要となった場合は、振興会様のご負担にて処理・解決いただき、必要と認められる事業期間の延長をお認めいただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。 【資料－１】「事業契約書（案）」第44条第1項、第46条第1項及び第2項のとおり、事業用地の地盤調査その他の施設整備業務の実施に関する調査・対策を含め事業者の責任範囲としており、騒音、振動、地盤沈下及び地下水の断絶などの発生可能性についても必要に応じて事前に調査・対策いただくことを想定していますので、ご質問のような事象については事業者にて負担してください。
49	3_(資料-1)事業契約書（案）	19	34	第３章_第１節_第４３条_第２項	「貸与した関係資料の利用に係る一切の責任は、事業者が負担する。」との記載がございますが、万一、貸与いただいた資料の記載内容に誤りがある等、事業者の責に帰すべきでない事由により追加の工事及び業務等が必要となった場合には、必要と認められる各種業務期間及び事業費の変更をお認めいただけませんかでしょうか。	本規定は、契約締結後に事業者が行う調査業務の参考資料として提示するものであり、当該資料を採用するか否かは事業者の判断に委ねられるため、原文のとおりとします。ただし、【資料－１】「事業契約書（案）」第46条第4項に該当する場合はこの限りではありません。
50	3_(資料-1)事業契約書（案）	20	7	第３章_第１節_第４４条_第１項	「合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。」との記載がございますが、見積りとして一般に要求される注意義務を果たしても、入札説明書をはじめとする各種関連資料及び目視による現地調査からでは想定することが困難であり、入札金額に反映させることができなかった調査、工事及び作業等（埋蔵文化財調査・地中障害物・土壌汚染・アスベスト等に係る各種調査及び対策工事を含む）が発生した場合には、著しい増加に限らず、必要と認められる各事業期間及び事業費の変更をお認めいただけませんかでしょうか。 ※3.（資料-1）事業契約書（案）第３章_第４６条_第２項「事業者は、前項に定める調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。」、9.（資料-2）業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件 第４節_３地盤状況等「必要に応じて自ら地盤調査を行うこととする。」、9.（資料-2）業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件 第４節_6敷地地歴「特定有害物質の使用等の可能性が否定できない。」、9.（資料-2）業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件 第４節_7埋蔵文化財「周知の埋蔵文化財包蔵地の隣接地となっているが、事前調査は実施していない。」等の記載についても同上。	原文のとおりとします。【資料－１】「事業契約書（案）」第46条第4項に規定する事象に該当しなければ、同条第2項が適用されます。
51	3_(資料-1)事業契約書（案）	20	18	第４５条（引き渡しなどの遅延又は変更に伴う措置）	振興会の責めに帰すべき事由や不可抗力により施設の引渡しが遅延した場合、事業者が負担した「合理的な増加費用」を振興会が負担するとされているが、この増加費用には、事業者が予定通りに業務を開始するためにあらかじめ雇用・手配していた維持管理従事者の「手待・待機費用（人件費や仮事務所費等）」が含まれるという認識でよろしいか。	ご理解のとおりです。
52	3_(資料-1)事業契約書（案）	20	30	第３章_第１節_第４５条_第４項	「国立劇場の引渡しが引渡予定日より遅延する場合には、振興会は、国立劇場の引渡しに先立ち、国立劇場の全部又は一部で使用可能な部分を、本事業の目的に照らして合理的に必要な範囲において使用することができる。」との記載がございますが、当該部分使用にあたっては、事業契約書（案）第64条（部分使用）の定めを準用するものと理解してよろしいでしょうか。	振興会は【資料－１】「事業契約書（案）」第45条第4項により維持管理費を支払うため、同資料第64条の規定を準用することは想定していません。
53	3_(資料-1)事業契約書（案）	21	8	第３章_第１節_第46条_調査	事業用地に関して、土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等については、公表された資料では判断できなかった事象によって発生した引渡しの延期や追加費用は協議会との協議による、とありますが、既存建物のアスベスト調査についても同様の考え方でよろしいでしょうか。	アスベストについては、【参考資料2－8】「アスベスト調査報告書」によりますが、公表された資料では判断できなかった事象が発生し、対策に伴い施設の引渡しの延期や追加費用の発生が避けられない場合は、振興会との協議によります。
54	3_(資料-1)事業契約書（案）	22	24	第３章_第２節_第５０条_第４項	「振興会は、前項の確認の結果、国立劇場に係る基本設計図書の内容が要求水準及び事業計画書に適合しないと認める場合には、事業者に対して是正を求めることができる。」との記載がございますが、振興会様による判断は、事実関係を踏まえ客観的かつ妥当性のある基準により行われることが前提であると理解してよろしいでしょうか。 ※3.（資料-1）事業契約書（案）第３章_第５０条_第５項、第３章_第６１条_第３項についても同上。	ご理解のとおりです。
55	3_(資料-1)事業契約書（案）	25	4	第３章_第３節_第５７条_第３項	「振興会は、重点的な確認の結果、工事の施工を含む業務実施状況が要求水準又は設計図書に適合しないと認める場合には、事業者に対して是正を求めることができる。」との記載がございますが、振興会様が行った破壊検査の結果、要求水準及び設計図書との不整合が見当たらなかった場合又は当該要求水準又は設計図書との不整合が、以下のいずれかの事由に基づくものである場合には、事業者は免責されるものとし、また、破壊検査及びその復旧に係る費用については振興会様にご負担いただけませんかでしょうか。 ①振興会様の指示によるとき。 ②支給材料、貸与品、工事用図書に指定された工事材料若しくは建築設備の機器の性質又は設計図書等に指定された施工方法によるとき。 ③設計図書等において検査及び試験を行うことを定めた材料及び機器又は振興会様の指示により検査及び試験を行った材料及び機器について、当該検査及び試験に合格した材料及び機器によるとき。 ④その他本工事について振興会様の責に帰すべき事由によるとき。 ※3.（資料-1）事業契約書（案）第３章_第５７条_第５項「事業者は、第2項の確認及び復旧に直接要する費用又は第3項の是正に要する費用を負担しなければならない。」についても同上。	原文のとおりとします。 振興会による破壊検査は、施工不良の疑いが強い場合等、相当の理由がある場合に実施することを想定しており、検査費用及び復旧費用を負担する予定はありません。 また、本事業では設計や工事材料・設備機器の選定を含む施設整備全体が事業者の業務範囲・責任の範囲にもあり、仮に振興会の指示があったとしてもその是非を含めて事業者が主体的に確認することが求められます。そのため、個別具体の事象にもよりますが、ご質問の①～③につき振興会にて費用は負担しません。なお、ご質問の④のように明らかに振興会の帰責事由がある場合は振興会にて負担します。
56	3_(資料-1)事業契約書（案）	27	3	第63条	表題登記、保存登記の実施有無についてご教示ください。	付帯事業を提案する場合、合案により国立劇場と民間収益施設が区分所有建物となる場合は、表題登記、保存登記いずれも必要です。その場合の費用負担は【資料－１】「事業契約書（案）」第63条第4項のとおりです。 独立建物となる場合は、不動産登記法等で義務づけられている内容を遵守してください。
57	3_(資料-1)事業契約書（案）	27	4	第３章_第５節_第６３条_第１項	本事業において、部分引渡しは実施しないものと理解してよろしいでしょうか。	現時点で、部分引渡しの予定はありません。
58	3_(資料-1)事業契約書（案）	27	8	第３章_第５節_第６３条_（引渡し）_２項	事業者から引渡しを受けた際、貴会が事業者に対して引渡受領書を交付すると記載がありますが、その場合、引渡受領書はいつ頃事業者へ交付されますでしょうか。（事業者へ完工引渡し後に融資を実行する際の証憑とすることを意図しております。）	国立劇場の引渡しが完了次第、遅滞なく交付します。融資との関係で期日等があれば、事前に協議に応じます。
59	3_(資料-1)事業契約書（案）	27	21	第３章_第５節_第64条_部分使用	振興会は、国立劇場の引渡し前においても、事業者の承諾を得て国立劇場の全部又は一部を使用することができ、とありますが、これにより追加費用及びスケジュールの調整が必要になった場合は協議できるものとしてよろしいでしょうか。	【資料－１】「事業契約書（案）」第64条第1項による追加費用については同条第3項により振興会が負担します。部分使用による引渡予定日の変更は想定していませんが、変更される場合には同資料第45条により対応します。

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
60	3_(資料-1)事業契約書（案）	27	21	第3章_第5節_第6 4条_第1項	「振興会は、国立劇場の引渡し前においても、事業者の承諾を得て国立劇場の全部又は一部を使用することができます。」との記載がございますが、部分使用を実施する場合には、以下の条件を前提に、その他の条件についても別途ご協議いただけますでしょうか。 ①事業者の事前の書面による承諾を得ること。 ②部分使用開始日をもって当該部分使用部分の契約不適合期間を起算すること。 ③部分使用部分の使用にあたっては事業者の定める方針に準じて使用すること。 ④部分使用部分につき、法令に基づいて必要となる手続は、振興会様の費用負担にて行い、事業者はそれに協力すること。	振興会による、国立劇場の引渡し前における国立劇場の全部又は一部の使用については、 【資料－１】「事業契約書（案）」第64条第１項のとおり、事業者の承諾を得て行います。 ご質問の条件を振興会が引受けたうえで引渡し前の全部又は部分使用を行うかどうかは、その時点における状況を総合的に勘案して判断しますので、現時点でご質問の条件を前提とできるかどうかはお答えできません。その他の条件についても同様です。
61	3_(資料-1)事業契約書（案）	28	9	第3章_第5節_第6 7条_第1項	契約不適合が、以下のいずれかの事由に基づき設計図書等どおりに施工されていないことに起因するものである場合には、振興会様は当該契約不適合を理由に請求等を行うことができます。 ①振興会様の指示によるとき。 ②支給材料、貸与品、工事用図書に指定された工事材料若しくは建築設備の機器の性質又は設計図書等に指定された施工方法によるとき。 ③設計図書等において検査及び試験を行うことを定めた材料及び機器又は振興会様の指示により検査及び試験を行った材料及び機器について、当該検査及び試験に合格した材料及び機器によるとき。 ④その他本工事について振興会様の責に帰すべき事由によるとき。	本事業では設計や工事材料・設備機器の選定を含む施設整備全体が事業者の業務範囲・責任のもとにあり、仮に振興会の指示があったとしてもその是非を含めて事業者が主体的に確認することが求められます。個別具体の事象にもありますが、ご質問の①～③が契約不適合に該当しないとは言えません。なお、ご質問の④のように明らかに振興会の帰責事由がある場合は契約不適合には該当しません。
62	3_(資料-1)事業契約書（案）	28	9	第3章_第5節_第6 7条_第1項	契約不適合責任に伴う損害賠償請求権については、契約不適合が本契約及び取引上の社会通年に照らして請負者の責に帰すべきではない事由により生じた場合は、行使されることはないものと理解してよろしいでしょうか。	事業者に対する契約不適合責任の措置は、個別具体の事象を踏まえて、法令及び【資料－１】「事業契約書（案）」の規定により振興会が判断します。 併せて、No. 61の回答をご参照ください。
63	3_(資料-1)事業契約書（案）	28	9	第3章_第5節_第6 7条_第1項	契約不適合責任に伴う履行の追完に過分の費用を要するときは、振興会様は履行の追完を請求できないものとさせていただけますでしょうか。	事業者に対する契約不適合責任の措置は、個別具体の事象を踏まえて、法令及び事業契約書の規定に従い振興会が判断します。履行の追完が合理的に考えて不可能と判断すれば、【資料－１】「事業契約書（案）」第67条第３項の措置を講じます。
64	3_(資料-1)事業契約書（案）	28	27	第3章_第5節_第6 7条_第4項	建築設備の機器本体、室内の仕上げ・装飾、家具、植栽等の契約不適合責任期間については、振興会様が検査し直ちにその履行の追完を請求しなければ事業者はその責を負わない（検査において一般的な注意のもとで発見できなかった契約不適合については、工事完成引渡の日から１年を経過する日まで請求等ができる。）ものとさせていただきますでしょうか。	原文のとおりとします。
65	3_(資料-1)事業契約書（案）	29	10	第3章_第5節_第6 7条_第8項	「契約不適合が構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、第1項、第3項又は第89条第1項第一号若しくは第2項第十五号に基づく請求を行うことのできる期間は10年とし、前各項の規定は適用しない。」との記載がございますが、本事業における施設整備目的物は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に定められる新築住宅には該当しないため、当該記載は適用されないものとさせていただきますでしょうか。	原文のとおりとします。
66	3_(資料-1)事業契約書（案）	29	33	第6 9条（統括責任者等）	振興会は、統括責任者や使用人が「不適当と認められる場合」に交代等の必要な措置を請求できる旨規定されているが、本条項に定める「不適当と認められる場合」とは、客観的な要求水準の未達、度重なる業務怠慢、またはコンプライアンス違反など、合理的な法的・実務的根拠がある場合に限定されるという理解で相違ないか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
67	3_(資料-1)事業契約書（案）	31	29	第7 7条（振興会による検査）	支払対象期間の維持管理業務について「検査に合格したとき」に維持管理費を支払う旨規定されているが、仮に検査において、業務の一部に軽微な不備や指摘事項があった場合、当該不備の是正が完了するまでの間、対象期間の維持管理費「全額」の支払いが留置されるのか。検査に合格している大部分の業務に相応する維持管理費（出来高相当額）については予定通り支払われ、指摘事項に係る部分のみを留置との理解で相違ないかご教示いただきたい。	維持管理費はすべての維持管理業務の完了と引換えに支払われるものであるため、業務の一部に不備や指摘事項があり、検査に合格しない場合に、維持管理費の一部のみの支払を行うことはありません。
68	3_(資料-1)事業契約書（案）	32	11	第5章_第8 0条_（付帯事業の実施）_2項	定期借地権設定契約締結の相手方が民間収益事業者ではなく事業者となっており、定期借地権設定契約における義務違反等が、本事業の解除事由（第89条第2項第五号および第六号）として定められています。 （資料-3）付帯事業の実施条件「第1．本書の目的」にも記載のあるように、振興会の業務及び国立劇場の整備・運営等に及ぼすリスク等を排除するという観点から、定期借地権設定契約の締結相手方を「民間収益事業者」とすることで、国立劇場の運営等に及ぼす事業リスクを分離していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。 なお、【資料－３】「付帯事業の提案条件」第１の記載内容を踏まえ、当該提案条件に基づいたうえで可能な限りリスクを分離する提案をしてください。
69	3_(資料-1)事業契約書（案）	33	24	第84条（付帯事業による第三者への損害）	事業者が第三者へ損害を賠償する責任を負ったり、貴会に対して補償する義務を負ったりするのは、事業者が第三者に対して法的に損害賠償責任を負う場合のみということでしょうか。	事業者が第三者に対して賠償責任（振興会が当該損害の支払を負担した場合にはその補償責任）を負うのは、事業者が第三者に対して法令等に基づく責任を負っている場合に限られます（別途事業者が当該第三者と契約書等の合意をしている場合を除きます。）。
70	3_(資料-1)事業契約書（案）	34	4	第86条（付帯事業の終了）第1項	事業期間が終了した時点で、付帯事業は終了し、事業者と貴会の間では定期借地契約のみが存続するという理解でよろしいでしょうか。	基本協定及び事業契約の終了後も、定期借地権設定契約は存続します。そして、【資料－３】「付帯事業の提案条件」を含む入札説明書等の条件については、【資料－１－４】「定期借地権設定契約書（案）」第５条第１項の規定により、基本協定及び事業契約の終了後も継続して定期借地権設定契約の条件を構成します。
71	3_(資料-1)事業契約書（案）	34	25	第6章_第8 7条_（施設整備費の支払）_4項	モニタリングによる減額だけでなく同額の違約金を設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。第88条第5項についても同様です。	モニタリングによる減額及び同額の違約金の規定は、事業者による債務不履行の程度に応じて設定しており、軽微な違反でただちに減額及び同額の違約金が発動するものではありません。また、業務の内容が要求水準を満たさないため、その満たさない要求水準に対応する整備費用を支払わざるを得ないことから減額の規定があり、それとは別に、そのような要求水準未達の発生が事業者の帰責によることに鑑み違約金の規定があるものとご理解ください。
72	3_(資料-1)事業契約書（案）	34	25	第6章_第8 7条_第4項	「振興会は、第62条第2項の場合において、事業者が国立劇場及び施設整備業務に係る成果物を業務要求水準書及び事業計画書のとおり完成させることが困難又は合理的でないと判断した場合は、別紙4に従い、施設整備費の減額及び違約金の請求を行うことができる。」との記載がございますが、万一、事業者の責に帰すべき事由により当該事象に該当する場合には、直接的かつ相当因果関係が認められる範囲内の損害を賠償することで処理・解決するものとし、違約金の請求はご容赦いただけますでしょうか。 ※3.（資料-1）事業契約書（案）第6章_第8 8条_第5項「振興会は、事業者の責めに帰すべき事由により業務不履行があった場合は、別紙4に従い、維持管理費又はその他の費用の減額及び違約金の請求を行うことができる。」についても同上。	原文のとおりとします。事業者の責めに帰すべき事由がある場合には、違約金の支払が必要となります。
73	3_(資料-1)事業契約書（案）	34	29	第6章_第8 7条_第5項	「振興会は、前項の場合において、減額等とは別に、振興会に発生した損害の賠償を事業者に請求することができます。」等の記載がございますが、前項で定める違約金とは損害賠償の予定として取り扱われるものですので、実際の損害額が当該違約金の額を超える場合における超過分の損害賠償請求についてはご容赦いただけますでしょうか。 ※3.（資料-1）事業契約書（案）第6章_第8 8条_第6項、第7章_第2節_第9 3条_第5項、第7章_第3節_第9 6条_第4項についても同上。	原文のとおりとします。違約金は損害賠償の予定ではなく、違約罰として設定されるものですので、損害賠償額とは関係なく違約金は別途請求されることになります。
74	3_(資料-1)事業契約書（案）	35	19	第6章_第8 8条_（維持管理費及びその他の費用の支払）_5項	維持管理業務期間中のモニタリングによる減額は、施設整備費には及ばないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	3_(資料-1)事業契約書（案）	35	26	第7章_第8 9条_（振興会の解除権）	本件解除事由について、付帯事業は独立採算業務であるため、付帯事業を起因とする解除は付帯事業に限り効力が及ぶとの認識でよろしいでしょうか。	付帯事業を提案する場合は、付帯事業も本事業の一部であり、【資料－１】「事業契約書（案）」第89条第１項又は第２項の各号の規定に該当する場合は、本契約の全部又は一部の解除事由となり得ますが、契約解除の範囲については、解除事由に係る個別具体の事象を踏まえて判断します。
76	3_(資料-1)事業契約書（案）	36	18	第7章_第2節_第8 9条_（振興会の解除権）_2項_七号	第89条第2項において、同項第七号、第八号、第九号、第十号、第十三号に関連する一定の場合に、本契約の全部又は一部を解除することができると規定されております。談合、入札妨害又は独占禁止法違反の抑止、反社会的勢力の排除、並びに当該事由が発生した場合における国の損害回復又は制裁的対応という目的は、原因行為者である選定企業等に対し、基本協定書に基づき、直接的に違約金、損害賠償又は補償義務を負担させることにより十分に達成し得るものであり、本事業の実施のために企業が設立する特別目的会社に負担させることはリスク分担の合理性に欠けると思料されます。 また、金融機関は、違約金による返済原資毀損リスクに対応するため、違約金相当額のリザーブ設定その他の信用補完措置を要求する可能性があり、結果として資金調達コストの増加、ひいては事業コスト全体の増加を招くおそれがありますので、当該規定を削除いただけないでしょうか。	事業者は【資料－１】「事業契約書（案）」第15条第１項に基づいて選定企業に対して各業務を委任し、同条第５項に基づいて選定企業の使用に関する一切の責任を負うとしているため、ご質問のような事由が生じた場合に事業者が事業契約の解約リスクを負担することは合理的であると考えます。また、違反事由の内容によりますが、ご質問のような事由が生じた場合に事業契約を維持することは、公共事業の公平性の確保等の観点から適切ではないため、原文のとおりとします。
77	3_(資料-1)事業契約書（案）	38	20	第7章_第1節_第8 9条_第2項_第二十二号	契約の解除事由として「事業者が、本事業の実施において要求水準を達成できず、かつ、改善措置を講じても要求水準を達成することができないとき。」等の記載がございますが、事業者の責に帰すべきでない事由により要求水準又は提案内容を達成できない又はできなかった場合には、事業者は無催告解除されるものではないと理解してよろしいでしょうか。	法令等の変更や不可抗力の場合の解除については、【資料－１】「事業契約書（案）」第92条により事業者と協議のうえで行われます。
78	3_(資料-1)事業契約書（案）	39	18	第7章_第9 0条_（振興会の任意による解除権）	本件任意解除について、付帯事業は独立採算業務であるため、付帯事業を起因とする解除は付帯事業に限り効力が及ぶとの認識でよろしいでしょうか。	ご質問の条文は振興会の任意による解除を定めたものであるため、特定の事由に限定されるものではありません。
79	3_(資料-1)事業契約書（案）	39	22	第7章_第1節_第9 1条_第1項	振興会様が工事を著しく減少したため、本事業費のうち、建設業務に係る費用が2/3以上減少した場合についても、事業者の解除権をお認めいただけますでしょうか	原文のとおりとします。

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
80	3_(資料-1)事業契約書（案）	39	28	第7章_第1節_第9 1条_第2項_第一号	「第37条により本件工事の中止期間が事業工程表に基づく工期の10分の5（工期の10分の5が180日を超える場合には、180日）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後90日を経過しても、なおその中止が解除されないととき。」との記載がございますが、工事の中止（中止が工事の一部のみの場合を含む。）期間が工期の1/4以上になったとき又は2か月以上になったときは、事業者は本契約を解除できるものとさせていただけませんか。	原文のとおりとします。
81	3_(資料-1)事業契約書（案）	39	32	第7章_第1節_第9 1条_第2項_第二号	事業者の解除権が認められる場合として、「振興会が本契約に従って支払うべき事業費を、支払期限到来後60日を過ぎても支払わないとき。」との記載がございますが、社会通念に照らして、2週間を超えてもなお、振興会様が事業者への支払いを行わない場合には、事業者は本契約を解除できるものとさせていただけませんか。	原文のとおりとします。
82	3_(資料-1)事業契約書（案）	40	17	第7章_第2節国立劇場の引渡し前における契約解除の効力	国立劇場の引渡し前における契約解除の場合、すでに建築基準法第6条の確認の申請書を提出済みである場合は、事業者は遅滞なく確認申請の取り下げ手続きを行い、すでに確認済証が交付済みの場合は、事業者は遅滞なく工事取止め届を建築主事に提出するものと理解してよろしいでしょうか。	具体的な解除理由や解除時の状況により対応が異なりますので、振興会側から別途指示があった場合にはそちらに沿ってご対応ください。
83	3_(資料-1)事業契約書（案）	40	25	第7章_第2節_第9 3条_第1項_第二号	「～設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の取得及び保持する。」等の記載がございますが、本契約が解除となった場合の成果物（未完の成果物を含む）の取扱いについては、以下の条件を前提にご協議いただけませんか。 ①成果物の使用にあたっては事業者及び設計者の氏名を表示しないこと。 ②国立劇場引渡し前に引き渡す成果物については、設計業務及び工事監理業務の途中段階における仕掛品（未完の成果物）となるため、当該成果物の内容について事業者は責任を負わず、振興会または振興会から委託を受けた第三者の責任において精査のうえ利用するものとする。 ※3_(資料-1)事業契約書（案）第7章_第2節_第9 4条_第2項、第7章_第2節_第9 5条_第2項、第7章_第4節_第1 0 3条_第2項、11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備 第8節_4_（1 1）_①、第8節_4_（2 1）_②についても同上。	【資料－１】「事業契約書（案）」第93条第1項第三号に基づき、出来形部分については振興会が相応する代金を支払うこととなりますので、使用についての制限や責任免除については原則として応諾できませんが、取扱いについては個別の事情に応じて事業者と協議のうえ、振興会が決定します。 なお、※にご提示いただいた箇所については、ご質問が適切ではないと思われるので、改めてご質問ください。
84	3_(資料-1)事業契約書（案）	40	27	第7章_第2節_第9 3条_（事業者の帰責事由による契約解除の効力）_1項_三号_	貴会が取得する出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
85	3_(資料-1)事業契約書（案）	41	8	第7章_第2節_第9 3条_（事業者の帰責事由による契約解除の効力）_1項_六号	民間収益施設にかかる出来形部分に相応する代金には、事前調査費、SPCの会社経費および合理的な金融費用等も含まれるという認識でお間違いないでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
86	3_(資料-1)事業契約書（案）	44	30	第97条（振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力）第3項	同条項では、第94条第3項と異なり「合理的な増加費用」のみの負担となっており、損害が除外されておりますが、建物引き渡し前後で損害が発生する状況は変わらないものと思料しますので、同条項においても「合理的な増加費用及び損害」としていただけますでしょうか。	【資料－１】「事業契約書（案）」第97条第3項を「振興会は、前項に定める本契約の解除に関して事業者に発生する合理的な増加費用及び損害（なお、誤解を避けるために付言すると、事業者【又は民間収益事業者】における逸失利益を含まない。）を負担するものとし、振興会は、事業者と協議のうえ、当該合理的な増加費用及び損害の金額及び支払方法を定める」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
87	3_(資料-1)事業契約書（案）	46	3	第100条3項契約終了時の事務	原状回復工事はクロスの貼替え等大規模な補修ではなく、パテ埋め・化粧板による目隠し程度の軽度な補修であることの理解で宜しいでしょうか。	原状回復を原則としますが、個別具体内容は実際の原状回復工事の際に振興会と協議のうえ、その指示に従ってください。
88	3_(資料-1)事業契約書（案）	46	20	第7章_第4節_第1 0 1条（保全義務）	「自己の費用負担により国立劇場の出来形部分又は本施設について必要な維持保全に努めなければならない。」との記載がございますが、事業契約書（案）第94条及び第95条による契約解除の場合は、振興会様の費用負担とさせていただけませんか。	【資料－１】「事業契約書（案）」第101条を「事業者は、契約解除のときは、次の各号に定めるところにより、必要な維持保全に努めなければならない。 一 契約解除の通知の日から第93条第1項第二号による引渡し又は第100条第5項による維持管理業務の引継ぎ完了のときまで、自己の費用負担により国立劇場の出来形部分又は本施設について必要な維持保全に努めなければならない。 二 契約解除の通知の日から第94条第2項第一号による引渡しのとときまで、振興会の費用負担により国立劇場の出来形部分について必要な維持保全に努めなければならない。 三 契約解除の通知の日から第95条第1項第二号による引渡しのとときまで、第95条第2項の定めに従った費用負担により国立劇場の出来形部分について必要な維持保全に努めなければならない。」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
89	3_(資料-1)事業契約書（案）	47	18	第104条（事業者による事実の表明保証及び誓約）第2項	同条項における誓約は、第100条第7項の事務終了までの誓約という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	3_(資料-1)事業契約書（案）	63	2	1_不可抗力の定義	（2）および（3）の事象に伴い、またはこれらに準ずる国際情勢の急変等により、事業者の責に帰さない「国際的なサプライチェーンの途絶、または主要資材の極端な流通枯渇」が生じ、工期や維持管理に遅延・影響が出た場合、本条項の不可抗力（人為的事象またはその他）として扱われるという理解でよろしいか。	ご質問のような事由が「経験ある管理者及び事業者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は傷害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由」に該当する場合には、ご理解のとおりです。
91	3_(資料-1)事業契約書（案）	64	1	別紙6_不可抗力による費用分担	不可抗力による施設整備期間の変更・延期に伴い、事業者の「期待利益」が補償対象外と記載がありますが、仮に不可抗力によって施設整備期間が延期（引き渡しの遅延等）となった場合、事業者が当初予定していた維持管理期間そのものが短縮されることなく、延期された期間と同等の「維持管理期間の延長（後ろ倒し）」が認められるという理解で相違ないか。	具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
92	3_(資料-1)事業契約書（案）	64	1	別紙6_不可抗力による費用分担	「出費（経常費、営業継続費用等）」の範囲について確認させていただきたい。期間の延期や短縮が発生した場合、事業者は売上（期待利益）を失う一方で、当該事業のために待機・従事させている人員の人員費、協力会社への補償金、および固定資産の維持費等の固定費（経常費用）が継続して発生する。これら「期間変更がなければ発生しなかった、または回避不能であった固定費等の実費」については、本条項における「出費および間接損失」として、不可抗力の対象に含まれるという理解で相違ないか、ご教示ください。	ご質問のような各種費用については、不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となり、【資料－１】「事業契約書（案）」別紙6により分担が決定されます。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
93	3_(資料-1)事業契約書（案）	64	6	別紙6_3_（1）施設整備業務に関する損害分担	不可抗力による施設整備業務の損害分担について、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、振興会様が損害合計額を負担するものとさせていただけませんか。	原文のとおりとします。
94	3_(資料-1)事業契約書（案）	66	7	別紙8_2_（1）	本契約第89条による解除の場合、上乗せする利ざやとは認めないとのことですが、利ざやには融資金融機関に対する金利が含まれています。本条項があるとプロジェクトファイナンスによる資金調達が困難となるため、事業計画書に記載されている融資者から提示のあった利ざやとするか、契約の解除に関して融資者に発生する合理的な増加費用を負担することをご検討いただけませんか。	原文のとおりとします。
95	4_(資料-1-1)事業者等が付す保険等	1	22	第1施設整備の履行に係る保険3付保条件(3)	「保険金額は、施設費（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1以上」とありますが、事業契約第9条1項では、「保証金額又は保険金額は本件工事費等の10分の1以上に相当する額としなければならない」とあります。「施設費」と「本件工事費等」は同義という理解でよろしいでしょうか。また、本件工事費等の定義をご教示ください。	ご理解のとおり、「施設費」と「本件工事費等」は同義です。【資料－１】「事業契約書（案）」別紙2 用語の定義において、「本件工事費等」は「別紙5に基づき振興会が負担する国立劇場に係る施設費の合計額（消費税等を含む。）」と定義しています。
96	4_(資料-1-1)事業者等が付す保険等	3	11	第3維持管理業務に係る保険_3付保条件_①	維持管理業務の範囲は、本施設に限られるものであると認識していますが、担保範囲に民間収益施設を含むこととする趣旨をご教示いただけますでしょうか。	『民間収益施設を含む』としているのは、民間収益施設を合築建物として提案する場合に対象となることとしていますので、【資料－１－１】「事業者等が付す保険等」第3.3 ①を「担保範囲は、本事業の契約対象となるすべての施設（合築建物を提案する場合、民間収益施設を含む。）を対象とする。なお、合築建物の場合、共用部については管理組合が付保する保険の対象とし、その費用は振興会負担分を面積比率により按分する。」に訂正します。訂正表をご確認ください。
97	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	5	1	3章 減額並びに罰則点及び罰則留保点の付与_（1）日常的に実施する業績等の監視_② 振興会による監視	維持管理業務の日常的業務の達成状況について、振興会自らが実施する調査に基づく確認を行う場合がある旨の記載がありますが、当該調査の実施方法、確認項目及び評価の考え方についてご教示ください。	【資料－１－２】「業績等の監視及び改善要求措置要領」2章3.（2）②にいただいたご質問として回答します。 調査の実施方法及び確認項目は、十分に確認ができない事項に応じて、決定します。
98	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	5	10	第2章_3_（3）随時実施する業績等の監視	「来場者及び職員等からの報告があった場合その他振興会が必要と認めるときは、随時に、業績等について、事業者から必要な報告を求める」とあるが、具体的にどのような場合に業績の報告が必要になるか。	各業務の業績及び実施状況（業績等）について、要求水準を達成していない又は達成しないおそれ（業務不履行等）があると振興会が判断した場合に報告が必要となります。事業者は、セルフモニタリングの結果等に加え、必要に応じて振興会が求める要求水準の達成状況を確認するための報告を行ってください。
99	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	5	21	3章 減額並びに罰則点及び罰則留保点の付与_（2）経営管理、維持管理に係る提案等の要求水準の未達成による減額等	維持管理業務において要求水準未達時にはサービス対価の減額等が行われる旨の記載がありますが、日常清掃業務に関して要求水準未達と判断される具体的な事例、または判定基準があればご教示ください。	要求水準の未達成による費用の減額は、改善勧告に基づく改善・復旧の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになり、その修補を行うことが困難である場合に行われます。日常清掃業務に関しては、【添付資料5－2－4】「各部位の日常清掃・定期清掃・特別清掃に係る要求水準」に規定されている性能が、改善勧告に基づく改善・復旧の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになった場合です。
100	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	6	14	第3章_2_（2）減額算定並びに罰則点及び罰則留保点付与のための区分	減額、罰則点及び罰則留保点の付与に関して、コスト管理計画書に基づく（コスト管理計画書では人件費と物件費を分けて記載する）旨の記載がある一方、業務項目ごと・支払区分ごとに行う旨も記載があるが、どちらが正か。 （例運転・監視及び日常点検・保守業務のポストの欠員により業務履行が滞った場合、人件費のみに減額等がなされるのか、人件費と物件費合計の業務費に減額等がなされるのか）	維持管理業務に係る減額並びに罰則留保点の付与方法については、「支払区分の費用を対象として、減額並びに罰則点及び罰則留保点の付与を行う」こととしています。
101	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	7	21	2_（3）_①_イ 事業者の不備に起因する公演等の中止・延期	重大な事象の具体例として「事業者の不備に起因する公演等の中止・延期」等によるペナルティ（減額等）が規定されていますが、昨今の世界的な半導体不足やサプライチェーンの混乱等、事業者の責に帰さない事由により交換部品の調達が遅れ、設備の復旧に間に合わなかった場合、これらのペナルティは免責されるという認識でよろしいか。	【資料－１－２】「業績等の監視及び改善要求措置要領」第3章2.（3）①において、「重大な事象の判断基準は、契約書の締結後、事業者の作成する素案に基づき、振興会と事業者で協議のうえ、振興会が定める。」としています。

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
102	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	8	18	2_(4)_①_エ) 来場者等からのクレーム	重大な事象以外の事象として「来場者等からのクレーム」が罰則点の対象となり得るとされていますが、客観的調査の結果、悪意のある不当なクレーム（カスタマーハラスメント等）であることが判明した場合、罰則点は付与されない（又は取り消される）と考えて良いか。	悪意のある不当なクレームである場合は、本規定で規定しているクレームには該当しないため、罰則点は付与されません。
103	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	10	16	第3章_2_(6) 支払区分ごとの当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合	「支払留保期間は翌期の支払時期に持ち越す」との規定により、業務不履行が年度をまたぐ場合には、当該年度の施設整備対価が翌期以降まで支払留保される可能性があるという理解でよろしいでしょうか。 その場合、金融機関への返済原資となるキャッシュフローの安定性が損なわれ、資金調達が困難となる可能性があるため、当該年度に係る施設整備対価については、業務不履行が継続している場合であっても当該年度末までには支払われるよう、当該規定の見直しをご検討いただけますでしょうか。	ご理解のとおり、維持管理業務の業務不履行が継続し、支払留保期間が翌期の支払時期に及ぶ場合には、施設整備対価の支払が翌期以降となる可能性があります。 なお、本規定は、維持管理業務の業務不履行が継続している場合においても、業務の適正な履行を確保するための措置として施設整備対価の支払を留保することを目的とするものであり、原文のとおりとします。
104	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	11	7	第4章_1. 業績等の監視の方法	要求水準内の（10）維持管理に係る記録及び事業終了時の引継ぎでは事業終了3年前に関連資料の提出とあるが、どちらが正か。	【資料－２】「業務要求水準書」第5章、第1節、5.（10）. ①. b. に事業終了時の3年前に施設劣化点検報告書を提出することを規定していますが、当該報告書提出前に施設の劣化等の状況報告及び施設の保全のために必要となる資料の整備状況の確認を行うため、「事業終了4年前」としています。
105	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	12	2	第4章 事業終了時に係る業績等の監視_表5. 重大な事象の具体例	維持管理業務における重要な事象の具体例として、清掃業務に関し「利用者満足度の低水準」が示されていますが、当該事項についてはどのような評価指標及び判定基準に基づき判断されるのか、ご教示ください。	ご質問の「表5. 重大な事象の具体例」に記載のとおり、公演等の劇場におけるサービスへの損害などが一定回数以上など発生する場合を、重大な事象となる判断基準（例）として示しています。具体的な（例）として、「利用者満足度の低水準」は、清掃業務による衛生状態の悪化により、利用者からの苦情等により一部エリアの閉鎖や公演等中止などが複数回発生するケースなどが考えられますが、これに限るものではありません。 なお、【資料－１－２】「業績等の監視及び改善要求措置要領」第3章2.（3）①で「重大な事象の判断基準は、契約書の締結後、事業者の作成する素案に基づき、振興会と事業者で協議のうえ、振興会が定める。」としていますので、併せてご確認ください。
106	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	12	26	表5_重大な事象の具体例	「空調設備・換気設備機能の停止」や「気密性・水密性の損失（漏水など）」が重大な事象として挙げられていますが、事業者が要求水準通りの点検・保守を実施していたにも関わらず発生した突発的な機械故障や不可抗力等の場合は、事業者の責めに帰する事由には該当せず、減額等のペナルティ対象外となるという認識でよろしいか。	振興会が、事業者の責めに帰する事由に該当せず、業務不履行等には該当しないと判断した場合は、ペナルティ対象外となります。 不可抗力に該当するかどうかは個別具体の事象によります。不可抗力の定義については、【資料－１】「事業契約書（案）」別紙6をご参照ください。
107	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	1	26	第1_1_(1)_①施設費	「事業契約の締結日から国立劇場の維持管理業務開始日まで」とございますが、「開始日の前日まで」と理解してよろしいでしょうか。	「事業契約の締結日から国立劇場の維持管理業務開始日まで」を「事業契約の締結日から国立劇場の引渡日まで」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。 事業契約の締結日から国立劇場の施設引渡提案日（同日を含む。以下同じ。以下「引渡日」という。）までが、施設費の対象であり、維持管理業務開始日から事業期間の終了日までが維持管理費及びその他の費用の対象です。なお、「入札説明書」3.（5）②にも記載していますが、維持管理業務は施設引渡しの翌日から対象としています。
108	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	3	16	第1_2 事業費の内訳_表1_施設費	「施設整備業務に係る以下の費用」の中に「事業者の開業に伴う諸費用」がございいますが、「維持管理業務の開業準備費（人件費、事務費等除く）」は、この費用に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご質問の『維持管理業務の開業準備費（人件費、事務費等除く）』が何を意味するのか不明です。事業費については、【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」第1. をご確認のうえ、必要な費用を計上してください。
109	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	3	17	第1_2 事業費の内訳_表1_施設費	「施設整備業務に係る以下の費用」の中に「事業者の運営費の一部」がございいますが、「維持管理業務の開業準備費に係る人件費及び事務費等」は、この費用に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご質問の『維持管理業務の開業準備費に係る人件費及び事務費等』が何を意味するのか不明です。事業費については、【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」第1. をご確認のうえ、必要な費用を計上してください。
110	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	3	32	第1_2 事業費の内訳_表1_その他の費用	「維持管理業務に係る人件費及び事務費等」は、「事業者の運営費の一部」に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご質問の『維持管理業務に係る人件費及び事務費等』が何を意味するのか不明です。事業費については、【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」第1. をご確認のうえ、必要な費用を計上してください。
111	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	4	18	第2. 事業費の算定及び支払方法 3. 各費用の支払額の算定及び支払方法 (1) 施設整備費 ①施設費 ア施設費A	「事業者が提案する施設整備の工程」とは、様式A-6-1という理解でよろしいでしょうか。	事業者が提案する施設整備の工程は、【様式A-6-1】によりますが、この提案された工程の出来高により各年度の支払額を計画してください。
112	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	4	18	第2. 事業費の算定及び支払方法 3. 各費用の支払額の算定及び支払方法 (1) 施設整備費 ①施設費 ア施設費A	施設費Aの初回の支払は、設計業務（各種調査を含む）に着手した後の最初に迎える9月又は3月という理解でよろしいでしょうか。	施設費Aについては、「事業者が提案する施設整備の工程の出来高に相応する額の十分の九以内の額を施設整備期間中に原則として各年度2回に分けて部分払する」とこととしていますので、具体的な支払時期について現時点では想定できません。なお、支払については振興会が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に支払うことになります。
113	6_(資料-1-4)事業費の算定及び支払方法	4	18	第2. 事業費の算定及び支払方法 3. 各費用の支払額の算定及び支払方法 (1) 施設整備費 ①施設費 ア施設費A	各年度2回の支払に際してのスケジュールは、おおそ以下のイメージとなりますでしょうか。 ①9月（3月）中旬：出来高検査 ②9月（3月）下旬：事業者から請求書の提出 ③10月（4月）下旬：振興会から事業者への入金	【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」に対していただいた質問として回答します。 No. 112の回答をご参照ください。
114	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	4	21	第2_3_(1)_①_ア施設費A	「…施設整備の工程の出来高に相応する額の十分の九以内の額を施設整備期間中に原則として各年度2回に分けて部分払する」とありますが、「表1. 事業費の内訳」に記載の施設費の費用の内訳に記載の項目（解体撤去費、設計費、事業者の開業に伴う諸費用、事業者の運営費の一部、融資組束手数料、建中金利など）すべてが部分払の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、ご質問の「表1. 事業費の内訳」の中の、施設費に係る消費税等の残額（施設整備期間の初年度から引渡年度の前年度の部分払に含まれる消費税等を除いた金額）及び事業者の運営費並びに引渡年度の支払額の残額（上記の施設費に係る消費税等を除いた金額）は、施設整備期間の引渡日の属する年度の支払（引渡時の完成払）となります。
115	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	5	12	第2_3_(1)_①_ア施設費A	表2にて、入札価格に含めることとされている土壌汚染対策費及び電波障害調査・対策費等について、お示しいただいている以上の金額が発生した場合は、当該費用について振興会様のご負担とさせていただきますでしょうか。	ご質問の「表2. 施設整備業務における業務量の実績に応じた対価の支払方法」における対価の支払プロセスに記載のとおり、事業者は業務の実施前に当該業務に係る見積額を提出のうえ、振興会と事業者との協議により変更契約を締結し、当該変更契約の金額に基づいて対価を支払う予定です。 なお、付帯事業の提案による費用負担の考え方については、【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」別紙1をご参照ください。
116	6_(資料-1-5)事業費の算定及び支払方法	6	2	第2. 事業費の算定及び支払方法 3. 各費用の支払額の算定及び支払方法 (1) 施設整備費 ①施設費 ア施設費A	「有価物売却額は振興会に納付すること」とありますが、SPCを介さず、解体撤去工事を担当する企業から振興会に直接納付する流れでもよいでしょうか。	【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」に対していただいた質問として回答します。 有価物売却額の納付は、解体撤去工事を担当する企業からではなく、事業者からとしてください。
117	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	6	14	第2_3_(1)_①_イ施設費B	「施設費Bについては、国立劇場の引渡日以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計が均等となるよう、3月末日及び9月末日の年2回（以下「施設費B支払期日」という。）全40回に分けて支払うものとする。」とありますが、引渡日の「翌日以降」ではなく、引渡日も含むとの理解でよろしいでしょうか。これに従うと、3月31日を引渡日とした場合、3月31日が施設費Bの初回支払期日となるとの認識で相違ないでしょうか。	【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」第2. 3.（1）①イの「引渡日以降」を「引渡日の翌日以降」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。 なお、「ただし、維持管理業務開始日以降初回の施設費B支払期日までの期間が6か月に満たないときは、その次の支払期日をもって初回の支払期日とする。」とあるとおり、3月31日を引渡日とした場合、施設費Bの初回支払期日は引渡日の翌事業年度の9月末日となります。
118	6_(資料-1-6)事業費の算定及び支払方法	6	15	第2. 事業費の算定及び支払方法 3. 各費用の支払額の算定及び支払方法 (1) 施設整備費 ②割賦手数料	「引渡日以降事業期間終了の前年度にわたり」とありますが、この表現ですと、割賦払いは計40回ではなく、計38回になるという理解でよろしいでしょうか。計40回なのであれば、「引渡日以降事業期間終了年度にわたり」となりませんでしょうか。	【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」に対していただいた質問として回答します。 ご質問を踏まえ、【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」第2. 3.（1）②の「引渡日以降事業期間終了の前年度にわたり」を「引渡日の翌日以降事業期間にわたり」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。 また、同資料第2. 1. の「施設費B及び割賦手数料の合計額は国立劇場の維持管理中、原則として平準化して支払うものとする。」は、「施設費Bは国立劇場の維持管理中、原則として平準化して支払い、割賦手数料は国立劇場の維持管理中、後掲3.（1）②に基づき、支払うものとする。」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
119	6_(資料-1-7)事業費の算定及び支払方法	6	22	第2. 事業費の算定及び支払方法 3. 各費用の支払額の算定及び支払方法 (1) 施設整備費 ②割賦手数料	「基準金利は、引渡日の翌日から1年前の応当日に確定することとし」とありますが、PFIにおいては、引渡日の2営業日前に基準金利を確定する事例が一般的です。今回引渡日の約1年前に基準金利を確定させる背景をご教示ください。また、他の事例同様、引渡日の2営業日前の基準金利の採用のご検討願います。	【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」に対していただいた質問として回答します。 基準金利の確定日については、昨今の金利上昇傾向や他のPFI案件の動向を踏まえ、「引渡日の翌日から1年前の応当日」から「引渡日の2銀行営業日前」に訂正します。 なお、基準金利確定までの期間が長期に渡ることで、施設引渡日が事業者の提案によること及び予算調整との関係から、「引渡日が4月から9月までの場合には引渡日の前年度の6月1日を、引渡日が10月から3月までの場合には引渡日が属する年度の6月1日を基準金利の仮確定日（以下「金利仮確定日」という。）とする。」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。 また、「金利確定日の基準金利により割賦手数料を再計算した結果、金利仮確定日より既に支払った割賦手数料との間に差額が生じた場合は、金利確定日の基準金利を適用する最初の支払期日において、当該差額を調整することとする。」を追記します。 以上を含め、第2. 3（1）②の記載を訂正しますので、訂正表をご確認ください。 上記を踏まえ、施設費及び維持管理費の内容確定については、第4 事業費の内訳の算定の「金利確定日まで」を「引渡日の12か月前又は金利仮確定日のいずれか遅い日まで」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
120	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	6	26	第2_3_(1)_②割賦手数料	「なお、第１回目の割賦手数料の計算期間は、引渡日の翌日から引渡日が属する年度の翌年度の9月30日までとする。」とありますが、施設費Bの支払については、「国立劇場の引渡日以降事業期間にわたり」とあります。「引渡日の翌日から」と「引渡日以降」のように、割賦手数料と施設費Bの支払（計算）期間の始期に齟齬があるように見受けられますが、いずれかに合わせる必要はないでしょうか。	ご質問を踏まえ、施設費B及び割賦手数料の支払について「引渡日の翌日以降事業期間にわたり」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。 また、割賦手数料の初回支払期日を施設費Bの初回支払期日に合わせるため、【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」第2．３．（１）②の「第１回目の割賦手数料の計算期間は、引渡日の翌日から引渡日が属する年度の翌年度の9月30日までとする。」を「第１回目の割賦手数料の計算期間は、引渡日の翌日から施設費Bの初回の支払期日までとする。」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
121	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	6	26	第2_3_(1)_②割賦手数料	「なお、第１回目の割賦手数料の計算期間は、引渡日の翌日から引渡日が属する年度の翌年度の9月30日までとする。」とありますが、これに従うと、引渡日が4月1日の場合、割賦手数料の初回支払日が引渡日から1年6ヶ月も長い期間を要することになります。初回計算期間を、「・・・から直近の3月31日または9月30日のいずれか早い日まで」としていただけないでしょうか。	No. 120の回答をご参照ください。
122	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	6	28	第2_3_(1)_②割賦手数料	基準金利の金利決定日について、「施設引渡し日の翌日の1年前の応当日」とされております。本資料「別紙２ 基準金利の算定方法」における考え方の趣旨は十分理解しておりますが、一方で、現在のような金利上昇局面における先スタート金利の設定は、金融機関の資金調達・ヘッジ実務と乖離しており、資金調達の確実性に影響を及ぼす可能性があります。また、近年の国によるPFI案件においては、「施設引渡し日の2営業日前」を金利決定日とする例も見られることから、本事業においても、金利決定日を「施設引渡し日の2営業日前」とする取扱いへの変更をご検討いただけませんか。	No. 119の回答をご参照ください。
123	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	7	1	第5_3_②改定方法	入札説明書に関する第1回質疑No. 36において、「協議の時点における経済情勢等を踏まえ、…」とご回答いただいた。事業期間が長期にわたり、経済情勢も日々変動するため、落札から事業契約締結までの期間の協議のみならず、維持管理期間中においても、採用した指標が経済情勢とそぐわない場合、契約変更の協議に応じていただけるか。	【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」第5．３．③改定方法 に対していただいたご質問として回答します。 協議により採用した指標については、原則として維持管理期間中における指標の変更は行いません。ただし、採用した指標の適用を継続することが経済情勢等に照らして著しく合理性を欠くと振興会が認めた場合には、指標の変更に関する協議に応じます。
124	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	7	1	第5_3_②改定方法	入札説明書に関する第1回質疑No. 36において、「内閣府の通知等を参考に事業者と協議により決定しますが、現時点で協議における条件として事前にお示しできるものはございません。」とご回答いただいた。内閣府の通知においては、「選定事業者が負担する物価変動リスクを減じするため、選定事業者が実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に反映される物価指数を採用することが必要である。」と記載がある。維持管理業務の場合、維持管理企業の従業員の賃上げ率等の資料を提示し、それと近い動きをする指標を採用いただける想定でよろしいか。	【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」第5．３．③改定方法 に対していただいたご質問として回答します。 No. 134の回答をご参照ください。
125	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	7	1	第5_3_②改定方法	入札説明書に関する第1回質疑No. 36において、「内閣府の通知等を参考に事業者と協議により決定しますが、現時点で協議における条件として事前にお示しできるものはございません。」とご回答いただいた。現状の経済情勢においては、維持管理業務の実態と毎月勤労統計調査の動向に乖離が生じていると認識している。落札後の協議における他指標への変更の可能性、柔軟性の有無が不透明な状態だと、事業者は将来的な物価変動リスクをすべて積算価格に織り込まざるを得ない。PFI法第4条に掲げられる「効率的かつ効果的な財政資金の行使（VFMの向上）」に反し、結果として予定価格超過、入札不調のリスクを招く恐れがある。本事業の適切な積算およびVFM最大化の観点から、落札後の協議においては、事前に提示された毎月勤労統計調査にのみ限定されるものではなく、「建築保全業務労務単価」等、他の適切な指標の採用も含めて柔軟に協議・決定できる枠組みである、との理解で相違ないかご教示いただきたい。	【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」第5．３．③改定方法 に対していただいたご質問として回答します。 No. 134の回答をご参照ください。
126	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	7	1	第5_3_②改定方法	入札説明書に関する第1回質疑No. 36において、「内閣府の通知等を参考に事業者と協議により決定しますが、現時点で協議における条件として事前にお示しできるものはございません。」とご回答いただいた。一方、事業契約書（案）には「毎月勤労統計調査」が「使用を想定している指標」として記載されている。内閣府の通知等を参考にしていたのであるれば、事業契約書（案）には内閣府の通知で掲載されている指標すべてを「使用を想定している指標」として掲載することをご検討いただきたい。	【資料－１】「事業契約書（案）」ではなく、【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」第5．３．③改定方法に対していただいたご質問として回答します。 原文のとおりとします。また、No. 134の回答をご参照ください。
127	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	7	1	第5_3_②改定方法	維持管理業務の要求水準において、「建築保全業務共通仕様書により実施する」と記載があるため、国土交通省が“各省各庁の施設管理者が、建築保全業務共通仕様書を適用する業務に関し、建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領により官庁施設の建築保全業務に係る費用を積算するための参考単価として作成”した建築保全業務労務単価の変動率を物価改定の指標として採用いただくことが適切と考えるため、ご検討いただきたい。	【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」第5．３．③改定方法 に対していただいたご質問として回答します。 No. 134の回答をご参照ください。
128	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	7	1	第5_3_②改定方法	維持管理業務の要求水準において、「建築保全業務共通仕様書により実施する」と記載があるが、事業費の算定においては、どの積算単価を用いて積算されたか。	概算事業費として公表している内容についての詳細を公表する予定はありません。
129	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	7	1	第5_3_②改定方法	「毎月勤労統計調査（その他サービス）」は、日本標準産業分類における大分類R「サービス業（他に分類されないもの）」を対象としている。この大分類には、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、外国公務など、極めて多様な業種が含まれている。 例えば、宗教（寺院・神社・教会等）、政治団体、経済団体、労働者派遣業、自動車整備、コールセンター、と畜場など、施設の維持管理業務とは全く関係のない業種が多数含まれており、これらの業種における賃金動向が統計値に混在している。そのため、本統計を維持管理業務の賃金改定指標として採用することは、実態との乖離が極めて大きいものと思料する。 内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）の契約に関するガイドライン（令和8年6月16日改正）においても、「「サービス対価」の改定の基準とする物価指数の採用にあたっては、選定事業者が負担する物価変動リスクを減じするため、選定事業者が実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に反映される物価指数を採用することが必要である。具体的には、当該市場価格に対する感応度が高い物価指数を採用するとともに、対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用することが望ましい。」と記載されており、選定事業者が実際に従事する業務の市場価格を的確に反映する指標を採用すべきとされている。 以上を踏まえ、「建築保全業務労務単価」等、維持管理業務の実態に即し対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した感応度の高い物価指数へ記載を変更いただきたい。 締結後の協議とされていても、毎月勤労統計調査のみが記載されている以上、事業者はその指標が採用されるリスクを踏まえ、実態との乖離分のリスクマネーを積み重ねなければならない、適切な指標を採用いただければ本来不要となるコストが事業費の増大に繋がるため、ご検討いただきたい。 参照：総務省_日本標準産業分類_分類目表 https://www.soumu.go.jp/main_content/000890407.pdf 参照：厚生労働省_毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査）：調査の概要_調査の対象 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1d.html#link01	【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」第5．３．③改定方法 に対していただいたご質問として回答します。 原文のとおりとします。また、No. 134の回答をご参照ください。
130	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	7	27	第2_3_(2)_①維持管理費	維持管理費の支払について、「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」No. 342にて、「・・・施設引渡日によって業務期間が変動する場合（初年度及び最終年度）にはそれに応じた支払をします」との回答でしたが、業務期間の変動に加え、各年度の業務量にも応じてお支払いいただけ、各回同額でなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」第2．１．の「維持管理に係る対価は、維持管理業務開始日以降事業期間にわたり業務量に応じて対価を支払うものとする。」を、「維持管理に係る対価は、維持管理業務開始日以降事業期間にわたる対価を原則として平準化して支払うものとする。」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。 また、施設引渡日によって業務期間が変動する場合（初年度及び最終年度）はそれに応じた支払となりますので、同資料第2．３．（2）①「維持管理費は、国立劇場の維持管理業務開始日以降、事業期間にわたり、３月末日及び9月末日の年2回（以下「維持管理業務費支払期日」という。）、全40回支払うものとする。」を、「維持管理費は、国立劇場の維持管理業務開始日以降、事業期間にわたり、３月末日及び9月末日の年2回（以下「維持管理業務費支払期日」という。）、全40回支払うものとし、原則として平準化して支払うものとする。」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
131	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	8	3	第2_3_(2)_②その他の費用	その他の費用については、「①維持管理費」に記載の「ただし、・・・6か月に満たないときは、その次の支払期日をもって初回の支払期日とする。」との記載がなく、一方、「ただし、初回・・・の支払対象期間が6か月と異なるときは、初回及び最終の支払額は当該期間に応じた費用を支払うものとする。」とあります。その他の費用については、維持管理費とは異なり、維持管理業務開始日から直近の支払期日までが6か月に満たない場合でも、業務量に応じて直近の支払期日に初回支払がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」第2．３．（2）②その他の費用について、①維持管理費と同様に、「ただし、維持管理業務開始日以降初回の維持管理業務費支払期日までの期間が6か月に満たないときは、その次の支払期日をもって初回の支払期日とする。また、最終回の支払対象期間が6か月に満たないときは、当該期間に応じた費用を支払うものとする。」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
132	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	9	11	5_1基本的な考え方	技術革新に伴う国立劇場等の運営方法の変更等とあります。技術革新により省力化出来た場合、事業費削減を前提とするのでは無く、事業者のインセンティブとして位置付けることをご検討下さい。	維持管理費の見直しについては、「物価変動及び技術革新等に伴う国立劇場等の運営方法の変更等、明らかに費用に変更が生じる場合を含め、PFI手法に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、振興会の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、振興会及び事業者が協議して行う」とこととしています。
133	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	10	19	2．施設費の物価変動に基づく改定	中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について、「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」（令和8年6月16日付け国官技第129号、国官総第47号、国営管第128号、国営計第64号、国港技第35号、国空予管第325号、国空空技第110号、国空交企第89号）が通知されておりますが、本件においても同通知が適用されると考えてよろしいでしょうか。	本事業においても、同通知の主旨を踏まえて、事業者と協議を行いたいと考えています。

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
134	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	10	19	表3_使用を想定している指標	10P19行目表3に維持管理及びその他の費用の物価変動に基く改定に使用する指標を記載いただいていますが、令和8年6月29日付け「民間資金等の活用による公共施設の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の変更等について」3Pにサービス対価改定の基準とする物価指数の採用に当たっては選定事業者が実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に反映される物価指数を採用することが必要であり、別紙の例示も参考に、対象業務、対象費用項目及び対象地域のそれぞれに連動した物価指数を採用することとあります。ついては表3、使用を想定している指標にこだわることなく、維持管理業務の中でも清掃業務や警備業務毎に採用する指標を協議の上決定するプロセスの理解で宜しいでしょうか	【資料－１－３】「事業費の算定及び支払方法」第５．３．③表３は使用を想定している指標の例示であり、実際に各業務に採用する指標については、事業者との協議により決定することとしています。
135	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	12		表５．重大な事象の具体例	事業者として適切な管理（法定や建築保全業務共通仕様書どおりの点検）を行っていたにもかかわらず、重大な事象の具体例に該当する事象が発生した場合には、不可抗力に該当し、減額及び違約金は発生しないという理解でよいか。	【資料－１－２】「業績等の監視及び改善要求措置要領」表５ 重大な事象の具体例 に対するご質問として回答します。No.106の回答をご参照ください。
136	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	別紙4		物価等の変動に基づく施設費の改定	施設費Bが生じる提案価格で落札した場合において、施設費の増額改定が発生した場合、増額分は全て施設費Bの区分になるという認識でよいでしょうか。	物価等の変動に基づく改定の場合、施設費の増額についての施設費A又は施設費Bの支払区分については、必要となる時期や額によるため現時点ではどちらの区分での支払となるか決定していません。
137	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	別紙4		物価等の変動に基づく施設費の改定	施設費Bが生じる提案価格の場合において、施設費の減額改定が発生した場合、減額分はすべて施設費Bから減額となるという認識でよいでしょうか。その場合、減額分が施設費Bを上回り、施設費総額が1665億円を下回る場合の施設費Bの扱いはどのようになるのでしょうか。	前段については、施設整備期間中の支払額は決まっているため、減額となった場合は施設費Bで調整することとなります。後段については、その場合は施設費Bは削除し、施設費Aのみとなり施設費Aからの減額となります。
138	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	別紙4		物価等の変動に基づく施設費の改定	施設費Aのみが存在する提案価格で落札した場合において、施設費の増額改定が発生し、施設費総額が1665億円を上回った場合でも、引き続き施設費Bは発生しないという認識でよいでしょうか。	No.136の回答をご参照ください。
139	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	別紙4_1	8	図1	スライド協議締切が引渡日の12か月前となっていますが、当該日時から引渡日までの物価等の変動についての取扱いはどう考えますでしょうか。こちらについても協議できる期間を認めていただきたく、協議締切を引渡日としていただけませんかでしょうか。	スライド協議締切日は、予算要求手続等に必要期間（スライドによる協議、事業費内訳の確定、予算調整等）を考慮したうえで設定していますので、スライド協議締切は原文のとおりとなりますが、施設引渡日が事業者の提案によることを踏まえ、「ただし、引渡日が提案によって異なることから、最終的なスライド請求期限は事業契約の締結後の協議により決定する。」を追記しますので、訂正表をご確認ください。ただし、施設引渡日が事業者の提案による関係から、スライドによる増額の支払については、事業者と協議することとします。
140	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	別紙4_1	12	別紙4_第1_1	各スライドごとに、1,000分の15や100分の1といった免責の規定がありますが、免責なしとしていただく方向でご検討願います。	原文のとおりとします。
141	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	別紙4_8	10	別紙4_第1_4	想定している指標について、日建設標準建築費指数（NSBPI）等の民間の指標についても例として記載いただけませんかでしょうか。	採用する指標については、事業者と協議により決定することとしていますので、原文のとおりとします。
142	6_(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	別紙4_9	4	図2	スライド協議締切が引渡日の12か月前となっていますが、当該日時から引渡日までの物価等の変動についての取扱いはどう考えますでしょうか。こちらについても協議できる期間を認めていただきたく、協議締切を引渡日としていただけませんかでしょうか。	No.139の回答をご参照ください。
143	7_(資料-1-4)定期借地権設定契約書(案)	1	12	第２条（貸付財産等）	「貸付財産は、別紙1に記載される事業用地をいう。」とありますが、分棟を想定する場合は乙が借用する面積が事業用地となるのでしょうか。	民間収益施設を分棟として提案する場合であっても、定期借地権設定契約の対象となる「貸付財産」は、事業者が提案する施設計画に基づき民間収益施設の敷地として区分される土地となります。具体的な敷地境界や貸付面積は、事業提案及び基本設計等を踏まえ、定期借地権設定契約において定めます。
144	7_(資料-1-4)定期借地権設定契約書(案)	3	19	第9条の2（固定資産税負担金）	「乙は、毎年1月1日を基準として甲に賦課される固定資産税の金額が、第7条ないし第8条に基づき同年4月1日から翌年3月31日までの期間の貸付料として甲が乙に支払うべき金額を上回る場合には、乙は当年6月●日までに、その差額を固定資産税負担金として、甲に納付するものとする。」とあるが、「貸付料として甲が乙に支払うべき金額」は誤記で「貸付料として乙が甲に支払うべき金額」が正と考えてよいか。	ご理解のとおりです。【資料－１－４】「定期借地権設定契約書（案）」第9条の2の「貸付料として甲が乙に支払うべき金額」を「貸付料として乙が甲に支払うべき金額」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
145	7_(資料-1-4)定期借地権設定契約書(案)	3	19	第9条の2（固定資産税負担金）	「乙は、毎年1月1日を基準として甲に賦課される固定資産税の金額が、第7条ないし第8条に基づき同年4月1日から翌年3月31日までの期間の貸付料として甲が乙に支払うべき金額を上回る場合には、乙は当年6月●日までに、その差額を固定資産税負担金として、甲に納付するものとする。」とあるが、貸付料が固定資産税を上回らない場合、甲に課税される固定資産税について乙が負担することでしょうか。考え方をご教示ください。分棟を想定する場合は乙が借用する面積で固定資産税は按分されるのでしょうか。	民間収益施設の提案が事業者の自由な判断に委ねられており、振興会が負担する費用等（固定資産税等）は、提案される付帯事業の内容によって異なります。そのため、ご提案の内容をもとに応募者において固定資産税等の計算をしていただき、かかる費用を加えた額を貸付料として提案してください。そのうえで、貸付料の額が実際に振興会に賦課される固定資産税等の額を下回ったときは、その差額を別途振興会に支払っていただくこととしています。また、付帯事業の提案によって振興会が負担する必要のある固定資産税等については、すべて事業者が負担することとしています。
146	7_(資料-1-4)定期借地権設定契約書(案)	4	19	第13条_第2項	「乙は、貸付財産が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、甲は乙に対し、当該賠償額を求償することができる。」との記載がございますが、当該不可抗力等、事業者の責めに帰すべきでない事由による場合は、振興会様のご負担とさせていただきませんかでしょうか。	原文のとおりとします。貸付財産は、貸付期間中、事業者において維持・管理し、すべての責任を負う必要があります。
147	7_(資料-1-4)定期借地権設定契約書(案)	6	5	第17条_第1項	「甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、直ちにその是正を求めるものとし、乙が当該是正に応じない場合には、第20条に定める違約金を徴収する旨を乙に通知して違約金を徴収するとともに、本契約を解除することができる。」との記載がございますが、事業者が本契約に定める義務を履行できない正当な理由がある場合には、当該記載の適用外であると理解してよろしいでしょうか。	本規定は「できる」と定められているため、必ずしも本項に該当する場合に適用されるものではありません。本規定を適用するかは具体的な事情に照らして振興会が判断します。
148	7_(資料-1-4)定期借地権設定契約書(案)	6	10	第17条_第3項	「乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。」との記載がございますが、損害の範囲については、直接的かつ相当因果関係が認められる範囲内のものとさせていただきませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
149	7_(資料-1-4)定期借地権設定契約書(案)	7	20	第20条_第2項	「前項の違約金は、本契約に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。」との記載がございますが、第14条、第17条に違反した場合には、直接的かつ相当因果関係の認められる範囲内の損害を賠償することで処理・解決するものとし、違約金及び直接的かつ相当因果関係の認められる範囲を超える損害の賠償についてはご容赦いただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
150	7_(資料-1-4)定期借地権設定契約書(案)	7	22	第21条（損害賠償）	第20条（違約金等）第2項にて、「前項の違約金は、本契約に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない」との記載がございますが、違約金については、損害賠償の予定として取り扱われるものとし、実際の損害額が当該違約金の額を超える場合における超過分の損害賠償請求についてはご容赦いただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
151	8_(資料-2)業務要求水準書 第1章 総則	1-1	8	第2節事業者が提案した事業計画	「本業務要求水準書に示す要求水準を上回るものについては、事業者が本事業を実施するにあたっての要求水準の一部として扱うものとする。」との記載がございますが、当該事象が発生した際には、事業契約書（案）第31条及び第32条に基づく要求水準の変更がなされるという理解でよろしいでしょうか。	事業者が提案した事業計画の内容のうち、要求水準を上回るものについては、事業契約締結時点で、要求水準の一部として取り扱うため、変更の対象とはなりません。
152	8_(資料-2)業務要求水準書 第1章 総則	1-2	23	第6節_3_（５）	「振興会が貸与する図面等の情報（例えば、既存施設の図面、ＣＡＤデータ等）については、業務又は工事の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、契約履行の完了と同時に振興会に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は破棄する。」等の記載がございますが、法令による保管義務又は業務記録等として一部資料の保管が必要となる場合がございますので、この場合における秘密情報を含む書面及びそれらの複写物等の保管については、本条の規定に反するものではないものと理解してよろしいでしょうか。 ※11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備 第8節_2_（12）_①_eについても同上。	別途、法令等の遵守すべき規定の対象となる資料がある場合においては、ご理解のとおりです。
153	9_(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	2-2	4	第1節_2_（3）展示機能の充実と普及発信機能の強化	ツアーとして見学できる舞台裏とは具体的にどの部分を想定するのか。また、一部専用の動線等は必要でしょうか。	前段については、舞台、楽屋、奈落、大道具等を想定しますが、事業者の提案によります。後段については、専用の動線は必須とはしません。
154	9_(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	2-2	8	第1節_2_（4）レストラン、カフェ、ショップの整備	「公演のない日でもだれでも利用できるレストラン、カフェ、ショップ等を設置し」とありますが、「舞台付きレストラン（仮称）」の付属諸室のことを指すと考えてよろしいでしょうか。事業者が設置する場合は、配置や面積等の具体的な条件をご教授ください。	ご理解のとおりです。
155	9_(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	2-2	10	第1節_2_（5）皇居周辺の文化施設との連携	「皇居周辺の文化施設との連携」につきましては、現時点で近隣施設等と連絡をとり、具体的に提案していく必要がありますでしょうか。	現時点で具体的な協議を行っているものではなく、今後、詳細な連携については協議することとしていますので、応募者においてご判断ください。
156	9_(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	2-2	32	第2節_2_国立劇場の維持管理業務	国立劇場の維持管理業務について、什器・備品調達業務の記載がありませんが、添付資料の各室の性能特記事項の備考欄に記載の備品等については、本事業対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、【添付資料４－７】「各室の性能特記事項」の「備考」欄に関する記載もご参照ください。
157	9_(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	2-2	35	第2節.業務の概要 3.本事業に含まれていない業務	(1)(2)(4)の業務の実施時期について、施設引渡以降に実施するという認識でよろしいでしょうか。	(1)の振興会のLANの工事及び(2)の国立劇場への移転に係る引越業務については、ご理解のとおりです。 (4)の「舞台付きレストラン（仮称）」については、国立劇場の施設整備期間中を予定しています。

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
158	9_(資料-2)業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件	2-2	37	第２節_３. 本事業に含まれていない業務	舞台関係設備の定期点検及び保守業務も事業範囲外と考えて良いか。	ご理解のとおりです。
159	9_(資料-2)業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件	2-2	40	第２節_３ 本事業に含まれていない業務	舞台関連設備の定期点検及び保守業務、修繕業務は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	9_(資料-2)業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件	2-2	40	第２節_３ 本事業に含まれていない業務	舞台付きレストラン(仮称)の排水設備は屋外第一桝以降を本事業で行う範囲とし、グリストラップおよび第一桝までの配管は別途整備とありますが、厨房除害設備(厨房排水の油分除去)を本事業で見込む必要はありますでしょうか。必要な場合は想定水質および１日の想定排水量を指定願います。	厨房除害設備が必要な場合は、「舞台付きレストラン（仮称）」に係る建築設備に含まれるものとし、本事業の対象外とします。
161	9_(資料-2)業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件	2-2	47	第２章. 事業の目的及び計画条件_第２節. 業務の概要_３. 本事業に含まれていない業務	(4)「『舞台付きレストラン（仮称）』の内装、建築設備、舞台設備、家具、什器、備品、調理設備」の整備と記載がありますが、当該居室に関連する清掃業務や環境維持業務等の維持管理業務は見積対象外との認識でよろしいでしょうか。	「舞台付きレストラン（仮称）」に係る維持管理業務は本事業外ですので、ご理解のとおりです。
162	9_(資料-2)業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件	2-2	47	第２節_３_（４）	舞台付きレストラン(仮称)の建築設備は事業範囲外とありますが、ZEB認証取得のためのBEIの算定において入力すべき空調能力・換気量・コンセント負荷の原単位等、計算条件をご教示願います。	「舞台付きレストラン（仮称）」の建築設備の詳細については、本施設の設計段階で提示することを予定しています。ご質問の内容を参考にいたします。
163	9_(資料-2)業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件	2-3	2	第２節_４_（１）	ご提示いただいた各種関連資料の随所に「調整」「協力」等の記載がございますが、調整等に過大な費用を要し請負代金の変更が必要な場合には、振興会様にご負担いただくことを前提にご協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。	調整、協力等をしていただくことは事業者の義務としていますので、事業契約において振興会が負担する旨の定めが適用される場合を除き、これらの調整等を実施したことによって事業者の費用が増加した場合における増加費用は事業者で負担してください。
164	9_(資料-2)業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件	2-3	7	第２章_第２節_４_（２）ネーミングライツ	振興会が本事業とは別にネーミングライツ（命名権）を導入する可能性があるとのことだが、導入に伴い、施設内の各種サイン等の変更、あるいは清掃・保守の仕様変更等が生じ、事業者の維持管理業務量や費用が増加する場合、当該増加分については事業費の変更（増額）の対象となると考えてよろしいか。	ネーミングライツ（命名権）を導入することにより合理的な増加費用が発生した場合は、振興会が負担します。
165	9_(資料-2)業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件	2-3	9	第２章_第２節_４_（２）振興会が行う別途工事、業務への対応	「ネーミングライツの導入に係る費用は振興会又はネーミングライツの取得者において負担する」とありますが、施設内外のサイン変更や追加等に関する費用は、本事業の維持管理費には含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	9_(資料-2)業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件	2-3	12	第２節_５その他	実施に関する方針に対する質問回答No.47にて、「必要となる調査及び調査結果を踏まえた対応については事業者において実施することとなります。」との回答がありますが、事業契約締結後の詳細調査により、既存施設の健全性に関して想定外の不具合等が判明した場合における、当該事象への対応に伴う事業契約変更の可否、その判断基準及び基本的な考え方（リスク分担の考え方及び「想定外」の判断の考え方を含む）、それに伴う事業計画書（提案内容）の変更・見直しの可否、許容範囲及び手続きについてご教示ください。	既存施設の改修・再利用の提案をする場合は、既存施設に係る調査、調査結果を踏まえた対応（健全性に関して想定外の不具合等による対応を含む。）については、すべて事業者の責任と費用負担において実施することとします。そのため、それに伴う事業計画変更等は行いません。
167	9_(資料-2)業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件	2-3	14	第２節_５その他	「現国立劇場を活用する増築、改修」の計画にあたり、現国立劇場各棟について確認済証、検査済証、計算書の有無をご教示ください。（現時点で存在を確認できているものをご教示ください。）	確認済証、検査済証については、【参考資料２－５－１】「既存建物・既存工作物の図面①」「（建－０１）案内図・配置図・建物面積表」建物面積表の備考欄をご参照ください。構造計算書については以下のとおりです。 ①国立劇場本館：無 ③国立劇場分室（増築）：有 ⑤⑫⑰国立演芸場：有 ⑨事務棟：有 ⑪伝統芸能情報館：有
168	9_(資料-2)業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件	2-4	12	第４節_１_（３）建ぺい率	「80%（ただし、60%未満で施設計画を行うこと。）」とありますが、付帯事業を提案する場合も60%未満で計画する必要がありますでしょうか。	60%未満で計画する必要があります。
169	9_(資料-2)業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件	2-4	14	第４節_１_（４）指定容積率	「500%、一部700%（ただし、500%未満で施設計画を行うこと。）」とありますが、付帯事業を提案する場合も500%未満で計画する必要がありますでしょうか。	500%未満で計画する必要があります。
170	9_(資料-2)業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件	2-5	11	第４節_３地盤状況等	「参考資料で事業者が判断できない場合、必要に応じて自ら調査を行う」旨の記載がございますが、当該の調査を見積提出前に行うことができないため、調査の結果、見積に反映することができなかった項目が明らかになった場合は、契約金額及び工期の変更対象とさせていただけますでしょうか。	ご質問の資料は契約締結後に事業者が行う調査業務の参考資料として提示するものであり、当該資料を採用するか否かは事業者の判断に委ねられるため、事業契約において別途規定されている場合を除き、契約金額及び工期の変更には応じられません。
171	9_(資料-2)業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件	2-5	18	第４節_５. 既存樹木、既存樹木の移植	「移植する既存樹木のリスト」とあるが、施設計画上や工事計画上、支障が無ければ、移植せずにそのまま原位置に残すことも可能でしょうか。	残すことも可能であり、事業者の提案によります。
172	9_(資料-2)業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件	3	3	4_(1)振興会が行う別途工事、業務への対応	振興会が行う別途工事で新たに整備された部位,設備等については維持管理業務の対象外とするとありますが、具体的には舞台付きレストランの維持管理業務に関して、貴会が運営事業者へ発注した場合、責任分界点が曖昧になる懸念があります。ついては当該業務も事業者へ発注することを検討下さい。	「舞台付きレストラン（仮称）」の維持管理業務は、本事業の対象外です。ご質問の内容を参考にいたします。
173	9_(資料-2)業務要求水準書 第２章 事業の目的及び計画条件	3	7	4. (2)振興会が行う別途工事、業務への対応	ネーミングライツ導入に係る費用負担は振興会又はネーミングライツ取得者となっていますので、事業者は協力はしますが、費用負担はない認識でお間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	10_(資料-2)業務要求水準書 第３章 経営管理	3-1	38	第１節_４. 事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人及び総括代理人の直属スタッフは実務経験・資格要件共に規定なしという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
175	10_(資料-2)業務要求水準書 第３章 経営管理	3-1	43	第１節_４. 事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人及び総括代理人の直属スタッフは国立劇場現地で勤務する必要はないという理解でよいか。	【資料－２】「業務要求水準書」に示す業務を満たす限りにおいて、ご理解のとおりです。
176	10_(資料-2)業務要求水準書 第３章 経営管理	3-1	43	第１節_４. 事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人及び総括代理人の直属スタッフは専属専任である必要はないという理解でよいか。	【資料－２】「業務要求水準書」に示す業務を満たす限りにおいて、ご理解のとおりです。
177	10_(資料-2)業務要求水準書 第３章 経営管理	3-3	15	7. 計算書類等	中間計算書類における提出書類に関して、中間決算時は一般的に監査法人の監査は実施しませんので、監査済ではない計算書類を提出することでもよろしいでしょうか。	監査済みの中間計算書類等を提出してください。
178	10_(資料-2)業務要求水準書 第３章 経営管理	3-3	20	第２節_７. 計算書類等（４）	「事業契約締結から当該引き渡し時点までに生じた事業費の変更等」の提出を求めると記載がありますが、入札後に当該引き渡し時点まで入札時からの金額の変更が認められているという認識でよろしいでしょうか。	物価変動や要求水準の変更、基準金利の確定等により事業費の改定が想定されるため提出を求めているものです。
179	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	2	42	(2)国立劇場の特性を踏まえた施設整備	「将来的な改変にフレキシブルに対応できる計画とする。」とありますが、現時点で想定はありますでしょうか。また、改変に伴う設備移設等の費用は貴会にてご負担頂けるのでしょうか。	現時点で具体的な想定はありませんが、将来的な改変がしやすいような施設計画の提案を求めるものです。また、振興会の都合による改変に伴う設備移設等の費用は振興会が負担します。ただし、事業者の都合による改変に係る費用は事業者負担となります。
180	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4	12	駐車場面積	地下駐車場面積として5,600㎡となっているが、一部屋外青空駐車場化した場合は、表4-1の合計面積53530㎡から減じても問題ないと考えてもよろしいでしょうか。	『一部屋外青空駐車場化』を提案することは構いませんが、その場合でも、国立劇場の延床面積は、【資料－２】「業務要求水準書」表４－１に示す合計面積の99%以上102%以下としてください。なお、【添付資料４－１－１】「都市計画等に係る条件」に規定されている条件を満足してください。
181	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-4	5	第３節_１_（２）	省エネルギー化等を目的に、要求諸室以外の部屋を独自提案する場合、これらの面積は、指定されている合計面積から除外してもよろしいでしょうか。	要求諸室以外の部屋を独自提案することは妨げませんが、その場合でも、国立劇場の延床面積は、【資料－２】「業務要求水準書」表４－１に示す合計面積の99%以上102%以下としてください。
182	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-4	12	第３節_１_（２）	表4-1国立劇場の規模に記載の延床面積について、普及発信部門の舞台付きレストランも含めた値である理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-4	29	第３節_１_（２）	「公用車庫庫(普通車1台)を、国立劇場と一体的構造として地下駐車場に設置する。」と記載されていますが、必ず地下に駐車する必要がある車は、公用車と考えて宜しかったでしょうか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
184	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-4	31	第3節_1_(2)	「国立劇場の駐車台数の確保にあたっては、地上部に設置する国立劇場の駐車場の駐車台数を算入できるものとする。」とあるが、地下部分の駐車台数を減らし、地上部分にできるだけ多くの駐車台数を設ける計画とした場合、「表4－1 国立劇場の規模」に記載された地下駐車場面積より減ることになると思われるが、この場合でも、「表4－1に示す合計面積の99%以上102%以下とする」が適用されるのか。	適用されます。駐車場については、要求水準を踏まえたうえでご提案ください。
185	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5	30	第3節_3動線計画の条件	内堀通りに面した信号付近の既存切り下げについて、一般車両が右折で敷地内に進入しても問題ないものとして計画してもよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
186	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5	30	第3節_3動線計画の条件	内堀通りに面した信号付近の既存切り下げについて、今回の整備計画ではなくしてもよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
187	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5	39	第3節_3_(3)	地上に国立劇場関係者等が使用する主要なエントランスと車寄せを設けた場合、地下駐車場には車寄せ不要と考えていますが、よろしいでしょうか。	地下駐車場にも簡単な乗降ができるスペースは必要となります。
188	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5	46	第3節_4建築物の高さ条件	建築物高さについて、「不特定多数の者が使用しない塔屋、工作物、メンテナンス用タラップ、手摺、工作物の指定を受けない煙突などは除く」とありますが、設備機器（工作物で美観上目隠しされたもの）も除かれると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5	46	第3節_4建築物の高さ条件	不特定多数の者が使用しない設備機械室は、敷地内の建築物高さの制限を超えてもよろしいでしょうか。	『不特定多数の者が使用しない塔屋』とは、屋上に設けることが必要な昇降機塔や階段室等を想定しています。そのため、設備機械室は不可とします。
190	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5	50	第3節_5.施工計画の条件	工事用車両出入口は原則として内堀通り側に設ける、とあるが、必要に応じて区道側に車両出入口を設けることは可能でしょうか。	事業者の提案によります。
191	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	13	第3節_5.施工計画の条件	工事場所における夜間及び休日の警備については、必ずしも人的警備ではなく、機械的な警備でもよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
192	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	13	第3節_5_(7)	「工事場所における夜間及び休日の警備を適切に行う。」と記載されていますが、常時警備を配置する訳では無いと考えて宜しかったでしょうか。	事業者の提案によります。
193	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	6	13	5. 施工計画の条件	工事場所における夜間及び休日の警備の仕様に関しては具体的な仕様の記載がないため、事業者による提案を承認いただける認識で宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。
194	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	35	第3節_7_(2)	「既存の電力供給幹線(特別高圧22kV)については、振興会の仮移転後速やかに・・・。」とありますが、仮移転時期の予定がありましたら、ご教示下さい。	現時点で仮移転時期は未定です。
195	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-7	3	第3節_8. 関係法令等の遵守	冷媒の回収・破壊にあたっては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)」に基づいて行う、とあるが、各有害物質の指示数量があれば、ご教示ください。	ご質問の『各有害物質の指示数量』が何を意味するのか不明ですが、フロン回収参考数量は以下となります。 R22：260kg、R407C：240kg、R410A：130kg、R32：3.1kg、R123：655kg
196	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-7	8	第4節施設計画（基本的性能）	「施設整備に係る基本的性能は「官庁施設の基本的性能基準（令和6年改定版）（令和6年3月25日改定）」に準拠」とありますが、民間収益施設についても準拠する必要があるでしょうか。	合築建物として民間収益施設を提案する場合には、国立劇場の専有部分、専用使用部分、共通使用部分に適用されます。独立建物として民間収益施設を提案する場合は、【資料－3】「付帯事業の提案条件」を満足したうえで事業者の提案によります。
197	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-8	34	第4節_2_(1)_a	ZEBOrientedの認証取得とはBELS認証を指し、かつ認証取得時期の指定はないものと考えてよろしいでしょうか。	各種ZEBの認証取得はBELSによる設計性能評価に基づくものであり、その認証取得時期については施設引渡日までの間であれば、特に指定はありません。一般的には省エネ適判と同時期に申請し、設計確定時に認証を取得するものと考えています。
198	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-8	36	第4節_2_(1)_b	「第三者機関による評価結果を確認できるものとする。」とありますが、認証の取得までは不要だが、第三者機関による審査を受けた上での評価結果を提示する必要があるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-8	46	第4節_2_(1)_f	トップレベル事業所の認定について、認定取得が可能な計画とすることとありますが、認定の取得自体は業務に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-9	17	第4節_2_(2)_①_a_(c)	「「都市計画等に係る条件」に示す緑化面積は「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準（令和6年3月）」に準じて算定する」とありますが、計画地は都市計画上の地区計画に該当しない為、「地区計画の区域内における行為の届出」は不要と考えてよろしいでしょうか。	「都市計画等に係る条件」については、緑化面積、緑化率や空地面積、空地率を含め東京都との協議を踏まえ設定しているものです。計画地は、都市計画上の地区計画に該当しないため、「地区計画の区域内における行為の届出」は不要と考えますが、算定条件を含め東京都及び千代田区に確認してください。
201	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-9	19	第4節_2_(2)_①_a_(c)	「緑化率の計算にあたっては、災害時の外部への利用者避難スペース等の国立劇場の機能上必要な面積等を緑化可能面積から除くことができる。」とありますが、上記質疑の届出が不要の場合、緑化可能面積等に関わる判断は、振興会と協議の上、自主的に（都と協議はせずに）行う認識でよろしいでしょうか。	No.200の回答をご参照ください。
202	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-10	18	第4節_2_(2)_②_j_(a)	「空地面積は「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」に準じて算定する」とありますが、計画地は都市計画上の地区計画に該当しない為、「地区計画の区域内における行為の届出」は不要と考えてよろしいでしょうか。	No.200の回答をご参照ください。
203	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-10	19	第4節_2_(2)_②_j_(a)	「空地率の計算にあたっては、歩道、広場と同様の設えの通路で臨時に車両が通行する部分及び室内空間と広場等との一体的なつながりを有し、広く一般に開放されるグランドロビー等の面積を加えることができる。」とありますが、上記質疑の届出が不要の場合、空地率に含めることができる面積等の判断は、振興会と協議の上、自主的に（都と協議はせずに）行う認識でよろしいでしょうか。	No.200の回答をご参照ください。
204	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-10	36	第4節_3_(1) 防災性に関する性能	「2,800人（観客及び職員）分の食料、水、…保管する。」とあるが、物資及び救助用資機材の調達・更新・管理は事業範囲外という理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
205	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-10	36	第4章_第4節_3_(1)_③_a救助用資機材	非常事態発生時、「振興会が準備する2,800人（観客及び職員）分の食料、水等」とありますが、施設に待機・対応する事業者の維持管理業務従事者（警備、設備管理スタッフ等）の備蓄品はここから提供していただけるか。それとも事業者側で別途用意しておく必要があるか。	事業者側でご用意ください。
206	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	10	36	3_(1)_③_a基本的性能	標記の備蓄倉庫は、各室性能表の備蓄倉庫A、B両方該当いたしますか。また、備蓄倉庫に保管する物資や機材は2,800人/日という理解で宜しいでしょうか。	前段については、【添付資料4－5】「各室性能表」の備蓄倉庫A及びBの両方が該当します。後段については、備蓄倉庫に保管する物資や機材は【参考資料4－7】「独立行政法人日本芸術文化振興会事業継続計画」に記載のとおり、2,800人/日の3日分です。これらを備蓄倉庫A及びBに振り分けて保管します。
207	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-11	23	第4節_3_(1)_【技術的事項】_②_a_(b)_（イ）	都心南部直下地震、大正関東地震の波形データは独自に作成したものを使用してよろしいでしょうか。	独自に作成したものを使用することで構いません。
208	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-11	41	第4節_3_(1)_【技術的事項】_②_c_(a)_（ウ）	「構造計算については、大臣認定を取得する」とありますが、建物の高さが60m以下の場合においても必ず大臣認定の取得が必要でしょうか。また、構造的に独立した複数の棟を計画する場合、新築小規模建物（付属建屋）や改修利用する既存建物も含めて全ての棟について大臣認定の取得が必要でしょうか。	前段については、60m未満の場合で、構造種別（耐震・制振・免震）によらず、大臣認定の取得は必要となります。後段については、構造的に独立した複数の棟、新築小規模建物（付属建屋）や改修利用する既存建物については詳細が不明のため、国立劇場に係る構造計算は、【資料－2】「業務要求水準書」第4章_第4節_3_(1)によります。これを満足する範囲において、事業者の提案によります。
209	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-12	9	第4節_3_(1)_【技術的事項】_②_c	制振・耐震構造の場合、レベル2上部構造のクライテリアは弾性限のため、地下・基礎も同様と考えてよろしいでしょうか。	【資料－2】「業務要求水準書」第4章_第4節_3_(1)【技術的事項】②.c.(a)に記載のとおり、地下階・基礎構造の構造耐力上不要な部分については短期許容応力度以内となります。
210	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-13	31	第4節_3_(1) 防災性に関する性能	「重要機器に対して」と記載があるが、重要機器とは何を指すか。	関係法令等に定めのある機器類、中央監視装置、監視カメラ、通信機器、給水ポンプ、排水ポンプ及び【添付資料4－5】「各室性能表」に記載の事業継続に必要な機器を示します。
211	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-13	33	第4節_3_(1)_【技術的事項】_②_f_(a)_（ウ）	「法定点検・更新等の停電作業においても、重要機器に対して電力供給が途絶しない計画とする」とあるが、瞬時的にも途絶させないようということか、それとも、事業継続への支承が無い範囲であれば短時間の途絶は問題無いか。また、更新作業中は劇場・演芸場での公演はないものとして考えて良いか。	前段については、瞬時的にも途絶させないものとします。ただし、重要機器のうち非常用電源を確保することとされている給水ポンプ及び排水ポンプは、この限りではありません。後段については、ご理解のとおりです。
212	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-14	15	第4節_3_(1)_【技術的事項】_③_a耐火に関する性能	官庁施設の基本的性能基準における耐火に関する性能の分類Ⅱ・Ⅲに指定された室の防火区画の開口部の特定防火設備の二重化について伺います。本基準において、対象となる全ての室に対して前室を設けることによる二重化が必須となるのでしょうか。あるいは、通常の防火扉にビルトイン防火扉を組み合わせることによる二重化も可でしょうか。	事業者の提案によります。

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
213	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-15	11	第４節_3_(１) _【技術的事項】_⑥_a	高さ60m以下かつアスペクト比が小さい計画であっても、構造体や非構造部材、建築設備に對して風直交方向振動や揺れ振動の影響を考慮した検討が必要でしょうか。	事業者の提案によります。
214	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-16	37	第４節_3_(３) _⑤_b_(b)	「動線を明確に区分する」と記載がございますが、演者動線と舞台スタッフ動線の一部交錯や共用等は許容されるのでしょうか。	その他の要求水準を踏まえたうえで、出演者動線と舞台スタッフ動線が一部交錯、共用することは許容します。
215	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-16	37	第４節_3_(３) 防犯性に関する性能	「動線を明確に区分する」と記載がございますが、演者動線と舞台スタッフ動線の一部交錯や共用等は許容されるか。	No. 214の回答をご参照ください。
216	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-18	9	第４節_5_(１) 耐用性に関する性能	「構造体について、100年間大規模な修繕を行わずに使用できるもの」については竣工時から100年という認識でよろしいか。また、改修工事の場合も改修工事竣工時より100年間という認識でよいか。	ご理解のとおりです。
217	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-18	35	第４節_5_(１) _②_a_(d) 間仕切壁及び天井	「避難安全検証法を使用する場合は、事業期間中の間仕切等の変更については、事業者が変更の度に安全検証を行う」とありますが、振興会の要望により大臣認定を取り直すことになった場合の費用は振興会が負担すると考えてよろしいでしょうか。	避難安全検証法を使用する場合において、大臣認定を取り直すことになった場合の費用負担について、間仕切等の変更が本事業に付随するものであれば事業者の負担となりますが、振興会が行う間仕切等の変更による場合は振興会の負担となります。
218	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-21	11	第５節_1_(５) _③_k	「【参考資料４－２】「絵画等リスト」に記載する絵画等については、国立劇場のグランドロビー、ホワイエ等にアクリルケースに入れて設置」とありますが、これらの絵画等の現位置から保管場所までの移転、一時保管、保管場所から新設位置までの移転は本業務内容に含まれない認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-21	12	第５節_1_(５) _③_k	アクリルケースは施設整備業務の費用にて調達するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-24	15	第５節_1_(９) _②_外部	国旗等を掲揚するフラッグポールは必要でしょうか。	ご質問の『フラッグポール』が何を意味するのか不明ですが、掲揚塔につきましては、【資料－２】「業務要求水準書」第４章第５節１．（１５）⑤掲揚塔をご参照ください。
221	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-24	20	第５節_1_(９) _②_外部_d	「半蔵門駅及び永田町駅からの誘導サインについて、新たなデザインを提案する」とありますがデザイン提案のみを行い、工事費用は本事業対象外でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-24	39	第５節_1_(９) _④_フロア案内板	使用用途変更や模様替えは振興会にて実施という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
223	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-25	48	第５節_1_(１０) _③_a	車両待機スペースの5台は乗用車想定でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
224	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-26	7	第５節_1_(１１) 駐輪場	サイクルボートの修繕についても事業範囲外という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
225	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-26	13	第５節_1_(１２) _①	敷地内警察官詰所スペースのデザインを提案する上で、必要な諸室や面積など、想定される条件をもう少し具体的にご提示頂けないでしょうか。	現在の貸地面積は8.65㎡で、警備のためのボックス（１室）は3.24㎡であり、同程度の規模を予定しています。
226	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-27	50	第５節_2_(１) _①	設備性能に適用される「建築設備設計基準」は、令和6年版と考えてよろしいでしょうか。	【資料－２】「業務要求水準書」第１章.総則 第５節.適用基準等 1.及び【添付資料１－２】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」をご確認ください。
227	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-28	25	第４章_第５節_2_(１) _②_消耗品の納入期間	「採用する機器に関する消耗品及び交換部材については、手配から納入までの期間が原則として２週間以内に対応可能なもの」とございますが、正当な理由かつ事前に貴会に認められたものはこの限りではないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	28	25	2.設備性能②	『採用する機器に関する消耗品及び交換部材については、手配から納入までの期間が原則として２週間以内に対応可能なものとする』とありますが、『機器に関する消耗品及び交換部品』とは、プリンタートナーや用紙など適時、補充・交換の必要な部材が対象であり、『原則として』とは、正当な理由があり事前協議により認められたものはこの限りではないという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、『機器に関する消耗品及び交換部材』には、潤滑油・グリス・充填油等、ランプ類、ヒューズ類、パッキン・ガスケット・Ｏリング類、フィルター類、精製水なども含み、振興会が支給する材料についても対応が可能な機器としてください。
229	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-29	41	第５節_2_(２) _②_f_(c)	「各室の照明設備の点滅については、諸室内で点滅ができることに併せて、監視室及び防災センターで一括及び個別管理ができるようにする。」とあるが、倉庫やPS/EPSなど一括管理しなくても良さそうなどところも全て防災センターで一括管理が必要か。人感センサーが設置される室は、一括管理から外れてしまうと思うが良いか。一括管理する室は提案によるとできないか。	前段については、監視室及び防災センターで一括管理が必要です。 後段については、人感センサーが設置される室は一括管理外としても構いません。
230	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-30	14	第５節_2_(２) _②_p	電力使用料金(振興会使用分を除く。)は、振興会と協議のうえ、必要に応じて各部署、用途別に算出できる計量・課金機能を備えること、とありますが、計量課金すべき各部署、用途についてご教示ください。	電力使用料金の計量・課金は、要求水準書に記載の振興会使用分(コインロッカー、自販機、中継車の電源)の他には、民間収益施設の提案があった場合の子メーター(計量・課金すべき各部署、用途については事業者の提案によります。),「舞台付きレストラン(仮称)」の運営事業者が設置する子メーター及び、業者が使用する系統(【添付４－５】「各室性能表」に示すK－３スタッフ控室並びにK－４～７更衣室・休養室)用に設置する子メーターに対しての計量・課金を想定しています。
231	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-31	23	第５節_2_(２) _④_f	前回質疑でUPSが必要となる負荷が、「関係法令等に定めのある機器類、中央監視装置、監視カメラ、通信機器、給水ポンプ、排水ポンプ及び【添付資料４－５】「各室性能表」に記載の事業継続に必要な機器を示します。」と回答があったが、短時間の停電で停止しても事業継続に支障が無い負荷に対しては、UPSを不要として良いでしょうか。	ご質問の項目 f については、原文のとおりとします。なお、前項目 e の重要機器のうち、給水ポンプ及び排水ポンプについては非常用電源を確保することとしており、UPS を不要としても差し支えありません。
232	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-32	16	4_(３２) _⑧_構内情報通信網設備	構内情報通信網設備及び各設備用LANについて、振興会様が整備するLANとは「別のネットワーク」を構築するとされていますが、これは物理的に配線やネットワーク機器を完全に分離して構築する必要があるのでしょうか。それとも、セキュリティ要件を満たしたうえでVLAN等の論理分割技術を活用し、共通の統合ネットワーク基盤(ビルネットワーク)として構築・集約する提案は可能でしょうか。	振興会が設置するLANは主に事務作業のために利用するものであり、ビル管理のためのネットワークとは大きく用途が異なります。セキュリティ上のリスク回避、障害発生時の切分けや機器更新の際の効率を鑑み、物理的に分割してください。
233	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-32	29	第５節_2_(２) _⑧_g	別途、振興会が整備するLAN(振興会用有線・無線LAN)の概要をご教示ください。	振興会の業務(事務用)で利用するLANです。
234	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-32	36	第５節_2_(２) _⑤_発電設備	燃料の補充の考え方について、下記の認識でよいか。 ①発電設備の保守点検で運転したにより燃料が減った分の補充：事業者負担 ②災害等緊急時に発電設備を運転した場合の燃料が減った分の補充：振興会	ご理解のとおりです。
235	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	32	51	第５_2_(２) _⑧_構内情報通信網設	中継車の具体的な台数としては何台でしょうか。	【資料－２】「業務要求水準書」第４章.第５節. 2.（２）②x.に記載のとおり6台を想定してください。
236	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-33	6	第５節_2_(２) _⑨_構内交換設備	クラウド型PBXは振興会で別途契約ということは、維持管理業務の対象外と考えてよいか。	ご理解のとおりです。
237	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-33	11	第５節_2_(２) _⑩_a	携帯電話会社(移動体通信事業者)の全キャリア、全機種が国立劇場内で十分受信可能な状況となるよう配慮する、とありますが、対象とするキャリアを具体的にご教示ください。	現時点での携帯電話事業者(移動体通信事業者)は４社と認識しています。
238	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-33	27	第５節_2_(２) _⑩_f	70年という長期間を鑑みると、提案時に想定している通信抑止装置では将来にわたっての対応は不可能です。定期的な更新が必要となると想定しますが、更新に要する費用は事業者側の負担になるのでしょうか。また、現時点で想定している更新の頻度をご提示いただけないでしょうか。	前段については、更新に要する費用は振興会の負担となります。 後段については、現時点で更新の頻度は想定していません。
239	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-33	41	第５節_2_(２) _⑪_b_(a)	グランドロビーやホワイエ、チケット売場等に情報表示盤(4k／8k)を設置する。とあるが、情報表示設備の情報表示盤は全て8k対応か、場所によって4k/8kを使い分けた提案をして良いでしょうか。	事業者の提案によります。
240	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	4-35	17	4_(３５) _⑩_管理カメラ設備	各種システムやネットワークにおけるサイバー攻撃対策・情報漏洩防止措置について、準拠すべき具体的なセキュリティガイドライン(例：NISCの『政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群』や、クラウド利用時のISM&P等)や、第三者による脆弱性診断の実施要否など、想定されている対応水準はありますでしょうか。	「独立行政法人日本芸術文化振興会情報セキュリティポリシー」及びNCO「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」への準拠が求められます。前者は非公開であるため、後者を参照してください。なお、前者については事業契約後に提示することが可能です。また、クラウド利用においてはISMAP利用が求められます。
241	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	35	23	d_(d)監視カメラ	「マイク内蔵または別置型マイクとする」とありますが、全ての監視カメラが対象でしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
242	11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備	35	31	d_(j)監視カメラ	「動体検知、置き去り検知、持ち去り検知、いたずら検知、通過検知機能を付加する」とありますが、全ての監視カメラが対象でしょうか	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
243	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	35	31	d_(j)監視カメラ	いたずら検知機能とは、監視カメラ本体に対するいたずらを検知する機能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	35	38	⑩_e録画装置（サーバー）	録画装置（サーバー）について要求水準(a)～(m)を満たす限り、レコーダー録画とすることでも宜しいでしょうか。	レコーダー録画は認められません。
245	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	35	41	e_(c)録画時間	「監視カメラの映像を24時間連続録画、30日間（720時間）以上記録できるものとする」とありますが、録音データも同様でしょうか。	録音データも同様です。 なお、【資料－２】「業務要求水準書」第4章第5節2.（2）⑩e.（c）を「録画時間（容量）は接続するすべての監視カメラの映像・音声を24時間連続録画・録音、30日間（720時間）以上記録できるものとし、記録方式は自動上書き式とする。」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
246	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-35	42	第4章_第5節_2_（2）_⑩_e_（c）録画装置（サーバー）	「録画時間（容量）は接続するすべての監視カメラの映像を24時間連続録画、30日間（720時間）以上記録できるもの」とございますが、将来的に貴会もしくは運営企業様のご都合でカメラが増設された場合、サーバーの容量拡張費用は貴会にてご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	当該変更が事業者の都合で必要となる場合は、事業者の負担となります。振興会の都合により必要となる場合は振興会で負担します。
247	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-36	12	第4章_第5節_2_（2）_⑩_e_（m）録画装置（サーバー）	「カメラの増設や保存日数の追加・変更に対応できるものとする」とございますが、具体的に何台、何日程度の追加を想定されているか、ご教示いただけますでしょうか。	あくまでも将来的な追加・変更への対応を考慮しておくものであり、現時点で具体的な想定はしていません。
248	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	36	12	e_(m)カメラの増設	「カメラの増設や保存日数の追加・変更に対応できるものとする」とありますが、運営開始以降の対応は貴会が費用負担頂けるのでしょうか。	当該変更が事業者の都合で必要となる場合は、事業者の負担となります。振興会の都合により必要となる場合は振興会で負担します。
249	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-36	47	第5節_2_（2）_⑩	添付資料4-1-2に記載のある車両のうち、駐車場官制設備により入出庫の管理対象とする車両はどの車両か具体的に示して頂けないでしょうか。また「入庫用カーゲートと出庫用カーゲートは別々に地上部に設置する」とありますが、入出庫の管理対象となる車両が適切に管理できる計画であれば、カーゲートは地上部以外の地下等に設置することも可能でしょうか。	駐車場官制設備により入出庫の管理対象とする車両は、地下駐車場を利用するすべての車両です。また、カーゲートの地上部以外への設置については、管理対象ではない一般車両が誤って地下への車路に進入することを確実に防止できれば可能です。
250	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	35	51	e_(g)監視カメラ設備	専用アプリケーションと漠然的な表現の為、具体的な仕様をお示しいただけますか。	事業者の提案によります。
251	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	36	19	f_(c)管理用クライアント端末	異なる管理用端末から同時に同じカメラを動作できないような機能を付加する。とありますが、同じタイミングでの複数操作があった際、後の操作が優先され、先に行った操作が遮断される『後優先』又は同じタイミングで複数操作があった際、先の操作が優先され、後に行う操作が遮断される『先優先』処理を行うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
252	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	36	22	f_(d)管理用クライアント端末	一括画面表示（最大25画面以上）とありますが、1つのモニターに全ての監視カメラ映像を表示するのではなく、本施設内に設置された任意の監視カメラ映像を25分割以上で表示すると解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、防災センター、警備室のモニターについては、モニターを複数台設置するなどし、国立劇場内のすべての監視カメラ映像を表示できるようにしてください。
253	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	36	30	f_(f)管理用クライアント端末	サムネイル検索以外にも事後検証時に対象事象の検索を容易とする高検索機能も一般的に普及していますので、検索機能について事業者提案としていただくことは可能でしょうか。	【資料－２】「業務要求水準書」第4章第5節2.（2）⑩f.（f）に「任意に選択したカメラの記録映像について、指定した時間で時系列に並べてサムネイル一覧で検索できるものとする」と規定しており、要求水準を満足したうえでさらに高度な検索機能を付加する場合には事業者の提案によります。
254	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	36	41	f_(m)前掲のa.～e.	「録画も可能なシステムとする」とありますが、録音は不要でしょうか。	録音も必要です。 なお、【資料－２】「業務要求水準書」第4章第5節2.（2）⑩f.（m）を「(略)録画・録音も可能なシステムとする」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
255	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	4	4_（3.7）_⑩_防犯・入退室管理設備	施設管理用システムの管理サーバーやデータ保存環境について、『サーバー室等の適切な部屋に設置する』とありますが、十分なセキュリティ要件や可用性を満たすことを前提に、クラウドサービス（IaaS/PaaS等）を利用したサーバー・プラットフォーム（ビルOS）構築を提案することは可能でしょうか。	事業者の提案によります。 なお、振興会が整備するLANとは接続しないものとします。
256	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	37	4	⑩_a防犯・入退室管理設備	窓面等侵入可能な箇所に、防犯センサーを設置する。とありますが、『窓面等侵入可能な場所』という記載は捉え方によって様々な解釈になりますので、『人が通ることを可能とする開口部』と読み替えて宜しいでしょうか。	窓面等、人の侵入することが可能となる開口部等を想定しています。
257	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	44	2_（2）_⑩_防犯・入退室管理設備	防犯・入退室管理設備について、「内部ネットワーク及び外部ネットワークとの接点を一切持たないもの」と記載がありますが、サイバーセキュリティ対策のための統一基準群を満たした上で、設備データをクラウド型ビルシステムへ方向通信やVPN等により送信する構成は認められるでしょうか。	事業者の提案によります。 なお、振興会が整備するLANとは接続しないものとします。
258	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	37	10	⑩_c防犯・入退室管理設備	不正侵入の状況は防災センター等の適切な部屋で監視・記録ができるものとする。とありますが、4－38(d)では管理用端末は、防災センター、総務部総務課、総務部情報推進課に設置するとされています。不正侵入の状況を管理用端末装置で監視・記録する場合、上記3箇所に管理用端末を設置すれば、『不正侵入の状況は防災センター等の適切な部屋で監視・記録ができるものとする』という要求水準を充足するという理解で宜しいでしょうか。	不正侵入に対応するのは警備員となるため、監視は防災センター及び警備室の大型モニターで行い、記録はサーバーで行うことで要求水準を満足するものと考えています。また、管理用端末装置は、盗難、紛失による情報漏洩リスク低減の観点から、管理用端末装置には記録されないものが望ましいと考えています。 なお、【資料－２】「業務要求水準書」第4章第5節2.（2）⑩c.を「不正侵入の状況は、防災センター、警備室など適切な部屋で、監視・記録ができるものとする。」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
259	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	37	13	⑩_d防犯・入退室管理設備	スピーカーでの警告は、防犯センサーが発報した際に連動する運用で問題ないでしょうか。また、事前に登録した音声による警告で問題ないかもご教示下さい。	【資料－２】「業務要求水準書」第4章第5節2.（2）⑩d.に記載の「センサー等により視覚及び聴覚による警告を発する」の「聴覚による警告」部分については、ご理解のとおりです。 なお、【資料－２】「業務要求水準書」第4章第5節2.（2）⑩d.を「(略)防災センター及び警備室へ警報表示を行う。その際、防災センター及び警備室から当該侵入者に対してスピーカーを通して警告を発することができるものとする。」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。こちらの警告は、防災センター及び警備室の警備員等から音声による呼びかけができるものとします。
260	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	37	17	⑩_f防犯・入退室管理設備	人数カウントシステムはピープルカウンターと同意義である認識でお間違いないでしょうか。また、「集計された数が一括管理出来るシステム」の意義は、施設管理用システムと人数カウントシステムを連携させ一括管理可能という意味合いで要求水準は達成出来ているという認識はお間違いないでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
261	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	38	7	⑩_(h)防犯・入退室管理設備	『定期的なパスワード変更』とありますが、管理サーバーそのものではなく、防犯・入退室管理設備の管理画面（アプリケーション）へのログインパスワードを対象とする理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
262	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	38	18	1_(e)盗難防止用ロック	シンクライアント端末であれば盗難防止用ロックは不要でしょうか。	シンクライアント端末であっても盗難防止用ロックは必要です。
263	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	38	21	1_(d)施設用管理システム	『ICカードのデザインは振興会と協議を行い決定』とありますが、券面デザインのパターン数により見積金額に影響が出るため、パターン数の想定をご教示下さい。	デザインは2パターン（職員用、職員用以外）を想定しています。 職員用以外のデザインについては、事業者用、訪問客用、アルバイト・常駐委託業者用の3種を想定しており、それらを異なる配色とすることにより区別する想定です。
264	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	38	28	o.施設管理用システム	『認証部（カードリーダー）での手元制御（一時解錠、常時解錠、施錠の設定変更）』とありますが、手元制御を行うためには操作部付のカードリーダーを選定する必要があり、カード認証専用のカードリーダーと比べて台数分のコスト差が生じます。必要なセキュリティ機能・運用を最適なコストで実現するために、下記内容に要求水準を変更することでご検討下さい。 ①管理用PCでの遠隔操作による扉動作モードの切替や、貸出中の運用（例：在室中は常時解錠、一時的に部屋を開ける場合は施錠 等）を想定したスケジュールによる扉動作モードの切替が可能であることを、要件を満たす代替機能として定めていただく。 ②手元制御を想定する認証部（カードリーダー）設置箇所をご提示いただく。	原文のとおりとします。
265	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	38	36	r.障害復旧	『バックアップデータ』とは、システムの設定データやユーザーデータ等、システムが障害前と同様の動作をする為に必要なデータを指し、システムに蓄積された全入退室履歴データは含まれないという理解で宜しいでしょうか。	「バックアップデータ」にはすべてのデータを含みます。
266	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	38	42	1_w障害	「通行制限に代わる安全対策をICカードリーダー設置場所ごとに講じるものとする」とありますが、具体的には人によるアクセスコントロールを想定されているのでしょうか。	人によるアクセスコントロールではなく、非常時の開錠機能やUPS設置など、適材適所の安全対策を想定しています。
267	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	38	44	v.停電時	『20分以上の停電時にも』とありますが、断続的な停電によりバッテリー枯渇状態における20分以上の継続運用はできないため、バッテリー満充電状態を前提とした停電時の動作継続仕様という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
268	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	39	17	②_a.中央監視制御設備	文中に記載される『鍵管理装置』について要求水準がありませんが、鍵管理装置''等''と続くため、鍵管理装置の導入は必須というわけではなく事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	要求水準を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
269	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-40	21	第5節_2_（2）_②_b	監視庁テレビ中継車スペースの必要台数をご教授ください。	監視庁テレビ中継車（大型車両）は1台を想定してください。

国立劇場再整備等事業（令和 8 年 3 月 3 1 日公告）入札説明書に関する第 2 回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
270	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-40	38	第 5 節_2_ (3) _①_g	ダクトは内部清掃できる構造とありますが、ダクトの内部清掃が必要な箇所や頻度に関する記載がないためご教示願います。(参考資料5-1-3、添付資料5-2-4等) また、舞台付きレストランの厨房排気ダクトの設置は本事業に含まないため、厨房ダクトの油污れに対する内部清掃については本事業に含まないと理解でよろしいでしょうか。	前段については、事業者の提案によります。 後段については、「舞台付きレストラン（仮称）」の厨房ダクトについては、ご理解のとおりです。
271	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-40	38	第 5 節_2_ (3) _①_g	ダクトは原則として金属製とありますが、施工性や吸音性能を考慮して部分的に他の材料を採用することは可能でしょうか。	施工性や吸音性能のほかに耐久性等も考慮したうえで、事業者の提案によります。
272	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-42	11	第 5 節_2_ (3) _②_w	室内温湿度条件の相対湿度数値について、上下限値の制限はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
273	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-42	11	第 5 節_2_ (3) _②_w	室内温湿度条件について、民間収益施設については事業者の提案によるものと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-45	46	第 5 節_2_ (3) _⑦_g	水道使用料金(振興会使用分を除く。)は、振興会と協議のうえ、必要に応じて各部署、用途別に算出できる計量・課金機能を備えること、とありますが、計量課金すべき各部署、用途についてご教示ください。	水道使用料金(振興会使用分を除く。)は、民間収益施設の提案があった場合の子メーター(計量・課金すべき各部署、用途については事業者の提案によります。)、 「舞台付きレストラン（仮称）」の運営事業者が設置する子メーター及び、業者が使用する系統(【添付 4－5】「各室性能表」に示すK－3 スタッフ控室)用に設置する子メーターに対しての計量・課金を想定しています。
275	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-46	7	第 5 節_2_ (3) _⑧_g	緊急排水槽の容量について、災害時に備え「給水量と同量の排水機能を確保する」とは、同⑦給水設備に定める上水30m3以上、雑用水50m3以上の合計から80m3としてよろしいでしょうか。	要求水準に定める、上水、雑用水の水量は災害等発生時に最低限確保されている水量を示すものであり、整備する緊急排水槽の容量については事業者の提案によります。
276	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-46	29	第 5 節_2_ (3) _⑩_d	スプリンクラー放水時を想定し、放出水が他に影響をおよぼさないように排水できる仕組みとありますが、大部屋のみに目皿を設置するなど事業者提案としてよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
277	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-46	39	第 5 節_2_ (3) _⑩_g	不活性ガス消火設備に関して、作動時に室内の機器および収蔵物に影響がないこととありますが、特に配慮すべき物品および条件についてご教示願います。	不活性ガス消火設備に関して、消火剤噴霧時に特段の配慮が必要な収蔵物は想定していませんが、機器及び収納物に影響を与えないものとしてください。
278	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-46	48	第 5 節_2_ (3) _⑪_c	ガス使用料金(振興会使用分を除く。)は、振興会と協議のうえ、必要に応じて各部署、用途別に算出できる計量・課金機能を備えること、とありますが、計量課金すべき各部署、用途についてご教示ください。	ガス使用料金(振興会使用分を除く。)は、民間収益施設の提案があった場合の子メーター(計量・課金すべき各部署、用途については事業者の提案によります。)、 「舞台付きレストラン（仮称）」の運営事業者が設置する子メーターに対しての計量・課金を想定しています。
279	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-51	1	第 6 節_1_ 各劇場共通事項	舞台関連設備の範囲についてご教示いただきたい。要求水準書第4章 施設整備_第6節、劇場（大劇場、小劇場、演芸場）の施設計画（建築・設備）_1. 各劇場共通事項_（1）舞台機構設備～（10）その他に該当するものは全て舞台関連設備として考えて良いか。	「舞台関連設備」は、第 4 章 第 6 節、（１）～（９）に記載のある設備とお考えください。
280	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-51	20	第 6 節_1 各劇場共通事項	「緞帳の意匠及び客席からの見え方についても十分に考慮しなければならない」と記載ありますが、緞帳のデザイン、素材について多種多様に渡る為、具体的な仕様をご教示ください。	現時点で緞帳の具体的な仕様を示すことはできません。なお、緞帳は振興会が調達します。
281	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-52	21	第 6 節_1_ (1) _③_h	「大劇場はブリッジ 1・2・3、小劇場はブリッジ 1 をフライギャラリーから乗込みでできるようにすること」とありますが、添付資料 4-10-4 大劇場 舞台吊物表・仕様表では Br4 まで乗り込み可能なフライギャラリー範囲が示されています。大劇場は Br1～4 までを乗込み可能な計画とする認識でよろしいでしょうか。また、フライギャラリーはブリッジへの乗込み用の床以外に使用される想定はなく、添付資料 4-10-4・4-11-4 に示された範囲（演芸場は無し）のみに設置する認識でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。【資料－2】「業務要求水準書」 第 4 章第 6 節 1、（１）③h. の「大劇場はブリッジ 1・2・3」を「大劇場はブリッジ 1・2・3・4」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。 後段については、フライギャラリーは照明や音響設備を仮設するなど演出の補助的な機能も考慮した通路として使用することも想定しています。
282	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-55	15	第 6 節_1_ (3) _①_b	「客席及びボワイエに将来的に音響設備を用いて電氣的に響きをコントロールする手法の採用が可能となる計画とする」とありますが、舞台音響設備システム図及び舞台音響設備仕様書には、「音場支援装置」として機材が見込まれています。ハードと音像定位(イマージング)のソフトは、本工事とし、残響支援ソフトは将来対応ということでよいでしょうか	残響支援ソフトについても、本事業で整備してください。 なお、【資料－2】「業務要求水準書」第 4 章第 6 節 1.（３）①b. を「客席及びボワイエにおける残響時間は伝統芸能に適した短めの時間を標準とするが、多様なニーズを想定し、客席及びボワイエに音響設備を用いて電氣的に音像や響きをコントロールする手法（音像制御装置、残響支援装置、残響付加装置等）も取り入れた計画とする。」と訂正しますので、訂正表をご確認ください。
283	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-57	43	第 6 節_1_ (5) _①_g	大小劇場間の遮音性能として Br-95 が要求されていますが、大小劇場間の舞台の搬入扉について、現時点で確認した範囲では単体で（大小劇場各 1 箇所）遮音性能を満足する電動開閉式防音扉の製品が確認できません。遮音性能を確保する為に、大小劇場間の搬入経路上の防音扉や防音シャッターの枚数を増やすことは許容されるでしょうか。	事業者の提案によります。
284	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-59	14	第 6 節_1_ (9) _①_e	パン・チルト・フォーカス・ズームが可能な公演記録用固定カメラの設置が求められていますが「4-9-2 公演記録設備仕様表」には当該する機器がありません。公演監視カメラ(4-56)をそれに見立ててよいでしょうか。	ご質問の『見立て』が何を意味するのか不明ですが、公演記録用固定カメラと公演監視カメラは用途が異なり、かつ同時使用するため、別に設置する必要があります。 なお、【添付資料 4－9－2】「公演記録設備仕様表」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
285	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	57	49	(5)_①_h搬入口	「エレベーターの乗り口（舞台レベル）において監視ができるモニターを設置する」とありますが、誰が何を監視するのでしょうか。	舞台スタッフ等が舞台面及び搬入口などで行われる搬出入作業及び現場の状況を監視するために使用します。 なお、【資料－2】「業務要求水準書」第 4 章第 6 節 1.（５）①h. を「搬出入作業及び現場の状況を確認するため、搬入口及び舞台レベル、エレベーター内に I T Vカメラを設置する。また、エレベーターの各乗り口に任意の I T Vカメラの映像(4 か所、固定)を 4 分割にて表示可能なモニターを設置する。」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
286	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	57	51	(5)_①_i搬入口	「搬入口とエレベーターの乗り口（舞台レベル）に緊急用の連絡設備を設ける」とありますが、連絡設備のイメージがありましたらご教示下さい。併せてどのような緊急事態なのか想定がありましたら、ご教示下さい。	前段については、インターフォンのような連絡設備を想定していますが、事業者の提案によります。 後段については、作業中の人身事故、器物破損や作業手順を緊急に変更しなくてはならない場合などを想定しています。
287	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-60	33	第 6 節_2_ (1) _①_g_ (a) _ (ア)	本花道は、舞台下手前縁から客席後方に向けて直角に設置するとあり、「添付資料 4-10-1 大劇場 劇場単線図」には、花道の位置の寸法が設定されていません。花道の下手前縁の位置は座席計画と合わせ、任意で設定してよい理解でよろしいでしょうか。	花道の位置は概ね【添付資料 4－10－1】「大劇場 劇場単線図」に示す位置を想定していますが、設計段階において改めて詳細に協議することとします。
288	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-62	24	第 6 節_2_ (1) _④_ 舞台吊物機構	常設舞台幕については振興会が調達すると記載されており、(参考資料 4-10-9) 什器・備品リスト_舞台備品(大劇場、小劇場、演芸場)に常設舞台幕の記載があります。緞帳はリストにごさいませんが、緞帳についても同様と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
289	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-62	33	第 6 節_2_ (1) _④_b_ (b)	「仮設ボタンを任意の位置に吊るための移動点吊装置を 12 台程度設置する。」と記載ありますが、(添付資料 4-10-4) 大劇場舞台吊物機構設備仕様表には記載がありません。速度や耐荷重などの条件をご教示ください。	移動点吊装置の仕様は以下を想定しています。 許容積載荷重：200kg 速度：0.6～60m/分 可変速 ストローク：すのこ上に設置を想定 レベル設定・シーン設定・同期運転・積載量表示・過負荷検知
290	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-62	43	第 6 節_2_ (1) _④_e_ (b)	「全体に 4 分割され、上手側、奥側、下手側に布を重ね合わせた状態のスリットがあるものとする。」と記載ありますが、上手側、奥側、下手側の 3 分割と考えて宜しかったでしょうか。	【添付資料 4－10－4】「大劇場 舞台吊物表・仕様表」のとおり、大黒幕を吊るボタンは上手側、奥側、下手側の 3 分割とし、大黒幕は 4 枚（上手側 1 枚、奥側 2 枚、下手側 1 枚）の布で構成されます。
291	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-66	21	第 6 節_2_ (2) _②_ 楽屋⇄シーリング	舞台から中奈落に降りる階段について、「添付資料 4－7－1 舞台各室の性能特記事項」の揚幕室欄に記載している、揚幕連絡路に通じる階段と同様に幅 2,000mm 以上、勾配 1/2 程度必要でしょうか。	揚幕連絡路に通じる階段と同様に必要となります。
292	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-66	49	第 6 節_2_ (3) _①_a_ (h) _ (イ)	1 層客席のサイドバルコニー席は栈敷席と捉えてよいでしょうか。	サイドバルコニー席は、【資料－2】「業務要求水準書」第 4 章第 6 節 2.（３）①a. 客席に示す条件をご参照のうえ、計画してください。
293	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-67	2	第 6 節_2_ (3) _①_a_ (i) _ (ウ)	「すべての席から、着席した状態で花道七三のスッポン面がすべて見えることとする」とありますが、これはスッポンの床面まで視認できる必要があるのでしょうか。「参考資料 4-19 国立劇場本館の建築史的評価（報告書）」の P43 の断面計画によると、「2 階は花道スッポンの後端 30cm 上りを焦点として処理した」と記載があります。現国立劇場と同様に、花道スッポンの後端 30cm 上りを焦点とし視認性を検証するか、もしくは演者の全身（あるいは上半身）が見えることを意図していると解釈し、床面から 1m 程度の高さに注視点を設定して視認性を検証してもよろしいでしょうか。	スッポンの床面まで視認する必要があります。 なお【参考資料 4－19】「国立劇場本館の建築史的評価（報告書）」の 43 頁の断面計画は現国立劇場の計画段階のものであり、現国立劇場ではすべての席から着席した状態でスッポン床面が視認できています。
294	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-67	2	第 6 節_2_ (3) _①_a_ (i) _ (ウ)	「すべての席から、着席した状態で花道七三のスッポン面がすべて見えることとする。ただし、下手側サイドバルコニー席の一部についてはスッポン面が見えないことを許容する。」とありますが、上層客席後方（上手・下手）の区画席からスッポン面への視認性は考慮する必要がありますでしょうか。	区画席についても、スッポン床面まで視認する必要があります。
295	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	67	27	②_a_(d) ボワイエの規模	大劇場ボワイエに特別ラウンジを 1 席設けることになっていますが、添付資料 4-5-5「客室・ボワイエ各室性能表」に特別ラウンジがありません。後日反映されるのでしょうか。	【添付資料 4－5】「各室性能表」への記載は予定していません。 【参考資料 4－24】「付加価値を付けた客席」を参考にしてください。
296	11_(資料-2)業務要求水準書 第 4 章 施設整備	4-67	29	第 6 節_2_ (3) _②_b_ (a)	特別室からアクセスする小劇場の貴賓席とは、公演記録室(貴賓席)のことでよろしいでしょうか。また、演芸場も同様でしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、特別室から演芸場の公演記録室①（貴賓席）へのアクセスは必須とはしません。

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
297	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-67	29	第6節_2_(3)_②_b_(a)	「賓客用休憩室として、大劇場貴賓席及び小劇場貴賓席から容易に到達できる位置に特別室を1室以上設ける」とありますが、特別室を2室以上設けた場合、要求面積は2室とも満たす必要がありますでしょうか。片方で要求面積を満たし、もう片方の面積は任意としてもよろしいでしょうか。	特別室を2室以上設ける場合は、1室は【添付資料4－5－5】「客席・ホワイエ各室性能表」のP－7からP－11の室に関する要求水準を満たし、かつ大劇場側に計画してください。それ以外の特別室の面積は任意とし機能の一部省略も認めます。
298	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-67	31	第6節_2_(3)_②_b_(b)	「メインエントランスから特別室へ至る動線、駐車場から特別室に至る動線及び特別室から貴賓席に至る動線のセキュリティに配慮する」とありますが、この駐車場とは、正面側エントランス付近に設ける屋外に車両待機スペースを指している理解でよろしいでしょうか。	地下駐車場又は地上駐車場とお考えください。 なお、特別室関係動線として、V I P専用の車寄せから特別室までの専用動線を追加して計画することも認めます。
299	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-73	47	第6節_3_(3)_①_b_(a)	(a)上手・下手とも、客席の一部を取り外し、文楽で使用する出語り床を設営できるものとする。(e)前略一下手側出語り床も含めた設置及び撤去方法についても協議の上決定すること。とありますが、下手側の中奈落には揚幕連絡路があることから、中奈落の下手側には出語り床迫り及び客席ワゴン収納庫は不要と考えてよろしいでしょうか。	下手側出語り床は、仮設組立できるものを想定していますが、事業者の提案によります。下手側の出語り床迫り及び客席ワゴン収納庫は計画しなくても要求水準未達とはなりません。
300	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	72	23	f. ITV	ITVカメラは記載の通り、公演の進行を確認、撮影するための監視カメラであり、第5節施設計画2. 設備性能に記載がある防犯カメラとは利用目的が異なる認識でお間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
301	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-73	47	第6節_3_(3)_①_b_(a)	「上手・下手とも、客席の一部を取り外し、文楽で使用する出語り床を設営できるものとする。」と記載ありますが、(添付資料4-11-3)小劇場 舞台床機構図には出語り床迫りに関する記載がございます。出語り床は設営ではなく、迫り機構と考えて宜しかったでしょうか。	上手側出語り床についてはご理解のとおりです。 併せて、No. 299の回答をご参照ください。
302	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-73	47	第6節_3_(3)_①_b	「(a)上手・下手とも、客席の一部を取り外し、文楽で使用する出語り床を設営できるものとする。」と記載されていますが、【添付資料4-1 1-1 小劇場 単線図】には、上手のみとなっています。要求水準書を正と考えて宜しかったでしょうか。	No. 299及びNo. 301の回答をご参照ください。
303	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-79	24	第7節_2_(1) 大道具製作室	大道具製作室から演芸場への搬入動線は不要と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
304	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-79	43	第7節_3_(2)	「大道具倉庫及び搬入口から楽器、平台、所作台等の大型舞台備品道具の搬入出ができるものとし、エレベーターとの近接性に配慮する」とありますが、このエレベーターは「添付資料4-8-1エレベーターの考え方」の稽古場搬入用ELVもしくは大劇場搬入用ELVどちらを指していますでしょうか。	稽古場搬入用E L Vを指します。
305	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-79	46	第7節_3_(3)	稽古場と各劇場の楽屋エリアの近接性の配慮を求められていますが、稽古場ELV（乗用）と楽屋ELV（乗用）を相互利用することも可能でしょうか。	稽古場E L V（乗用）と楽屋E L V（乗用）を1台として兼用する相互利用は認められません。
306	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-80	8	第7節_3_(9)	「稽古場及び控室の詳細については【参考資料4－15】「稽古場単線図」を参考とする。」とありますが、前室、焙じ室、倉庫の配置は任意で計画してよろしいでしょうか。	『前室、焙じ室、倉庫』の配置は、任意に計画して構いません。
307	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-80	34	第7節_4_(1)_⑭	養成研修各室の面積について、業務要求水準書には「研修室の各室有効面積は柱、踏込及び押入を含み算定するものとする」と記載があります。また、「添付4-7-6養成研修各室の性能特記事項」には、有効面積として縦×横の具体的な寸法以上と記載があります。柱、踏込及び押入を含んでよい有効面積とは、性能特記事項に記載の有効面積でしょうか。それとも、「添付資料4-5各室性能表」に記載の面積でしょうか。	【添付資料4－5】「各室性能表」に記載の面積です。【添付4－7－6】「養成研修各室の性能特記事項」に記載した有効面積は、実技等を行うために必要な床面の有効寸法を示したものです。
308	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-80	35	第7節_4_(1)_⑮	「詳細については【参考資料4－16】「養成研修 研修室単線図」を参考とする。」とありますが、踏込、押入の配置は任意で計画してよろしいでしょうか。	『踏込、押入』の配置は、任意に計画して構いません。
309	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-80	37	第7節_4_(2) その他	「出演者が研修講師を務めることもあるため、大劇場及び小劇場の楽屋から研修エリアに至る動線はなるべく速やかに移動ができるように配慮する」とありますが、演者は楽屋ELVを使って研修エリアにアクセスする動線になりますでしょうか。	事業者の提案によります。E L Vを乗り換えるルート設定でも構いません。
310	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-81	5	第7節_5_(3) 収蔵庫	収蔵庫について文化財IPM(総合的有害生物管理)に関する記載がありますが、施設整備としては同項①～③の記載事項を遵守することとし、保管する物品のかび・害虫対策(燻蒸処理等)については本事業に含まないと考えてよろしいでしょうか。	保管する物品のかび・害虫対策(燻蒸処理等)は本事業の対象外となります。
311	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-81	7	第4章. 施設整備_第7節. 劇場関連諸室の施設計画（建築・設備）_5. 調査資料_(3) 収蔵庫	「伝統芸能に親しみ学べる場を提供するため、文化財I P M（総合 的有害生物管理）及び資料の特性を踏まえた適切な保存環境を整備する」とありますが、維持管理においては「添付資料5－2－5 ねずみ・害虫等の調査及び防除に係る要求水準」を履行すれば良いと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、清掃業務とは別に、収蔵庫及び展示室において、虫類モニタリング、菌類調査、温湿度測定、気相調査等を年に一度実施していますが、本事業の対象外です。
312	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-81	9	第7節_5_(3) 収蔵庫	博物資料を収める収蔵庫とは収蔵庫②(博物資料)のみを指し、収蔵庫①および収蔵庫③に関しては「文化財公開施設の計画に関する指針（平成7年8月文化庁文化財保護部）」の適用外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、「文化財公開施設の計画に関する指針（平成7年8月文化庁文化財保護部）」を「適用」ではなく「参考」にして、詳細については振興会と協議することとしています。
313	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-81	19	第7節_5_(3)_② 内装・建具	収蔵庫の面積は二重壁の内側の壁芯面積の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
314	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	81	38	6. 普及発信	普及発信は貴会若しくは貴会が別途契約するであろう運営事業者が運営される予定でしょうか。	ご理解のとおりです。
315	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-82	48	第7節_6_(2)_②_c_(a)_ (ア)	展示ケースの種類、数量及び配置は、展示資料や展示テーマごとに適したものとし、開場後の展示更新にも対応できるよう配慮するとするため、展示資料や展示テーマについて詳細をご教示ください。	文献や図画、衣裳や小道具など所蔵する芸能資料を中心に紹介しながら、歌舞伎や文楽、大衆芸能など、様々な伝統芸能を幅広く取り上げ、理解の促進を図る展示を催す計画です。
316	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-83	6	第7節_6_(2)_③ レクチャー室	レクチャー室は、建築基準法・消防法上の「興行場」として取り扱うべきかどうか、建築主事や諸官庁によっても判断が分かれ、事業者のみで現段階で判断することは難しいと考えます。入札における公平性を期す為にも、興行場に係る建築基準法・消防法上の条例等に適合した提案とすべきかどうかお示しただけないでしょうか。興行場法の許可を取得される前提での計画とすべきかどうか合わせてお示し下さい。	「興行場」としての取扱い、許可の取得に関する行政協議を実施していませんが、興行場に係る関係法令に適合できる提案としてください。
317	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-83	12	第7節_6_(2)_③_a_(a)	レクチャー室を建築基準法・消防法・興行場法上の興行場として扱う場合、東京都安全条例や消防法等における客席定員は、要求水準書に記載の「130席」を最大定員として計画すればよろしいでしょうか。	No. 316の回答をご参照ください。 なお、客席定員は最低130席を確保するものとし、事業者の提案によります。収容人員については法令等に従い適切に計算してください。
318	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-84	5	第7節_6_(2)_④_a_(b)	レファレンスは実演家・舞台関係者、研究者等も利用するとのことですので、グランドロビーおよび振興会エリアそれぞれからの動線が必要と理解しています。楽屋エリアからレファレンスへの動線については振興会エリアのセキュリティ区分を通してアクセスする理解でよろしいでしょうか。	ご質問の動線確保を含めて事業者の提案によります。
319	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-84	31	第7節_6_(2)_④_b_(a)_ (ウ)_ (イ)	レファレンスの貸出用収蔵庫について、「収蔵資料に応じた棚等を適宜設置する。」とありますが、棚等とは添付資料の性能特記事項に記載されている「備品等：集密書架」のことを指していますでしょうか。また備品として記載されている集密書架の調達は本事業対象内でしょうか。	「棚等」に集密書架を含み、集密書架の調達は本事業に含まれます。
320	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-84	45	7_6_(2)_⑤_a_基本的な考え方	「当該施設の内装、建築設備、家具、什器、備品、調理設備の整備は本事業外」とあるが、「運営事業者が行う設計・施工の各段階」に伴い本事業内の仕様に影響を与えコスト増が発生する場合は、適宜追加の協議が行われる理解で良いか。	記載の本事業外としている整備は、振興会が別途契約予定である運営事業者が整備しますが、運営事業者が行う設計・施工の各段階で振興会と事業者が協議を行いながら進めていく予定です。協議の中で本事業に合理的な追加費用が発生した場合は、振興会が負担します。
321	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-84	46	第7節_6_(2)_⑤_a_(d)	舞台付きレストランは、建築基準法・消防法上の「興行場」として取り扱うべきかどうか、建築主事や諸官庁によっても判断が分かれ、事業者のみで現段階で判断することは難しいと考えます。入札における公平性を期す為にも、興行場に係る建築基準法・消防法上の条例等に適合した提案とすべきかどうかお示しただけないでしょうか。興行場法の許可を取得される前提での提案とすべきかどうか合わせてお示し下さい。	「興行場」としての取扱い、許可の取得に関する行政協議を実施していませんが、興行場に係る関係法令に適合できる提案としてください。
322	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-84	46	第7節_6_(2)_⑤_a_(d)	舞台付きレストラン内の舞台は、建築基準法・消防法上の「舞台（舞台部）」として定義される場合、「舞台（舞台部）」の面積等に合わせて防火区画、排煙設備、消火設備等を計画する必要がありますが、可変性のある舞台の場合は特に建築主事や諸官庁によっても判断が分かれ、事業者のみで現段階では必要な設備等の判断をすることは難しいと考えます。入札段階においては「舞台（舞台部）」として必要な設備等は見込まずに、躯体工事で必要となる貫通孔等や配線・配管スペース・ルートの確保を含めた対応を提案する方針と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
323	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-84	46	第7節_6_(2)_⑤_a_(d)	舞台付きレストランを建築基準法・消防法・興行場法上の興行場として扱う場合、東京都安全条例や消防法等における客席定員は、要求水準書に記載の「900人（立見席含む）」を最大定員として計画すればよろしいでしょうか。直通階段の幅員等の避難安全計画に関わるため、設計上の想定根拠として適切にご教示ください。	No. 321の回答をご参照ください。 なお、「900人（立見席含む）」とは運営上、想定している定員であり、収容人員については法令等に従い適切に計算してください。
324	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-85		6_(2)_⑤_b_(a)_ (イ)_お_ その他(エントランスホール)	「エントランスホールには、カフェ、ショップ、移動型店舗を一体的に配置し、グランドロビーからアクセスできるようにする」との記載がありますが、エントランスホールにグランドロビーから直接アクセスできるとの意味でしょうか、カフェ等もグランドロビーからの直接のアクセスが必要でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、事業者の提案によります。

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
325	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-85	19	第7節_6_(2)_⑥_b_(b) イベントスペース	清掃等に影響を与えるため、振興会様にて実施されるライブビューイング等イベントの想定観客数及び年間の想定実施回数をご教示いただきたい。	現時点で具体的な実施回数等は想定していません。
326	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-85	35	第7節_6_(2)_⑤_b_(a)_ (エ)	舞台付きレストランを上階に設ける場合、レストラン専用の搬出入エレベーターの設置が必要でしょうか。もしくは、振興会の搬出入エレベーターと兼用することは可能でしょうか。	事業者の提案によります。振興会の搬出入エレベーターと兼用することも可能です。
327	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	85	51	⑥_b_(a) グランドロビー	コインロッカーや自販機は貴会は調達するとのことですが、仕様電気料金の請求を含む各ベンダーとのやりとりは貴会にて対応頂ける理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
328	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	6	第7節_6_(2)_⑥_b_(a) グランドロビー全体	「学校などの団体客が来場した場合に余裕を持って受け入れられる計画とすること」とあるが、具体的なスペースの想定を明確にしていいただきたいです。仮に大劇場（1550席）を総入れ替えすると想定し、1550名×0.3㎡/人とする、約465㎡のスペースが必要となりますが、考え方に相違ありますでしょうか。	具体的なスペースをお示しすることはできませんが、大劇場及び小劇場で行う鑑賞教室公演（二部制）では、一つ又は複数の学校団体で満席となるケースが多いため、そのような状況を想定した場合の待機場所や入れ替えるための動線が必要となります。そのうえで、各劇場の配置や待機場所のスペース等については、事業者の提案によります。
329	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	8	第7節_6_(2)_⑥_b_(b)	イベントスペースは、建築基準法・消防法上の「興行場」として取り扱うべきかどうか、建築主事や諸官庁によっても判断が分かれ、事業者のみで現段階で判断することは難しいと考えます。入札における公平性を期す為にも、興行場に係る建築基準法・消防法上の条例等に適合した提案とすべきかどうかお示しいただけないでしょうか。興行場法の許可を取得される前提での計画とすべきかどうか合わせてお示し下さい。	「興行場」としての取扱い は想定していません。
330	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	8	第7節_6_(2)_⑥_b_(b)	イベントスペースを建築基準法・消防法・興行場法上の興行場として扱う場合、東京都安全条例や消防法等における客席定員は、要求水準書に記載の「70席」を最大定員として計画すればよろしいでしょうか。	No. 329の回答をご参照ください。 なお、収容人員については法令等に従い適切に計算してください。
331	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	27	第7節_6_(2)_⑥_b_(b)_ (ウ)	「大型スクリーンを設置し、振興会が所有する他劇場や国内外の劇場等のライブビューイングが可能な計画とする」、(ク)「椅子設置を伴うイベントは、50席程度を基本とし最大70席までの規模を想定する」とありますが、50席～70席の規模を想定したライブビューイングでよろしいでしょうか。	椅子設置を伴うイベントがライブビューイングとは限りませんが、椅子を設置するライブビューイングの場合は、ご理解のとおりです。
332	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-87	36	6_(2)_⑦_その他	将来的なチケットレス化への対応として、貴会が別途調達するチケットシステム等とビルシステムをAPI等でセキュアに連携する構成は可能でしょうか。	事業者の提案によります。 なお、振興会が整備するLANとは接続しないものとします。 また、API等によるシステム間連携については、ネットワーク構成だけでなく、授受するデータの内容やセキュリティ・個人情報保護等の観点も踏まえる必要があります。
333	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-90	9	第8節_2_(1) 建設工事費コスト管理計画書の作成	「工事着手前の建設工事費コスト管理計画書は、事業契約書に記載の内訳書と整合するものとし、事業者は、これに基づきコストの適正な管理を行う。また、各段階において基本設計完了時とのコスト比較を行い、工事種目ごとの変動が5%を超える状況が生じた場合、あるいはその他必要が生じた場合は、その理由を明確にして振興会に報告する。」等の記載がございますが、この規定は事業契約書（案）や(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法等の規定を妨げるものではないと考えてよろしいでしょうか。 ※12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理 第1節_4 コスト管理計画についても同上。	建設工事費コスト管理計画書に関する報告は、振興会の業績監視の一環として行うものとしてご理解ください。
334	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	88	41	(3)事務管理のエントランス及びセキュリティ	職員、出演者、稽古場利用者、関係者等が使用する振興会エントランスを地上に設けることになっていますが、添付資料4-8-2動線に関する条件の地上エントランス（振興会）のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
335	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-91	49	第8節_2_(6) 事業パンフレットの作成	事業パンフレット、完成図に関する記載がございますが、施工者として事業パンフレット等を作成するものの、引渡時の現況と事業パンフレット等を完全に一致させることは実務上困難であり、細かな不整合は発生せざるをえないため、事業パンフレット等ではなく、引渡時の現況を優先していただくということではよろしいでしょうか。 ※1_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備 第8節_4_(19) 完成図の作成についても同上。	事業パンフレットの作成については、「工事着手時までに作成」し、「工事完了時に修正」することとしています。工事完了時の内容を事業パンフレットに反映することを意図しています。 また、完成図の作成については、「建設工事完成時における工事目的物たる建築物の状態を明瞭かつ正確に表現したもの」としています。
336	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-92	25	第8節_2_(11)	「万一苦情その他の事案が生じた場合は、発生後速やかに振興会へ報告するとともに、事業者を窓口として、工程に支障をきたさないように処理をする。」との記載がございますが、近隣を含む第三者との折衝及び説明会等の対応に際し、事業者だけでは対応が困難な場合には、振興会様にも協力いただけませんかでしょうか。	近隣を含む第三者との折衝及び説明会等の対応に際し、事業者だけでは対応が困難な場合に、振興会は必要な協力を行います。
337	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-96	44	第8節_4. 建設業務	振興会が発注する別途工事との調整を行う、とありますが、具体的にどのような別途工事を想定していますでしょうか。	【資料－2】「業務要求水準書」第2章、第2節、3. に規定する業務及び工事、警察用無線設備・警察テレビ設備の配線及び機器設置工事等を想定しています。
338	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-1	15	第1節_1_(1) 業務の原則	「振興会は、国立劇場の開業後5年が経過したのちに、維持管理業務の業務内容や業務量を検証のうえ、要求水準を見直すことができる」とあるが、見直しの結果、公表時の要求水準よりも高い水準となった場合、維持管理業務費用の増加部分は負担いただけるか。もし想定がない場合はこの記載は不要ではないかと考えている、記載の意図をご教示いただきたい。	【資料－2】「業務要求水準書」第5章第1節1. (1) ④に対していただいた質問として回答します。 振興会は、検証のうえ、要求水準を見直すことができることを示す目的で記載しています。 なお、要求水準の変更等に関する取扱いについては、【資料－1】「事業契約書（案）」第31条及び第32条をご参照ください。 また、該当箇所の記載は「振興会は、国立劇場の開業後、維持管理業務の業務内容や業務量を検証のうえ、要求水準を見直すことができる。」としていますので、ご確認ください。
339	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-2	24	第1節_1_(2)_④ 衛生環境等の確保	ロビー等に設置する除塵マットや浴室等に設置する吸水マットは振興会負担でよろしいか。	ご理解のとおりです。
340	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-2	26	第1節_1_(2)_⑤ 環境負荷低減	ごみの減量処理と記載があるが、圧縮機の導入・運用までを求めているわけではないとの理解でよろしいか。	事業者の提案によります。
341	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-2	34	2. 業務内容	供用開始から施設開業までの期間において、事業者が実施する業務としては、「添付資料2－1 本事業の業務内容」に記載された業務であり、それ以外の開業準備に関連する業務は、業務範囲外という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
342	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-3	46	第5章、維持管理_3. 業務の実施体制 _ (8) B C P に対する対応	【参考資料4－7】について開示をお願いします。	「国立劇場再整備等事業の入札公告に係る資料の交付」を参照のうえ申込みを行ってください。
343	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-4	6	第1節_3_(9) 別事業への協力	「本業務及び振興会が実施する別事業に支障が生じないよう振興会への協力を行うこと」とあるが、想定する協力の内容・範囲についてご教示いただきたい。また、事業者が業務範囲（時間・人員・業務量等）を超えて対応した場合の増加費用については別途負担いただけるという理解でよいか。	現時点で具体的にお示しできる別事業はありません。 別事業への協力にあたり、要求水準の変更が必要となった場合は、【資料－1】「事業契約書（案）」第31条及び第32条をご参照ください。
344	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-4	31	第1節_3_(10) 図面その他の資料の貸与等	「振興会による改修・修繕等により ～ CADデータを含めて速やかに更新した資料を作成し」とあるが、想定頻度をご教示いただきたい。また改修・修繕等のCAD元データは頂ける（施工業者が作成等）との理解でよいか。紙媒体の改修・修繕図面を受領して、事業者が一からCADデータにするのは非効率かつ多くの費用を要する。	前段については、年1回程度を想定してください。 後段については、ご理解のとおりです。
345	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-7	6	第1節_5_(3)_⑥ 消防計画	「振興会の有資格者と共同して自衛消防の中心的な活動を行う。」とあるが、不足した場合の参加について事業者では何人程度を見込む必要があり、どの程度の期間必要か。また、有資格者の消防計画への記載は振興会の有資格者を消防計画へ記載するという認識でよいか。	前段については、自衛消防活動中核要員は、基本的には振興会で必要数をまかなう想定ですが、自衛消防活動中核要員の必要人数は延面積に応じて定められるため、不足人数や期間については、具体的な想定はありません。 後段については、振興会の有資格者を消防計画へ記載するとともに、人員が不足した場合は、事業者から参加した有資格者も含めて記載します。なお、事業者において自己で防火管理を行う範囲においては事業者による配置を求めます。
346	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-7	10	第1節_5_(3)_⑦ 省エネルギーに係る計画書	省エネ法の規定においては、エネルギー管理員の選任届出、定期報告書の提出、中長期計画書の提出などの法的義務は、エネルギーを使用して事業を行う法人（設置者・実質的な使用者）が負うこととされている。本事業はBTO方式であり、施設所有および劇場運営の主体は貴振興会であることから、省エネ法上の義務者（届出・報告の主体）は貴振興会（または貴振興会が属する包括法人）になるものと解される。 つきましては、法令遵守および円滑な業務遂行の観点から、以下2点について貴振興会の認識および役割分担のご意向をご教示いただきたい。 1、届出・報告の主体（義務を負う者）について 省エネ法に基づく国（経済産業局等）への各種届出・定期報告の主体（提出名義人）は貴振興会であり、事業者はその報告書案や計画書案の「作成補助（実務支援）」を行うという位置づけで相違ないか。 2、定期報告書等の作成範囲について 本項目にある「省エネルギーに係る計画書」のほか、省エネ法に基づき毎年国へ提出する必要がある「定期報告書」および「中長期計画書」の作成補助についても、本事業の業務範囲に含まれる想定でしょうか。	1及び2について、ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
347	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-7	18	第1節_5_(3)_⑧地球温暖化対策計画書等	本事業はBT0方式であり、施設所有者は貴振興会となるため、同条例における総量削減義務の対象者（特定地球温暖化対策事業者）および東京都への届出主体は貴振興会になるものと解される。 事業者としては計画書等の「作成実務」および「第三者検証の手配・費用負担」は行いますが、条例に基づく温室効果ガスの「総量削減義務（目標値の達成）」そのものの責任、および万が一目標未達となった場合のペナルティや不足する排出量（クレジット）の調達費用等の負担は、設置者・運営者である貴振興会に帰属し、事業者は維持管理業務の範囲における合理的な省エネ運転に努める義務を負うもの（結果責任ではなく努力義務）と解してよろしいか。	法や条例における責任が振興会にあることはご理解のとおりです。 ただし、温暖化対策について、事業者に提案いただいた内容（例えば建築物のライフサイクルカーボンを一定数削減する等）は、事業契約の内容となるため事業者が振興会に対して係る内容を実現する義務を負うこととなります。
348	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-7	26	第1節_5_(3)_⑩電気主任技術者の届出	電気主任技術者は事業者から外部選任を行うことは可能と理解して良いか。	事業者（みなし設置者）から、更に外部選任を行うことは可能です。
349	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-7	26	第1節_5_(3)_⑩電気主任技術者の届出	要求水準書では、自家用電気工作物の維持・管理の主体である受託者（SPCまたは維持管理企業）を「設置者とみなして」電気主任技術者の選任に係る届出・申請を行う旨が記載されている。 本事業はBT0方式であり、施設所有者は貴振興会となるため、受託者が「みなし設置者」として産業保安監督部へ外部選任の届出・申請を行うにあたっては、経済産業省の内規（主任技術者制度の解釈及び運用）に基づき、事業契約書とは別に、電気工作物の保安監督・維持管理の義務・責任範囲を明記した「保安管理業務の委託に関する覚書（または契約書）」を発注者・事業者間で別途締結する必要があると考えます。 つきましては、上記のように、外部選任（みなし設置者許可申請）の前提条件となる保安管理業務の委託に関する覚書等を、事業契約とは別に締結する想定（またはそのための協議に応じる想定）でよろしいか。	ご理解のとおりです。
350	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-8	41	第5章_第1節_5_(5)_携帯電話不感知対策への対応	「新たに携帯電話不感知を把握した場合、対策を実施すること」とあり、対策設備の設置・維持費は事業者負担とされているが、維持管理期間中に周辺の大規模再開発による高層ビル建設など、事業者の責によらない外部環境の変化が原因で不感知が発生した場合であった場合、新たに追加設置する設備の費用は振興会負担か。	維持管理期間中に発生した、振興会及び事業者のいずれにもその責めを帰すことの出来ない事由によって携帯電話の不感知が発生した場合には、それが【資料－１】「事業契約書（案）」別紙６の不可抗力に該当する場合には、別紙６「不可抗力による費用分担」に定める負担割合に従ってその対応費用を振興会が負担します。
351	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-9	25	第1節_5_(7)業務の実施にあたっての諸条件	「事業者が専ら使用する室における什器・備品は事業者が用意すること」とありますが、専ら使用する室とは基本的に【添付資料４－５】各室性能表内で事業者使用可（事業者管理諸室）とされている諸室と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
352	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-9	25	第1節_5_(7)業務の実施にあたっての諸条件	「事業者が専ら使用する室における什器・備品は事業者が用意すること」とありますが、振興会で実施しない什器・備品の調達は施設整備のサービス購入料に含め、施設整備として引き渡しが必要ということか。引き渡しの対象外となる場合事業終了時維持管理業務等を実施するために必要な什器・備品等（ロッカーや机、椅子、仮眠用ベッド等）は全て撤去が必要ということか。撤去しないのであれば、施設備品のため施設整備費に含めることが適切と考える。	「事業者が専ら使用する室における什器・備品」は、事業者が維持管理業務を実施するために必要な事業者負担による什器・備品等であり、引渡しの対象外です。そのため、事業終了時にすべて撤去が必要であり、事業費の内訳に記載の「施設整備費」に含まれません。
353	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-9	39	第1節_5_(7)_⑦	事業者が専ら利用する室の什器備品以外は振興会がご用意するという認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりですが、要求水準において定める什器備品については本事業の対象となります。
354	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-10	12	第1節_5_(10)維持管理に係る記録及び事業終了時の引継ぎ	事業期間終了直後について具体的な期間をご教示いただきたい。（事業期間終了後1年間など）	この項目は、事業期間終了直後に修繕業務が集中し休館期間が生じることを避ける目的で設けています。修繕計画を作成する際にはご留意ください。
355	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-11	39	第5章_第2節_2_(2)_①業務日誌の添付	各月の業務実施報告書に「電力供給記録、熱源・空調機器運転記録、温湿度記録」の添付が求められていますが、これらはBEMSデータの出力（紙）でも差し支えございませんでしょうか。もしくは、電子データ（CSV、PDF等）を別途ご提出することもよろしいでしょうか。	振興会が各記録を確認できるものであれば、BEMSデータの出力で差し支えありません。なお、提出書類の体裁及び部数等は【添付資料５－１－５】「維持管理に関する成果物」によります。
356	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理	5-11	24	第5章_第2節_1_(2)_植栽管理に係る要求水準	「樹種に応じた病虫害の予防、点検…（中略）…等を行い、景観上良好な状態を維持する」とありますが、既存樹木を移植したのち、要求水準に従った適切な管理を実施していたにもかかわらず、移植による環境変化への不適応や寿命により枯損した場合、これに伴う新たな樹木の植え替え費用は事業者の負担とならず、不可抗力等として振興会にご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。	既存樹木の移植に関して【資料－２】「業務要求水準書」第４章、第５節、１．（15）⑥f.及び第４章、第８節、４．（２）⑦を満足したと認められる場合は、枯損の帰責を事業者に求めることはありません。 不可抗力により枯れた場合の費用負担については、【資料－１】「事業契約書（案）」第36条及び別紙６に規定された負担割合に応じて当該費用を負担することになります。
357	13_(添付1-1)用語の定義	2	7	要求水準書全般に関する用語	事業範囲外とされている『更新』で「劣化した部位・部材や機器等を新しい物に取り替えること」と挙げられていますが、部品等を新しい物に取り替える作業は全て更新に該当するかと考えて良いか。	保守や修繕による部品等の取替は本事業に含まれます。保守や修繕の業務については【資料－２】「業務要求水準書」第５章第２節１．及び５．をご参照ください。 また、更新を含む修繕計画については、【資料－２】「業務要求水準書」第５章、第１節、５．（３）⑤に定める修繕計画書、【添付資料５－１－１】「修繕に係る要求水準」及び【参考資料５－１－３】「修繕・更新周期の考え方」を参考に作成し、振興会に提出して確認を得た修繕計画書に基づき更新することを想定しています。更新の主体は、不適切な維持管理その他事業者の責めに帰する事由により、予測し難い機器の更新が必要となった場合を除き、振興会となります。
358	16_(添付2-2)業務工程概要	1	1	業務工程概要	施設引渡し＝施設開業ではなく、施設引渡し後、振興会の引越し等開業準備期間（未定）があり、その後施設開業を迎えるという理解でよろしいか。維持管理業務の開業準備期間と揃うかも確認したいため、何か月で想定しておけば良いかをご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、『維持管理業務の開業準備期間』が何を意味するのか不明ですが、維持管理業務の開始日は施設引渡日の翌日からです。
359	17_(添付2-3)入居予定人数及び入居部署の勤務時間			入居部署の勤務時間	※事業部門の（現業職員）の早番・遅番は表記の時間以外にも多様な時間帯が存在すると記載されていますが、08：30分以前の時間帯と有人警備が1ポストのみの設置でありかなりの業務負担となり、時間によってポスト配置の考慮が必要なため早番・遅番の具体的な時間をお示しいただけますか。 警備本部に出社する警備員が08：30のため、早番時間が08：30以前の可能性もある場合時間の調整をご検討下さい。	【添付資料２－３】「入居予定人数及び入居部署の勤務時間」において、早番の一番早い出勤時間は9:30、遅番の一番遅い退勤時間は22:00ですが、「多様な時間帯」とは9:30から22:00の範囲内において、早番や遅番に記載の６パターン以外にも出退勤のパターンがあることを意味しています。よって、早番の出勤時間において9:30以前に出勤することはありません。 なお、振興会では時差出勤を導入しており、最も早くて7:30に職員等が出勤する可能性もありますが、現施設において職員出勤時に発生する警備室の主な業務は鍵の授受であり、再整備後の出入口のセキュリティはほぼ電気錠であることから、22:00～翌8:30のポスト配置により対応可能と想定しています。
360	22_(添付4-1-2)駐車場施設の台数	1		駐車場台数	東京都駐車場条例に伴い駐車台数を計算すると、添付資料4-1-2に記載の台数①普通車及び車いす利用者95台+②荷捌き用5台では足りないが、東京都駐車場条例第17条第1項第2号に基づき、「知事が特に必要がないと認める場合」として、上記台数のみを確保すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 【添付資料４－１－２】「駐車場施設の台数」に記載の台数を確保してください。
361	22_(添付4-1-2)駐車場施設の台数	1	2	附置義務台数	駐車台数について、東京都駐車場条例による附置義務台数の緩和と記載があるが、東京都と緩和に関する協議済みという理解でよろしいでしょうか。	No.360の回答をご参照ください
362	22_(添付4-1-2)駐車場施設の台数		10	①普通車及び車椅子利用者駐車台数	標記の大型バスは、一般来場者用ではないという理解で宜しいでしょうか。	観劇団体や公的式典等の主催者が手配する大型バスを想定しています。
363	23_(添付4-2)敷地内高さ制限図	1	-	目線の高さ	皇居への視線等の配慮について、建物高さの最高限度をTP101.7m、入居者の目線高さの最高限度をTP96.7mと想定されておりますが、それ以上高い位置に目線があってはいけないということでしょうか。また、皇居への視線制御を行えば、目線高さTP96.7mを超えてもよいのでしょうか。	皇居への視線制御を行えば、目線の高さTP96.7mを超えることは可能です。実施にあたっては、確実に視線制御されていることを振興会と協議するものとします。 なお、建築物の高さの最高限度は、東京都及び千代田区との都市計画に係る協議及び皇居内施設から複合施設が眺望されないことを念頭に想定しているものです。また入居者の目線の高さの最高限度は、複合施設から皇居内施設を眺望することのできない高さを想定しているものです。
364	25_(添付4-4)施設の基本的性能基準適用表	1	39	情報処理機能	情報処理機能の適用が各室性能表によることになっており、いくつかの室で分類が「Ⅰ」「Ⅱ」となっている。「Ⅰ」では、幹線・盤・変圧器が専用となっており、要求水準書には幹線と盤までの指定となっているが、どちらが正でしょうか。	分類「Ⅰ」の室における、通信・情報システム用の幹線、分電盤及び受変電設備の変圧器は専用とします。
365	25_(添付4-4)施設の基本的性能基準適用表	1	39	情報処理機能	情報処理機能の適用において、いくつかの室で分類が「Ⅰ」「Ⅱ」となっている。「Ⅰ」「Ⅱ」の指定がある室は部屋ごとに専用の盤と幹線が必要となるのか。サーバー室など情報通信機器が集中する室やOA機器が集中する事務室など以外は、技術的事項の「２．電源の確保」を適用除外とするか分類「Ⅲ」とできないでしょうか。	前段については、分類「Ⅰ」の室における、通信・情報システム用の幹線、分電盤及び受変電設備の変圧器は専用とします。また、各室性能表で情報処理機能の適用（Ⅰ～Ⅲ）の如何にかかわらず、同一室に「専用分電盤」や「O A分電盤」が必要な場合もあり、この場合、「部屋ごと」に専用の盤や幹線が必要なのではなく、「盤ごと」に専用の幹線が必要となります。 後段については、原文のとおりとします。
366	26_(添付4-5)各室性能表	1	-	各室性能表について	舞台付きレストランについて、添付資料4-5各室性能表に記載の項目のように性能基準をご教示いただけますでしょうか。	【添付資料４－５】「各室性能表」への記載は予定していません。 【資料－２】「業務要求水準書」及び【参考資料－２】「舞台付きレストラン（仮称）」の考え方」を参考にしてください。
367	26_(添付4-5)各室性能表	1	2	【添付資料4-5-1～添付資料4-5-10】	<添付資料4-5-1～添付資料4-5-10の各室性能表>では諸室単位でセキュリティの水準が示されていますが、同一の出入口鍵種別、同一のゾーニング・レベルを<添付資料4-6-2セキュリティ相関図・凡例>における図のように同一エリアにまとめた場合に、諸室単位ではなくエリア単位でセキュリティを構築すれば要求水準未達にならないという認識でお間違いないでしょうか。	出入口鍵種別及びゾーニング・レベルが同一な各室を同一エリアにまとめた場合であっても、室単位で利用者が異なるため、特に要求水準に記載がある場合を除き、各室の出入口ごとに電気錠等によるセキュリティが必要となります。
368	27_(添付4-5-1)舞台各室性能表	2	-	室面積	各室性能表に記載の面積の算定方法は壁芯でよろしいでしょうか。	要求水準において特に定めがない限り、ご理解のとおりです。
369	27_(添付4-5-1)舞台各室性能表	2	1	官庁施設の基本的性能基準	表中、「官庁施設の基本的性能基準」欄に指定されている各室のグレードと、各室内訳として「共通」「建築設備」「電気設備」「機械設備」の欄に指定されている内容に相違がある場合、後半の各室内訳以降の記載を正としてよろしいでしょうか。	具体的な相違の内容が不明ですので、回答できません。

国立劇場再整備等事業（令和 8 年 3 月 3 1 日公告）入札説明書に関する第 2 回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
370	27_(添付4-5-1)舞台各室性能表	2	4	Aー 1 大劇場舞台	大劇場舞台の面積が1980㎡と指定ありますが、大劇場単線図によると有効スペース（60,606mm×29,091mm）とあり、壁厚を考慮しても1980㎡となりません。大劇場舞台の面積の算定対象として、有効スペースの他に加えている範囲をご教示ください。	【添付資料 4－10－1】「大劇場 劇場単線図」に示す舞台レベルの幅・奥行及び舞台レベル上部の有効寸法は、躯体、階段、D S、E P S、P S、化粧框、その他一切の設備等を含まない完全な直方体となる空間の寸法を示します（ただし大臣囲いの使用時及び舞台機構操作室は当該直方体のなかに含んでよいものとします。）。上記の有効寸法を確保したうえで、必要な設備や舞台機構・躯体などを計画してください。
371	27_(添付4-5-1)舞台各室性能表	4	3	演芸場（舞台）	演芸場の舞台スタッフ室は、「添付4-7-1 舞台各室の性能特記事項」に「上手舞台袖内に設け、舞台機構操作盤に近接させる。」と記載があるが、演芸場舞台有効スペース（22,121mm×9,091mm）内に設ける理解でよろしいでしょうか。	演芸場の舞台スタッフ室を『演芸場舞台有効スペース内』に設置することは認められません。
372	28_(添付4-5-2)楽屋各室性能表	7	6	Hー 3 楽屋倉庫	倉庫のうち、空調条件の凡例が「F」（特殊系統）となっているH-3楽屋倉庫、K-13～15舞台倉庫、Q-14～16倉庫①～③に関しては、楽器の保管のために温湿度条件の指定があるとの理解でよろしいでしょうか。また、空調は24時間運転が必要でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、必要となります。
373	29_(添付4-5-3)大道具各室性能表	8	－	小劇場客席ワゴン収納庫	大小劇場の客席ワゴン収納庫（花道下）の面積は不算入となっていますが、客席ワゴン収納庫（文楽床下）の面積は適宜となっております。客席ワゴン収納庫（文楽床下）の面積は不算入ではなく、適宜が正でよろしいでしょうか。	客席ワゴン収納庫（文楽床下）の面積は不算入ではなく、適宜が正です。
374	29_(添付4-5-3)大道具各室性能表	8	4	Iー 1 大劇場奈落・大道具倉庫	大劇場奈落・大道具倉庫の面積が2015㎡と指定ありますが、大劇場単線図によると有効スペース（60,606×29,091mm）とあり、壁厚を考慮しても2015㎡となりません。大劇場奈落・大道具倉庫の面積の算定対象として、有効スペースの他に加えている範囲をご教示ください。	【添付資料 4－10－1】「大劇場 劇場単線図」に示す舞台レベルの幅・奥行に準じて、大劇場奈落・大道具倉庫の有効寸法は、躯体(外形部分)、階段、D S、E P S、P S、その他一切の設備等を含まない寸法を示します。
375	30_(添付4-5-4)稽古場各室性能表	10	3	Lー 1 稽古場 1	L-1, 3, 5, 7, 9の稽古場1～5の換気条件が「C」（局所的発熱のある部屋）となっていますが、稽古場1に設ける焙じ室の換気対応と推察されるため、稽古場の空間に対しては「D」（居室換気）としてよろしいでしょうか。その他の局所発熱の想定がありましたらご教示願います。	【添付 4－5－4】「稽古場各室性能表」における稽古場 1～5 の換気設備を「D」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。 ただし、稽古場 1 については、焙じ室について適切にご対応ください。
376	30_(添付4-5-4)稽古場各室性能表	10	11	Lー 9 稽古場 5	(添付4-5)各室性能表によると、稽古場 5 のゾーニングは稽古場に属しますが、添付4-7-4稽古場各室の性能特記事項には、演芸場楽屋に近接させるとの記載があります。また、添付4-8-2動線に関する条件には、稽古場 5 への搬入は演芸場の搬入と同様に考えてよいとの記載があります。稽古場 5 は稽古場と演芸場どちらのセキュリティ区分に属する必要がありますでしょうか。	稽古場 5 は演芸場のセキュリティ区分に属します。 【添付 4－5－4】「稽古場各室性能表」における稽古場 5 のゾーニング・レベルを「稽」から「演舞」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。 また、稽古場 5 への動線は演芸場楽屋と同様に考えてよいものとします。
377	32_(添付4-5-6)養成研修各室性能表	13	14	Qー 1 1 研修室 1 1	研修室11について、「添付資料 4－5－6 養成研修各室性能表」では室の分類が「研修室（畳）」となっていますが、「添付資料 4－7－6 養成研修各室の性能特記事項」では特記事項として「床仕上げは檜フローリングとする」となっています。畳かフローリングのどちらが正しいでしょうか。	フローリングが正です。 【添付 4－5－6】「養成研修各室性能表」における研修室11の室の分類を「研修室(畳)」から「研修室(板の間)」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
378	35_(添付4-5-9)事務管理各室性能表	3	24	4_5_9事務管理各室性能表	Y-8が防災センターの役割を果たすのに対してY-9：警備室は何をするための場所なのか用途と使用対象者に関してお示し下さい。	警備業務（監視カメラ映像をモニターにより監視を行うなど）を行うための室であり、受付（職員、楽屋、稽古場、養成研修用）で対応する警備員の控室としても使用します。
379	35_(添付4-5-9)事務管理各室性能表	16	5	Vー 2 第 1 応接室	第1応接室・第2応接室について、「添付 4－5 各室性能表」では、セキュリティ区分は「役」との記載がありますが、「添付資料 4－7－9 事務管理各室の性能特記事項」では、「役員室セキュリティの外側の総務課近くに配置。」と記載があります。どちらの条件が正かご教授ください。	「添付資料 4－7－9 事務管理各室の性能特記事項」の記載内容が正です。 【添付 4－5－9】「事務管理各室性能表」における応接室 1 及び応接室 2 のゾーニング・エリア分類を「役」から「事」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
380	36_(添付4-5-10)施設設備・交通部分各室性能表	1		EPS/PS/DS	EPS/PS/DSについて、入退室管理が「I1」と記載されていますが、重要設備を収納するEPS/PS/DSにのみカードリーダーを設置することが合理的です。重要設備の対象をご教示いただき当該標記を重要設備のEPS/PS/DSに変更いただくことをご検討下さい。	【添付 4－5】「各室性能表」のとおりとします。
381	38_(添付4-6-2)セキュリティ相関図・凡例	1		4_6_2セキュリティ相関図凡例	出入口鍵種別 凡例B：扉＋その他一般的な施錠とはどのようなものかお示し下さい。	一般的な扉とシリンダー錠等の組合せを想定しています。
382	38_(添付4-6-2)セキュリティ相関図・凡例	1		4_6_2セキュリティ相関図凡例	出入口鍵種別の凡例と電気各室性能の凡例で分けて記載があるということは条件に対して各々カードリーダーを設置するという認識であっていますか。 (例)出入口鍵種別の凡例：C、入退室管理の凡例：0の場合、1枚の扉に対して必ずカードリーダーを2つ設置しなければならない認識でございます。	前段のカードリーダーの設置については、出入口鍵種別の凡例によるものとします。電気各室性能凡例の「入退室管理」は電気錠及びカードリーダーへの電源(通信線)の有無を整理しているものです。 後段の例の場合、カードリーダー(カード＋バイオメトリックス)を 1 台設置となります。
383	38_(添付4-6-2)セキュリティ相関図・凡例	1	－	-	舞台付きレストランの従業員及び出演者のセキュリティ区分をご教示ください。	セキュリティ区分は普及発信となりますが、バックヤード部分については適宜セキュリティを設けてください。
384	43_(添付4-6-7)空間遮音性能の考え方	－	－	－	本表に書かれている「発生音(dB)」「空間遮音性能(Dr)」について、これらの数値の導出根拠資料を開示いただけないでしょうか。	発生音量和各室の室内騒音低減値N C 値の数値から各室間の必要遮音量を求めて目標値としています。
385	43_(添付4-6-7)空間遮音性能の考え方	1	2	空間遮音性能の考え方	表中に発生音の数値がdB値で示されていますが、この値は想定される音源のパワーレベルか、音源からのある距離での音圧レベルでしょうか。	音源から 1 m の距離における音圧レベルです。130dBは打面直径約50cmの大太鼓の打面から距離 1 m における最大音圧レベルと想定しています。
386	43_(添付4-6-7)空間遮音性能の考え方	1	9	空間遮音性能の考え方	表中のLL値、LH値は、それぞれJIS A 1418-1、2で床衝撃音の測定を行い、JIS A 1419-2の附属書1に従って評価を行った値という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
387	43_(添付4-6-7)空間遮音性能の考え方	1	20	展示室	添付資料4-5-8では展示室の音環境は分類 I の指定ですが、添付4-6-7に記載されている性能を正とする認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
388	43_(添付4-6-7)空間遮音性能の考え方	1	33	空間遮音性能の考え方	「大劇場、小劇場、演芸場の舞台、客席の表中の数値は、各々の舞台中心間（各々プロセニアム中心線において舞台先端から 5 m の位置）においての数値である。（その他の室は室の中心とする。）」とありますが、これは表中のDrの数値を差す記述でしょうか。その場合、室内平均音圧レベルに基づく空間音圧レベル差ではなく、特定場所間音圧レベル差で評価を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
389	45_(添付4-7-1)舞台各室の性能特記事項	1	6	Aー 1 大劇場舞台	既存劇場の舞台に演出用発煙装置が設置されているようですが、今回計画では不要または整備対象外の理解でよろしいでしょうか。必要な場合、具体的仕様をご教示ください。	演出用発煙装置の整備は本事業の対象外です。
390	45_(添付4-7-1)舞台各室の性能特記事項	1	26	Aー 2 カメラ室①	添付4-7-1でLED照明の調光が0～100%と書かれており、各室性能表には、B.天井埋込型ルーバ付(遮光角 1 5 ° ～ 3 0 °)と指定されている。この両方の仕様を満足する器具が国内主要メーカー数社の通常製品にありません。特注する場合も既製品の基盤を変えるだけでなくフレームごと作る必要がある可能性があります。5～100%調光とするか、ダウンライトにするかなど提案として良いか。	原文のとおりとします。
391	45_(添付4-7-1)舞台各室の性能特記事項	4	12	Aー 6 照明操作室	「舞台に向かう窓を設け、プロセニアム開口すべてを視認できるサイトラインを確保する」とありますが、プロセニアム高さが6,364mmから8,182mmまで可変である場合、最大高さである8,182mmまで視認可能とすることを要件と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
392	45_(添付4-7-1)舞台各室の性能特記事項	7	19	Aー 1 0 大道具スタッフ控室	大道具スタッフ控室を可能な限り上手側及び下手側双方に分けて設置すると記載あるが、面積は「添付資料4-5各室性能表」に記載の18㎡を9㎡ずつに分ける理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
393	45_(添付4-7-1)舞台各室の性能特記事項	8	26	Aー 1 5 調光機械室	調光機械室の特記にある調光操作室は照明操作室のことを指している理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「調光操作室」を「照明操作室」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
394	45_(添付4-7-1)舞台各室の性能特記事項	13	24	Bー 1 小劇場舞台	舞台廻りの給排水について、小劇場にも大劇場と同様に床埋込の給排水が必要かつ、小劇場のみ上手側に流し台が必要との理解でよろしいでしょうか。	床埋込み式の給排水栓は大劇場、小劇場、演芸場とも上手及び下手舞台袖にそれぞれ 1 か所ずつ必要です。そのうえで、小劇場の上手舞台袖には流し台を設置してください。
395	46_(添付4-7-2)楽屋各室の性能特記事項	8	23	Hー 5 食事スペース	食事スペースは大劇場、小劇場、演芸場共通とありますが、2か所に分ける計画も可でしょうか。分けて設けてよい場合、面積はそれぞれの合計が120㎡となるように計画してよろしいでしょうか。	食事スペースを 2 か所に分けることは認められません。
396	47_(添付4-7-3)大道具各室の性能特記事項	3	20	共通（大道具）_Kー 1 搬入口	「舞台付きレストラン（仮称）の搬入口は小劇場と兼用可とする」との記載があるが、兼用しない場合の搬入口のスペック（開口の大きさや想定の人用車両）をご教示ください。	演芸場搬入口程度とお考えください。
397	47_(添付4-7-3)大道具各室の性能特記事項	3	20	共通（大道具）_Kー 1 搬入口	「舞台付きレストラン（仮称）の搬入口は小劇場と兼用可とする」との記載があるが、搬入口と舞台付きレストランの舞台とが異なるフロアとした計画の場合、求められる搬入用エレベーターのスペック（かご内サイズや積載、出入口サイズ、想定荷物、他エレベーターとの兼用不可等）をご教示ください。	グランドロビー搬入用エレベーター程度とお考えください。
398	49_(添付4-7-5)客席・ホワイエ各室の性能特記事項	-	-	-	入札説明書・同添付資料等の訂正表(第 1 回)にて、添付4-7-5の訂正がありましたが、訂正後の添付4-7-5は公表されませんでしたでしょうか。	公表は予定していません。令和 8 年 3 月31日付けで公表している入札説明書には訂正が反映されませんので、必ず訂正表及び訂正資料を参照してください。
399	49_(添付4-7-5)客席・ホワイエ各室の性能特記事項	1	38	Mー 3 ホワイエ	ホワイエに限らず、各所にLED照明が0～100%調光と書かれているが、客席などの演出空間以外のアンプ室、操作室などの場所では、ベース照明を一般的な5～100%の器具にし、手元灯など暗転時でも作業ができるような照明構成として良いか。	原文のとおりとします。

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
400	49_(添付4-7-5)客席・ホワイエ各室の性能特記事項	2	8	Mー5女子トイレ	大劇場、小劇場、演芸場において「衛生器具の総数は以下のとおりとし、複数箇所トイレを計画する場合は、大劇場の階層構成及び各階の客席数に応じ、衛生器具の個数が（公社）空気調和・衛生工学会による「衛生器具の適正器具算定表」における劇場（ホール）の適正器具数レベル1以上となるようにする。」とあります。総数を算出した根拠、また男女比の設定をご教授ください。	（公社）空気調和・衛生工学会による「衛生器具の適正器具算定表」をもとに算出した個数に対し、現国立劇場の観客男女比（およそ4対6）を加味して設定したものです。なお、トイレに関しては、「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン（令和8年6月 国土交通省）」その他の最新の法令、基準及び指針等を踏まえて適切に計画するものとし、要求水準に示す便器数は、その達成を前提としつつ、合理的な根拠がある場合には、必ずしも当該個数に厳密に従う必要はないものとします。
401	50_(添付4-7-6)養成研修各室の性能特記事項	1	4	Qー1研修室1	養成研修各室の特記事項には、それぞれの有効面積として縦×横の具体的な寸法「以上」との記載がありますが、「参考資料4-16養成研修 研修室単線図」には、「程度」と記載されております。どちらの条件が正かご教示ください。	【添付4ー7ー6】「養成研修各室の性能特記事項」の記載内容が正です。 【参考資料4ー16】「養成研修 研修室単線図」は要求水準に基づく業務の実施方法の一例を参考として示したものです。
402	50_(添付4-7-6)養成研修各室の性能特記事項	2	10	Qー1 8 焙じ室	焙じ室での楽器の乾燥作業中は室内発熱が大きく室内温湿度を指定の条件に保つことが難しいと推察されます。乾燥作業を行っていない状態での空調を想定してよろしいでしょうか。	焙じ室の室内温湿度条件は乾燥作業を行っていない状態であると想定して構いません。
403	50_(添付4-7-6)養成研修各室の性能特記事項	3	2	Qー1 9 研修生更衣室（男子）	Q-19研修生更衣室（男子）・Q-20研修生更衣室（女子）・Q-21多目的室の配置等に記載されている養成所執務室とは、X-32事務室（養成企画課、歌舞伎・大衆芸能研修課）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
404	51_(添付4-7-7)調査資料各室の性能特記事項	1	31	Sー2貸出用収蔵庫	「部屋の形状に合わせて集密書架を設置し、可能な限りの収納量を確保する」とありますが、情報が足りず計画が困難です。集密書架のサイズや仕様、台数の要求を明示していただけないでしょうか。または既存の収納棚のサイズや仕様、台数をご教示ください。	既存の貸出用収蔵庫の収納棚等は以下のとおりですが、要求水準を踏まえたうえでご提案ください。 ・スライド棚 （高さ220×幅90×奥行30cm）×20本 ・抽斗型キャビネット （高さ135×幅48×奥行62cm）×6本 （高さ110×幅90×奥行45cm）×10本 （高さ110×幅68×奥行40cm）×5本 ・映像音声資料用移動棚 （高さ200×幅370×奥行36cm）×10棚×10本 （高さ200×幅370×奥行36cm）×5棚×10本 ・映像音声資料用キャビネット （高さ124×幅45×奥行62cm）×10本
405	51_(添付4-7-7)調査資料各室の性能特記事項	2	7	Tー1 収蔵庫①（図書資料）	「資料の形状に応じた専用収納棚を設置する。」とありますが、情報が足りず計画が困難です。収蔵棚のサイズや仕様、台数の要求を明示していただけないでしょうか。または既存の収納棚のサイズや仕様、台数をご教示ください。	既存の貸出用収蔵庫の収納棚等は以下のとおりですが、要求水準を踏まえたうえでご提案ください。 ・電動の集密書架 （高さ195×幅25×奥行25cm）×4棚×59本 （高さ195×幅25×奥行25cm）×8棚×70本 （高さ195×幅25×奥行25cm）×6棚×2本 （高さ195×幅25×奥行35cm）×7棚×4本 （高さ195×幅25×奥行45cm）×6棚×2本 （高さ195×幅25×奥行47cm）×7棚×1本
406	51_(添付4-7-7)調査資料各室の性能特記事項	2	17	Tー2 収蔵庫②（博物資料）	「資料の形状に応じた専用収納棚を設置する。」とありますが、情報が足りず計画が困難です。収蔵棚のサイズや仕様、台数の要求を明示していただけないでしょうか。または既存の収納棚のサイズや仕様、台数をご教示ください。	既存の博物資料の収納棚等は以下のとおりですが、要求水準を踏まえたうえでご提案ください。 ・既設のスチールラックや電動及び手動の集密棚のほか、キャビネットやマップケースなどの什器も導入し、各種の資料を収蔵しています。
407	51_(添付4-7-7)調査資料各室の性能特記事項	2	26	Tー3 収蔵庫③（視聴覚資料）	「資料の形状に応じた専用収納棚を設置する。」とありますが、情報が足りず計画が困難です。収蔵棚のサイズや仕様、台数の要求を明示していただけないでしょうか。または既存の収納棚のサイズや仕様、台数をご教示ください。	既存の視聴覚資料の収納棚等は以下のとおりですが、要求水準を踏まえたうえでご提案ください。 ・缶入りの16mm映画フィルムは横置きにして固定棚に、磁気テープ（オープンリールの音声テープや各種ビデオテープ等）、光ディスク、HDDは縦置きにして、電動及び手動の移動棚、固定棚を併用、S Pレコードは縦置きで固定棚や抽斗型キャビネットを併用して納めています。
408	53_(添付4-7-9)事務管理各室の性能特記事項	6	5	Xー3 7 伝統芸能情報センター_事務室（普及教育課、調査資料課）	「展示室、閲覧スペース、視聴スペース及び公演記録諸室との近接性を優先し」とありますが、この近接性とは、「添付資料1ー1 用語の定義」の近接とは異なる認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
409	55_(添付4-8-1)エレベーターの考え方	1		エレベーターサイズ一覧	振興会と楽屋の乗用エレベーターを兼用することは可能でしょうか。	振興会と楽屋の乗用エレベーターの兼用は認められません。
410	55_(添付4-8-1)エレベーターの考え方	1	15	乗用_楽屋	楽屋、稽古場、振興会の乗用ELVのサイズは交通計算によるとありますが、「添付資料2-3入居予定人数及び入居部署の勤務時間」に記載の入居人数のうち、楽屋、稽古場、振興会の乗用ELVの輸送対象人数をご教示ください。	【添付資料2ー3】「入居予定人数及び入居部署の勤務時間」のうち、振興会の乗用E L Vは管理部門、事業部門、アルバイト、舞台スタッフ、研修生を参照し、楽屋の乗用E L Vは出演者・関係者を参照してください。稽古場の乗用E L Vは出演者・関係者を参照してください。
411	55_(添付4-8-1)エレベーターの考え方	1	15	乗用_楽屋	楽屋、稽古場、振興会の乗用ELVはそれぞれ設けるとのことですが、添付資料4ー8ー2動線に関する条件によると、「出演者、稽古場利用者、研修講師・研修生、振興会は、地上エントランス受付で入館チェックを行う。」とあります。共通のエントランスおよびELVホールから、楽屋、稽古場、振興会それぞれの乗用ELVにアクセスする計画でよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
412	56_(添付4-8-2)動線に関する条件	1	12	稽古場5への搬入	備考に「稽古場5への搬入は演芸場の搬入と同様に考えてよい。」とありますが、同様とは同ページ11行目の「搬入口と舞台が同じレベルの場合、搬入ELVは不要」が準用され「搬入口と稽古場5が同レベルの場合、搬入ELVは不要」との意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
413	56_(添付4-8-2)動線に関する条件	1	25	人_会議出席者	添付資料4-8-2「動線に関する条件」より、「原則として、来訪者は共用会議室エリアでの対応とし、事務室エリアには立ち入らない。」とあるが、来訪者が事務室エリアの共用廊下やWCに立ち入ることは許容されるでしょうか。	来訪者が事務室エリアに立ち入ることは原則として想定していません。各エレベーターホールでセキュリティエリアを形成することを想定しています。
414	58_(添付4-9-2)公演記録設備仕様表	2	45	d AV室（メイン）	d AV室（メイン）およびe AV室（サブ）のモニター棚や操作卓は、仕様に幅があるため、参考図の提供をお願いします。	事業者の提案によりますが、メインにおいては最大4台のカメラ映像を収録と同時編集が可能とする規模を想定しています。
415	58_(添付4-9-2)公演記録設備仕様表	2	49	d AV室（メイン）_モニター棚_3 9)液晶テレビ	（添付資料4-9-2)公演記録設備仕様表_P.2にd AV室（メイン）の項目に39)液晶テレビなど仕様欄にサイズや参考型番の表記がございません。機器の想定サイズ等の仕様をご教示ください。	4 K対応の50インチ又は55インチ（放送局並みのサイズ）を想定してください。
416	59_(添付4-10-1)大劇場 劇場単線図	1	-	大劇場舞台	大劇場、小劇場、演芸場の劇場単線図にて、「舞台レベルの幅・奥行及び舞台レベル上部の有効寸法は、躯体、階段、DS、化粧框等を含まない完全な直方体となる空間の寸法を示す」とありますが、ここに記載されていないEPS、PS等は含めてよいと考えてよろしいでしょうか。	大劇場、小劇場、演芸場の舞台レベルの幅・奥行及び舞台レベル上部の有効寸法は、舞台操作室の一部を除き、躯体、階段、D S、E P S、P S、化粧框、その他一切の設備等を含まない完全な直方体となる空間の寸法を示すとお考えください。
417	59_(添付4-10-1)大劇場 劇場単線図	1	16	舞台寸法	大劇場、小劇場、演芸場の劇場単線図にて、「舞台レベルの幅・奥行及び舞台レベル上部の有効寸法は、躯体、階段、DS、化粧框等を含まない完全な直方体となる空間の寸法を示す」とありますが、電気設備、防災設備（一斉解放弁等）および舞台設備関連の露出配管は含めてよいと考えてよろしいでしょうか。	No. 416の回答をご参照ください。
418	59_(添付4-10-1)大劇場 劇場単線図	4		大劇場 奈落レベル	中奈落からの乗り込みは舞台前部及び後部からと考えてよろしいでしょうか。中奈落面で大迫り両袖舞台側から、中迫り両袖舞台側からの乗り込みは想定していますでしょうか。	中奈落からの乗込みは舞台前部及び後部からとお考えください。舞台袖からの乗込みが必要な場合は臨時にタラップ等を作成するなどして対応することを想定しています。
419	61_(添付4-10-3)大劇場 舞台床機構図・仕様表	2	4	迫りの昇降速度	迫りの昇降速度について、「速度1～16m/分」及び「速度1～14m/分」と記載されていますが、11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備（61頁47行以降）に記載される各迫りの最小昇降時間を満足すれば、要求水準を満たすものと考えてよろしいでしょうか。	最少昇降時間を迫りの最大速度として、可変速度に対応していれば要求水準を滿足します。
420	61_(添付4-10-3)大劇場 舞台床機構図・仕様表	2	35	客席床機構設備	小劇場は客席ワゴン収納庫が仕様表に含まれていますが、大劇場の仕様表には含まれていません。小劇場同様に含むものとして宜しかったでしょうか。また寸法はL：1,818×D：18,182とし、駆動方式は手押走行式として宜しかったでしょうか	大劇場及び小劇場の花道迫りは電動昇降式とし、電動式客席ワゴン付とします。 【添付資料4ー11ー3】「小劇場 舞台床機構図・仕様表」にある客席ワゴン収納庫は舞台床機構ではありませんので、「客席ワゴン収納庫」行を削除し、訂正しますので、訂正表をご確認ください。
421	64_(添付4-10-6)大劇場 インカム設備・音声運営モニターマトリクス図	1	4	マトリクスの凡例	大劇場、小劇場、演芸場、ITV関連などのマトリクスに、黒、白、赤、緑など●の表記があるが、それぞれ具体的に何が必要となるのか、凡例を記載いただきたい。	以下のように想定しています。 【添付資料4ー10ー6】「大劇場 インカム設備・運営音声モニターマトリクス図」、【添付資料4ー11ー6】「小劇場 インカム設備・運営音声モニターマトリクス図」、【添付資料4ー12ー5】「演芸場 インカム設備・運営音声モニターマトリクス図」においては、黒丸：インカム機器本体・ヘッドセット等 白丸：壁等にインカム増設機接続用コネクタ、ハンガー等 緑丸：運営音声モニター受音装置 赤丸：映像系受信装置 【添付資料4ー10ー7】「大劇場 公演監視カメラ・ITVカメラ系統マトリクス図」、【添付資料4ー11ー7】「小劇場 公演監視カメラ・ITVカメラ系統マトリクス図」、【添付資料4ー12ー6】「演芸場 公演監視カメラ・ITVカメラ系統マトリクス図」においては、カメラと受像器の接続法が、青丸：カメラと受像器間直接接続 黒丸：遅延を最大限考慮したネットワーク接続

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
422	66_(添付4-10-8)大劇場 舞台照明設備仕様表	1	38	3 美術ボタン 1 0 (B L 2 ・一文字幕共吊)	仕様表中に“※”が記載されていますが、その説明がありません。表の外、下部に記載されている「移動式給電ケーブルから給電」を意味しているということで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
423	67_(添付4-10-9)大劇場 舞台音響設備仕様表	2	4	1_1_ デジタルミキシングコンソール	添付資料4-10-9舞台音響設備仕様表の参考型番に音響機器のメーカー名型番名がありますが、こちらは今後の打合せ次第で変更可能という認識で宜しかったでしょうか？	参考型番該当機器と同等以上の性能であり、システム全体の性能向上にも有効である機器については、協議により変更可能です。なお、要求水準において、導入時において最新の機器等を選定することとしていることにご留意ください。
424	69_(添付4-11-1)小劇場 劇場単線図	-	-	小劇場	小劇場の公演記録室(貴賓席)を2階席に設置することは可能でしょうか。	小劇場の公演記録室(貴賓席)を２階席に設置することは認められません。
425	69_(添付4-11-1)小劇場 劇場単線図	3		小劇場 出語り迫りの客席ワゴン収納	客席ワゴン収納庫の記載が有りますが、客席レイアウトにより不要であれば設けなくてもよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
426	71_(添付4-11-3)小劇場 舞台床機構図・仕様表	2	4	迫りの昇降速度	迫りの昇降速度について、「速度1～16m/分」及び「速度1～14m/分」と記載されていますが、11_(資料-2)業務要求水準書 第４章 施設整備 (69頁20行以降)に記載される各迫りの最小昇降時間を満足すれば、要求水準を満たすものと考えてよろしいでしょうか。	No. 419の回答をご参照ください。
427	71_(添付4-11-3)小劇場 舞台床機構図・仕様表	2	25	2 2 小迫り 8 安全棒 (上手・下手・前)	No22.小迫り8安全棒 (上手・下手・前)の台数は「3」としてよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
428	72_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2	29	2 7_美術ボタン 1 2 (B L 2)	No27.美術ボタン12 (BL2) 、No28.美術ボタン13 (AL2) の寸法Dが「600」と記載されていますが「48.6」と解釈してよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。 【添付資料４－11－４】「小劇場 舞台吊物表・仕様表」No. 27美術ボタン12 (BL2) 及びNo. 28美術ボタン13 (AL2) の寸法Dを「48.6」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
429	72_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2	29	2 7_美術ボタン 1 2 (B L 2)	No27.美術ボタン12 (BL2) 、No28.美術ボタン13 (AL2) 、No53.美術ボタン37 (HL2) 、No54.美術ボタン38 (HL3) の速度が0～90m/minとなっていますが、他の照明ボタンと同様に10m/minとしてもよろしかったでしょうか。	原文のとおりとします。 なお、【添付資料４－11－４】「小劇場 舞台吊物表・仕様表」No. 34美術ボタン19 (BL3) 及びNo. 35美術ボタン20 (HL1) 、No. 42美術ボタン27 (AL3) 、No. 43美術ボタン28 (BL4) 、No. 48美術ボタン32の速度を「0～90」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
430	72_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2	36	3 4_美術ボタン 1 9 (B L 3)	No34.美術ボタン19 (BL3) 、No35.美術ボタン20 (HL1) 、No42.美術ボタン27 (AL3) 、No43.美術ボタン28 (BL4) の速度は10m/minですが、制御方式がINVです。大劇場と同様に制御方式は直入れとしてもよろしかったでしょうか。	原文のとおりとします。 併せて、No. 429の回答をご参照ください。
431	72_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2	50	4 8_美術ボタン 3 2	No48.美術ボタン32の速度が10m/minとなっていますが、他の美術ボタンと同様に0～90m/minとしてもよろしかったでしょうか。	No. 429の回答をご参照ください。
432	81_(添付4-12-3)演芸場 舞台吊物表・仕様表	2	14	1 2_引割幕 1	No12.引割幕1は寸法H：48.6となっていますが、他の引割幕と同様にH：300としてもよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。 【添付資料４－12－３】「演芸場 舞台吊物表・仕様表」No. 12引割幕１の寸法Hを「300」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
433	81_(添付4-12-3)演芸場 舞台吊物表・仕様表	2	28	2 6_引割幕 4	No26.引割幕4の特記欄は空欄ですが、No29.上手保管ボタン1の特記欄に記載されている「引割レール+ワンタッチハンガー」が適用されると理解してよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。 【添付資料４－12－３】「演芸場 舞台吊物表・仕様表」No. 26引割幕４の特記欄に「引割レール+ワンタッチハンガー」の記載を追加して訂正しますので、訂正表をご確認ください。
434	89_(添付4-14)業務に関する成果物	1	1	(1) 共通成果物	「事業者は、設計業務に関する成果物を電子データにて提出する。」旨の記載からC A Dデータの提出を求めるものと理解しましたが、C A Dデータは設計者の社名等を表示したまま内容の編集及び出力が可能になることにより、設計者の責任範囲が曖昧になるため、提出についてはご容赦いただけませんか。 また、やむを得ず提出させていただく場合は事業者所定の受領書をご提出いただくことを前提に、受領書の内容についてご協議いただけませんか。 ※12_(資料-2)業務要求水準書 第５章 維持管理「維持管理業務にあたり、振興会様から事業者に対し図面資料（C A Dデータ）を貸与する。」についても同上。	C A Dデータは提出してください。なお、取扱いについては協議します。
435	92_(添付4-17) I Cカード作成に係る要求水準	1	12	(2) 納品方法	最初に振興会が指示する枚数（600枚）以降の納品に関しては、費用負担は貴会の負担である認識でお間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準で定める数量を超える I Cカードの納品（601枚以降）については、本事業とは別に振興会で調達します。
436	92_(添付4-17) I Cカード作成に係る要求水準	1	14	2_（２）_②_a. 初回発行分に係る納品	初回発行分以降のICカード発行・登録については振興会にて実施されるのか、事業者側で実施（係る費用については別途請求）するのかご教示いただきたい。また、初回以降の登録作業を振興会様にて行われる場合、登録できるようなシステムが現地に必要ということか。もしくは別途事業者に発注いただく形をご想定か。	要求水準で定める数量を超える I Cカードの納品については、No. 435の回答をご参照ください。施設引渡し後の入退システムへの登録作業は振興会で行います。後段については、施設引渡し後における入退システム登録済 I Cカードの登録情報変更作業及び入退システム未登録 I Cカードの新規登録作業を振興会が入退システムで行えるようにし、施設引渡し後の運用に備える必要があります。
437	92_(添付4-17) I Cカード作成に係る要求水準	1	14	2_（２）_②_a. 初回発行分に係る納品	ICカード600枚は初回発行分が600枚で良いか。	ご理解のとおりです。
438	92_(添付4-17) I Cカード作成に係る要求水準	1	14	2_（２）_②_a. 初回発行分に係る納品	初回発行分の納品までが事業者の業務であり、更新・追加・紛失時等の対応は振興会で実施いただける理解で良いか。	ご理解のとおりです。
439	92_(添付4-17) I Cカード作成に係る要求水準	1	14	2_（２）_②_a. 初回発行分に係る納品	入退システム及び複合機、勤怠システム、入退システム等への権限付与業務は含まれないという理解で良いか。	No. 436の回答をご参照ください。
440	92_(添付4-17) I Cカード作成に係る要求水準	1	24	①共通仕様	ICカードの材質は『PET－G』で指定されていますが、価格及び品質の面から、一般的に採用・流通しているICカードの素材は『PET, PET－G, PVC』の3種となります。前述3種の中から事業者が選定することをお認め頂くことは可能でしょうか。	【添付資料４－17】「I Cカード作成に係る要求水準」2. （3）① a. の「P E T－G」を「P E T、P E T－G、P V Cのいずれか」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。ただし、環境への負荷に配慮することを条件とします。
441	93_(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	9	3_修繕業務の考え方	修繕業務は「建築物等の全体性能が契約時の施設整備要求水準を下回らないように行う」とありますが、振興会が実施すべき「更新」の実施時期が遅れたことによって、事業者が行う「修繕」の頻度や費用が増加した場合、その増加費用は振興会に負担していただけるという認識でよろしいか。	No. 510の回答をご参照ください。 【資料－２】「業務要求水準書」第５章、第１節、５.（3）⑤に定める修繕計画書により振興会が「更新」を実施します。
442	93_(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	13	3_修繕業務の考え方	「不適切な維持管理その他事業者の責に帰する事由により、予測し難い機器の更新が必要となった場合でも事業者の責任と負担でこれを行う」とあるが、設備機器のメーカーによる部品生産が終了し修繕が不可能となった場合は、「その他事業者の責」とはならないと考えて良いか。実施方針の質疑回答No. 247において、「長期修繕計画書、各年度修繕計画書を作成時点で、事業期間中に必要な予備部品等を適切に確保することを求めます。」とご回答いただいたが、今回の事業費にすべての設備等の予備部品を計画策定時にあらかじめ確保する予算は確保されているか。そうでない場合、事業者は大幅なリスクマネーを計上する必要がある、事業費の増大に繋がる。不可抗力として扱うこと、もしくは発生した場合には協議とすることを改めてご検討いただきたい。	No. 510の回答をご参照ください。 不可抗力による場合は、【資料－１】「事業契約書（案）」第36条及び別紙６に規定された負担割合に応じて当該費用を負担することになります。
443	93_(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	13	3_修繕業務の考え方	設備機器の突発的な故障等において、事業者負担で行う「修繕」の費用が、当該機器を新しくする「更新」費用を上回るような場合であっても事業者が修繕を行う必要があるか。修繕負担における金額的な限度額や、更新と判断する明確な基準があればご教示いただきたい。	No. 442の回答をご参照ください。
444	93_(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	13	3_修繕業務の考え方	「不適切な維持管理その他事業者の責に帰する事由により、予測し難い機器の更新が必要となった場合でも事業者の責任と負担でこれを行う」とあるが、要求水準に従い適切な点検・保守を行っていたにも関わらず機器が故障し更新が必要となった場合は、事業者の責には帰さず振興会にて更新いただけるという理解でよろしいか。	No. 442の回答をご参照ください。
445	93_(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	16	3_修繕業務の考え方	「個々の建築資機材の自然損耗は許容される」とあるが、図表１－１にも記載のあるように事業終了時についても同様という理解でよいか。	事業終了時についても、契約時の施設整備要求水準を下回らない範囲での、個々の建築資機材の自然損耗は許容されます。
446	93_(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	18	図表１－１	記載の通り、ある設備の全部、または部分の更新については振興会により実施され、点検の中で実施される部品交換や部分補修等については事業者による実施という理解でよいか。	No. 357の回答をご参照ください。
447	94_(添付5-1-2)諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限	6	45	表２－１_No. 275	展示室の清掃について、展示用ショーケースは対象外との認識で宜しいでしょうか。	展示室の什器・備品も清掃の対象に含みます。要求水準に定める周期等に沿って清掃を行ってください。
448	95_(添付5-1-3)維持管理に係る配置者の一覧	1	4	(I)統括責任者	統括責任者を配置するのは維持管理が始まる時からで宜しいでしょうか。統轄責任者が執務する部屋の想定がありましたら、ご教示下さい	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、【添付資料４－５】「各室性能表」の「事業者使用可（事業者管理諸室）」に「○」を記載している室を想定しています。
449	95_(添付5-1-3)維持管理に係る配置者の一覧	1	11	1_（１）統括責任者	大規模な集客施設とは、例示されている劇場、スタジアム、アリーナ、美術館、博物館、空港、複合商業施設等に該当すれば、施設面積や収容人数の目安はないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
450	95_(添付5-1-3)維持管理に係る配置者の一覧	1	28	(4)業務副責任者	業務責任者1名に対し、業務副責任者の人数は事業者の提案による認識でお間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。 各業務に必要な人数をご提案ください。
451	96_(添付5-1-4)維持管理費コスト管理計画書の内容及び提出時期	1	1	表4-1_維持管理費コスト管理計画書の内容	維持管理業務の一部を再委託する場合（例：清掃業務）の委託料については全額物件費として計上する認識でよいか。	No. 452の回答をご参照ください。
452	96_(添付5-1-4)維持管理費コスト管理計画書の内容及び提出時期	1	18	維持管理費コスト管理計画書の内容	「※人件費と物件費を分けて記載すること」とされていますが、「人件費」「物件費」の区分について、業務別内訳書等を作成するにあたり、 ・明確な定義 ・判断基準（例：外注費、交通費、管理費等の扱い） が設定されていればご教示ください。 なお、特段の定めがない場合は、事業者側の合理的な考え方に基づき区分するとの理解でよろしいでしょうか。	一般的には、人件費は従業員へ支払う給与や社会保険料などの労働の対価を指し、物件費は人件費を除く消耗品や役務等の費用を指すと考えられています。 人件費及び物件費の区分は、維持管理費の物価変動等に基づく改定の協議等の際、コストの変動が確認できるように記載してください。
453	98_(添付5-2-1)定期点検等及び保守に係る要求水準	1	26	3_定期点検等及び保守業務の要求水準	点検・保守及び確認の周期は、「建築保全業務共通仕様書」を参考に定めるとありますが、点検内容もあくまでも参考であり、性能が保たれるものであれば事業者の提案内容による点検が可能と考えてよろしいでしょうか。	【資料－２】「業務要求水準書」第５章、第１節、５．（１）では、「適用する内容は、～当該条件を満たすことを条件に、維持管理の頻度・方法等は基準類が示す仕様以外の仕様とすることができる。」としており、当該条件を満たす限りにおいて基準類が示す仕様によらないことが可能です。
454	99_(添付5-2-2)植栽管理に係る要求水準	1	7	2_業務実施体制	「造園施工管理技士１級の有資格者」については、常駐は求められないという理解でよろしいか。また、構成企業や協力企業からの再委託先からの選任も業務実施に支障が無ければ（業務要求水準を遵守可能な限りにおいては）可能という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
455	99_(添付5-2-2)植栽管理に係る要求水準	1	19	3_植栽管理の要求水準	既存施設から移植した「記念樹」等については、事業者が適切な植栽管理を行っていたにもかかわらず、樹木自体の寿命や移植に伴う不可避な環境変化が原因で枯死・衰弱した場合、その伐採、植え替え、又は補植にかかる費用は振興会の負担となるという認識でよろしいか。	No. 356の回答をご参照ください。
456	99_(添付5-2-2)植栽管理に係る要求水準	1	20	4_4_業務上の留意事項	剪定作業等で発生した樹木・葉等廃棄物は場内での廃棄は不可か。	【添付資料５－２－２】「植栽管理に係る要求水準」４．①をご参照ください。
457	100_(添付5-2-3)運転・監視及び日常点検・保守に係る要求水準	1	6	2_業務実施体制	実務経験が規程年数に満たない場合であっても、本業務を十分に遂行でき、有資格が充足している等、能力が十分である場合、業務従事者として認めていただくことは可能か。実務経験を満たしていることが必須の場合、費用増に繋がる。	原文のとおりとします。
458	100_(添付5-2-3)運転・監視及び日常点検・保守に係る要求水準	1	6	2_業務実施体制	法定上、資格不要な設備を導入した際は把握指導する業務従事者も含め当該有資格者の配置は不要という認識でよいか。	ご理解のとおりです。
459	100_(添付5-2-3)運転・監視及び日常点検・保守に係る要求水準	1	6	2_業務実施体制	電気設備及び機械設備を把握指導する業務従事者については毎日勤務している必要はないという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
460	100_(添付5-2-3)運転・監視及び日常点検・保守に係る要求水準	1	27	3_業務時間及び配置人数	2名以上の宿直とは、2名で宿直を回す（時間帯によっては休憩や仮眠などで1名になる時間帯もある）状態でも要求水準を満たしているという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
461	100_(添付5-2-3)運転・監視及び日常点検・保守に係る要求水準	1	27	3_業務時間及び配置人数	休館日は日中（7:30～22:00）も含めて2名体制で良いという理解でよいか。	事業者の提案によります。 ただし、休館日に行う作業に必要な人員数を考慮してください。
462	100_(添付5-2-3)運転・監視及び日常点検・保守に係る要求水準	2	36	4_表3-2建築保全業務共通仕様書の読替えについて	運転時間について「公演時間に合わせた運転」や「臨機に運転を行う」とあるが、事前の想定を大幅に超える深夜に及ぶ舞台の仕込み・撤収作業や、突発的な公演時間の延長が頻発した場合、それに伴う維持管理スタッフの超過勤務費用（人件費増）は、定額の事業費内での対応ではなく別途精算の対象となるか。	【資料－２】「業務要求水準書」に記載の内容から大幅に乖離が生じた場合は、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
463	101_(添付5-2-4)各部位の日常清掃・定期清掃・特別清掃に係る要求水準	3	23	5_日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	日常清掃業務については、【添付資料5-1-2】諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限」に基づき実施するものと理解しております。一方で、日常清掃の開始時間及び終了時間については明確な指定が確認できませんでした。業務計画及び人員配置の検討にあたり、施設の開館時間等を踏まえた日常清掃の実施可能時間帯、または振興会が想定する開始・終了時刻があればご教示ください。	【添付資料５－１－２】「諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限」及び【添付資料５－２－４】「各部位の日常清掃・定期清掃・特別清掃に係る要求水準」に基づき実施してください。 過去の国立劇場における清掃の実施時間帯については、【参考資料５－２－２】「日常清掃及び巡回清掃に係る作業計画表」をご参照ください。 本事業における清掃の実施時間帯については、契約締結後に業務計画書等において定めます。
464	101_(添付5-2-4)各部位の日常清掃・定期清掃・特別清掃に係る要求水準	4	7	5_日常清掃及び定期清掃に係る要求水準_（３）業務の範囲、頻度及び留意事項④	「臨時的な汚損が発生した場合や、特別な清掃が必要な場合は、振興会より清掃・点検を依頼する。」とありますが、特別清掃・点検により費用の増加が生じた場合にはサービス対価を増額いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料－２】「業務要求水準書」第５章第２節３．及び【添付資料５－２－４】「各部位の日常清掃・定期清掃・特別清掃に係る要求水準」に記載の内容から大幅に乖離が生じた場合は、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
465	101_(添付5-2-4)各部位の日常清掃・定期清掃・特別清掃に係る要求水準	9	1	5_（７）塵芥等の回収	集積用屑籠は下記のうち、いずれの想定かをご教示いただきたい。①各室の前に設置する②エリア毎に設ける③各階毎に設ける	原則として各階ごとに設けることを想定していますが、具体的な設置場所や箇所数は契約締結後の設計時に協議のうえ、振興会が決定します。 例えば、同一階の「集積」対象室が光庭や表方エリアなどにより分断され、仮に各階に一つだけ集積用屑籠を設置すると上下階を経由するなどの問題が生じる場合は、複数設置するなどの対応が必要となります。
466	101_(添付5-2-4)各部位の日常清掃・定期清掃・特別清掃に係る要求水準	9	1	5_（７）塵芥等の回収	室内の屑籠等からの回収依頼はあくまでも一時的な対応であり、永続的に依頼されるものではないという理解でよいか。	要求水準に記載の頻度以外の塵芥等の回収の依頼については、ご理解のとおりです。
467	101_(添付5-2-4)各部位の日常清掃・定期清掃・特別清掃に係る要求水準	9	20	5_（７）②塵芥等の分別及び保管	ゴミ処理室へ設置する容器の容量及びゴミ処理室の清掃頻度の検討にあたり、①既存施設のゴミ処理室の容器の容量（もしくは、各廃棄物の1回あたりの排出量）や、②現在ご想定 of 廃棄物収集運搬業者の回収頻度をご教示いただきたい。	①閉場前における公演中の日々の廃棄容量はおおむね下記のとおりです。 300リットル（カート）× 7 90リットル×16 45リットル×14 再生用古紙：台車 1台程度 ②回収頻度は日曜日を除く毎日を考えています。
468	101_(添付5-2-4)各部位の日常清掃・定期清掃・特別清掃に係る要求水準	10	22	7_（１）①清掃員控室等の什器・備品	清掃員控室等の什器・備品（館内モニター等）は振興会で負担と記載があるが、清掃員の更衣用ロッカー・事務机及び椅子はどちらの負担となるか。	清掃員の更衣用ロッカー・事務机及び椅子は事業者の負担でご用意ください。
469	101_(添付5-2-4)各部位の日常清掃・定期清掃・特別清掃に係る要求水準	10	24	7_（１）③トイレットペーパー、ペーパータオル、石鹸液、手指消毒液、振興会備付けのゴミ箱等に装着するポリ袋等、塵芥等の分別廃棄用ポリ袋	トイレのサニタリーボックス等も振興会備付けのゴミ箱等に含まれ、振興会の負担と考えて良いか。	ご理解のとおりです。
470	101_(添付5-2-4)各部位の日常清掃・定期清掃・特別清掃に係る要求水準	10	27	7_（１）④衛生用品及び付帯する消耗品	トイレの便座クリーナー・消臭剤等の設置予定はあるか。また、その場合の費用負担は振興会と事業者どちらになるか。	トイレの便座除菌クリーナーの設置は予定しています。 消臭剤の設置については、【資料－２】「業務要求水準」第４章第５節２．（３）⑥jにおいて「衛生対策及び臭気対策には十分配慮した計画とする。」としていますので、設置は予定していません。 また、便座除菌クリーナーに充填する消耗品の費用は振興会で負担します。
471	101_(添付5-2-4)各部位の日常清掃・定期清掃・特別清掃に係る要求水準	10	27	7_（１）④衛生用品及び付帯する消耗品	給湯室等に設置が想定される三角コーナーのネットや、スポンジ・洗剤等も振興会負担の衛生消耗品に含まれるか。	衛生用品及び付帯する消耗品に含まれ、費用は振興会で負担します。
472	104_(添付5-2-7)警備に係る要求水準	1	16	(2)_d業務実施体制	業務責任者又は業務副責任者が業務従事者として配置に就いている場合、異常対処で一時配置等から離れ、未配置になっても要求水準未達にならないという認識で宜しいでしょうか。	異常に対処するため配置から離れる場合は、そこに代替者を配置するなど業務に支障が生じないように対応してください。
473	104_(添付5-2-7)警備に係る要求水準	1	18	②ポスト配置	「ポスト数並びに配置日及び時間を原則とし、要求水準を満たしたうえで、業務上の安全性及びセキュリティを確保できる場合、ポスト数並びに配置日及び時間によらない業務提供の提案を可能とする」と記載がありますが、上記要求水準を満たしていれば、巡回業務を有人警備からロボット等で代替することは可能であるという認識でお間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業（令和 8 年 3 月 3 1 日公告）入札説明書に関する第 2 回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
474	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	1	18	②ポスト配置	労働基準法上、警備員の休憩取得は必須事項であるため、法令遵守のためにも要求水準の内容を「配置時間は休憩及び仮眠時間を含む」へ改変をご検討下さい。	【添付資料 5－2－7】「警備に係る要求水準」において、各ポストの配置時間には休憩及び仮眠時間が含まれています。関係法令を遵守のうえ事業者において適切に設定し、要求水準を満足する提案をしてください。
475	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	1	21	1_(2)_②ポスト配置	「警備本部」及び「警備室」のポスト数及び配置日・時間が必須とされていますが、監視カメラ設備や防犯・入退室管理設備の高度化（AI画像解析や最新センサー技術等）を提案し、業務上の安全性及びセキュリティが確保できることを示した場合、必須とされているポスト数や配置時間を削減・変更することは可能か。	原文のとおりとします。
476	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	2	15	e. 地下駐車場内巡回	地下駐車場内巡回は22時以降閉鎖すると記載があります。一方、別資料の業務実施時間帯を見ると22時以降も在室する方がいらっしゃいますが、夜間の車両出入りは確実に無いという認識でお間違いないでしょうか。出入りがあった場合、夜間の少ない警備員ポストのため、正常監視に悪影響を及ぼします。要求水準に夜間車両の出入りはないの文言追記をご検討下さい。	【添付資料 5－1－2】「諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限」に記載の「在室時間帯（参考）」は清掃業務を実施する際に参考とするためのものであることに留意ください。また、夜間（22時～8時30分）の地下駐車場における車両の出入りは原則としてありません。ただし、振興会からの要請により夜間に地下駐車場の出入口の開閉が必要な場合は、【添付資料 5－2－7】「警備に係る要求水準」2.（3）③に記載のとおり、振興会との協議によります。なお、追加費用が発生する場合は、振興会で負担します。
477	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	2	20	1_(3)_①共通事項	実務経験が規程年数に満たない場合であっても、本警備業務を十分に遂行でき、身体強健である者については業務従事者として認めていただくことは可能か。実務経験を満たしていることが必須の場合、費用増に繋がる。	原文のとおりとします。
478	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	3	30	(4)_③_b体制の整備	通信機器の指定はございますでしょうか。また通信機器は事業者側の負担でしょうか。	通信機器の指定はありません。通信機器は事業者の負担によりご用意ください。
479	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	3	32	(4)_③_c体制の整備	防犯護身用具は、警備業法に定められた仕様となりますので、警備業務受諾者及び再委託業務従事者が用意する認識でお間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
480	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	3	34	(5)その他①VIP来場等の対応	特別警戒及び手荷物検査等を実施することと記載されていますが、予算や修繕計画等に影響するため具体的な業務内容の詳細や検査の手法・必要となる機器の仕様などを要求水準へ記載することをご検討下さい。また、必要となる機器の手配は貴会にて対応いただける認識でお間違いないでしょうか。	V I P 来場時の具体的な業務内容や必要機器等は、振興会が関係機関との協議により決定します。また、V I P 来場時に必要となる機器は、振興会又は関係機関が用意します。
481	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	3	34	1_(5)_①_VIP来場時等の対応	公演時や特定イベント時、VIP来場時等において、過去の実績を大きく上回る来場者があり、一時的に警備員や交通誘導員の大幅な増員が必要となった場合、事業者が想定外の追加人員をあらかじめ見込み費用負担するのか。それとも基本の要求水準を超える人員については振興会と別途協議のうえ費用負担いただけるのか。	【添付資料 5－2－7】「警備に係る要求水準」1.（5）①b.に記載のとおり、V I P 来場時等の対応については、（2）で示す体制で対応することができない場合、追加費用等の詳細は振興会と別途協議することとしています。なお、追加費用が発生する場合は、振興会で負担します。
482	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	3	35	(5)_①_aVIP来場時等の対応	VIP来場時等の特別警戒対応及び手荷物検査等はVIPも対象でしょうか。	No. 480の回答をご参照ください。
483	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	4	1	1_(5)_①VIP来場時の対応	「VIP来場時等の特別警戒対応及び手荷物検査等を実施」とあるが、特別警戒対応及び手荷物検査の具体的対応方法についてご教示いただきたい。金属探知機による手荷物及び身体検査は不要という理解でよいか。	No. 480の回答をご参照ください。
484	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	4	1	(5)_bその他	「VIP来場時の対応について、既存体制で対応することが出来ない場合、追加費用等の詳細は振興会と協議する」とありますが、本件に関わらず、貴会の依頼による警備配置ポスト・時間の延長は別途費用を頂けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
485	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	5	4	2_h警備室	夜間等の電話対応は、多言語対応を想定されていますでしょうか。翻訳機器を使用することで多言語対応の要求水準を達成している認識でお間違いないでしょうか。	振興会代表電話時間外の対応については緊急電話にかかわらず、多言語による問合せが想定されますので、翻訳機器等を用い適切に対応してください。
486	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	5	5	2_i警備室	物品等の搬出入管理について、どの程度の業務を想定されていますか。また、搬出入管理対応中は、通用口ポストが不在でも要求水準未達とはならない認識でお間違いないでしょうか。	前段については、宅配便配達業者や納品業者を配達先部署へ連絡・誘導する、車両を誘導するなどの業務を想定しています。後段については、通用口のポストが不在になるなど、業務の履行が懸念される場合は、代替者を配置するなどご対応ください。
487	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	5	23	(3)_①_m巡回	遺失物の搜索とはどの程度の業務を想定されているかお示し下さい。	遺失物の搜索については、グランドロビー内・国立劇場内及び敷地内・地下駐車場内を巡回して落し物があれば拾得・保管し、一定期間経過後に振興会に引き渡します。
488	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	5	24	②交通誘導	交通誘導はあくまでも敷地内の誘導であり、道路や敷地外を出ての交通誘導（警備業法上の2号警備）ではないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
489	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	5	24	②交通誘導	交通誘導(a)～(c)の業務に関して、社会問題である労働人口の減少が加速する中、将来的に人員確保が困難となることが予想されます。人による対応に代わり、サイネージ等による対応もお認めいただけますでしょうか。	国立劇場に相応しい品格、利用者の利便性及び施設の雰囲気を損なわず、要求水準を満足したうえで、事業者の提案によります。
490	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	5	30	2_(3)_②交通誘導	「交通誘導を行う際」とはどのような場合に行うことを想定されているか。その頻度等については過去の公演実績を基に積算をするということか。もし、過去の実績頻度よりも頻度が上がった際には増額いただけるという認識でよいか。常日頃から交通誘導が可能な体制を構築することは過剰な事業費増加に繋がるため、ご教示いただきたい。	交通誘導は、【添付資料 5－2－7】「警備に係る要求水準」2.（3）②a.に記載のとおり公演の開演時及び終演時を想定しています。なお、追加費用が発生する場合は、振興会で負担します。
491	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	5	30	2_(3)_②交通誘導	交通誘導について、事業者側で頻度等をコントロールできるものではないため、必要になった場合には振興会で実施することとしていただけないか。	原文のとおりとします。併せて、No. 490の回答をご参照ください。
492	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	5	30	②_(c) 交通誘導	タクシーの呼び入れはどのような状況（場所やタイミング、対応限度等）を想定されていますでしょうか。	タクシーの呼び入れは、終演時にタクシー乗り場へ誘導することを想定しています。なお、【資料－2】「業務要求水準書」第4章第3節3. 動線計画の条件 に以下を追記して訂正しますので、訂正表をご確認ください。「(7)グランドロビーから使いやすい位置にタクシー乗り場を計画する。なお、メインエントランス前に待機車両が滞留しないようにすること。」
493	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	5	31	②_(d) 交通誘導	来場者への簡易な案内とありますが、『簡易的な案内』について具体的な業務内容をお示し下さい。	【添付資料 5－2－7】「警備に係る要求水準」1.（5）③a.をご参照ください。
494	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	5	33	②_c交通誘導	安全上必要な利用制限とはどのような業務を想定されているのかお示し下さい。	来場者等の安全に支障が生じるとと思われる駐車場への車両の入出場や駐車に対し、利用を制限することを想定しています。
495	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	5	34	②_d交通誘導	障害者の乗降介助を不慣れなものが実施した場合、障害者に怪我を負わせてしまうなど大きなクレームとなるケースが少なからず見受けられます。トラブルを避けるために『要介助者の求めに応じた対応を行う』旨の要求水準の変更をご検討下さい。	【添付資料 5－2－7】「警備に係る要求水準」2.（3）②d.「身体障害者用車両の誘導及び障害者の乗降介助」を「身体障害者用車両の誘導及び要介助者の求めに応じた乗降の介助」に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
496	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	5	36	②_f交通誘導	『駐輪スペースの利用状況の把握及び駐輪自転車等の整理について』1日の営業が終了した後に留置き自転車の台数チェック及び適切な対応を実施すれば要求水準未達とならない認識でお間違いないでしょうか。	台数チェック及び適切な対応だけではなく、来場者が快適に利用できるよう、放置自転車への対応等も含みます。対応にあたっては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
497	104_(添付5-2-7) 警備に係る要求水準	6	36	2_(3)_②交通誘導	駐輪自転車等の整理には放置自転車処分も含まれるか。その場合処分費用については貴会に負担いただけるという理解でよいか。	駐輪自転車等の整理には放置自転車処分も含まれ、処分費用は、振興会が負担します。また、処分方法は、振興会と協議することとします。
498	122_(参考4-6) 振興会が行った事前協議の概要	-	-	事前協議項目	参考4-6に示されている以外に、事前に協議した内容があれば、ご提示いただけませんか。また、概要だけでなく詳細な協議記録をご提示いただくことは可能でしょうか。	前段については、【参考資料 4－6】「振興会が行った事前協議の概要」に記載されている以外に行った事前協議等はありません。後段については、協議記録の提示は予定していません。
499	122_(参考4-6) 振興会が行った事前協議の概要	-	-	事前協議項目	インフラ引込負担金について、新設分との相殺が可能な既存メーターがありましたらご教示ください。	ご質問の「引込負担金の相殺」が可能なか不明ですので、事業者においてご確認ください。
500	122_(参考4-6) 振興会が行った事前協議の概要	1	23	東京都建築バリアフリー条例及び福祉のまちづくり条例	千代田区環境まちづくり部建築指導課との協議内容に、「子育て支援施設の設置が求められる」と記載あるが、要求諸室として託児所があるため、別途設置する必要はない理解でよろしいでしょうか。	東京都建築物バリアフリー条例の子育て支援施設は、トイレのベビーチェア、ベビーベッドや授乳室と理解しています。付帯事業を提案する場合を含めて、建物用途による適用や詳細については千代田区との協議によります。
501	122_(参考4-6) 振興会が行った事前協議の概要	3	37	都市計画法に基づく開発許可	本事業において開発許可が必要となる場合は、民間収益施設を整備しない(付帯事業を提案しない)場合であれば都市計画法 第三十四条の二(開発許可の特例)が適用されると考えてよろしいでしょうか。	建築物の建築自体と不可分な掘削や外構工事は開発行為に該当しないと聞いていますが、施設計画が事業者の提案によるため、開発許可を要するかは千代田区との協議によります。
502	123_(参考4-7) 独立行政法人日本芸術文化振興会事業継続計画	6	10	第4章_2電気、水、ガス	雑用水の非常時の必要量は、本資料に基づき雑用水槽容量の7割以上かつ50m3以上としてよろしいでしょうか。この場合、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」に基づいて算出される容量と異なると思われますが、振興会の事業継続計画による必要量を優先してよろしいでしょうか。	【参考資料 4－7】「事業継続計画」においては、雑用水の非常時の必要量は示されていないため、ご質問の意図が不明ですが、必要水量の計算方法については【資料－2】「業務要求水準書」第4章. 第4節. 3.（1）【技術的事項】の ②f.(c)(ア)において「建築設備設計基準（令和6年版）（令和6年3月8日）による。」としています。また、【資料－2】「業務要求水準書」第4章. 第5節. 2.（3）⑦給水設備にて、「雑用水50㎡以上を確保するものとし、詳細については振興会と協議のうえ決定する。」としています。

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
503	123_(参考4-7)独立行政法人日本芸術文化振興会事業継続計画	6	16	第４章_2_(１)電気	集町地区の非常時対応として非常用自家発電機および高架水槽を保有している旨の記載がありますが、これらは今回の整備対象範囲内の既存の機器を指し、範囲外に対する備蓄や供給は考慮しなくてよいと考えてよろしいでしょうか。	【参考資料４－７】「事業継続計画」に記載の非常用自家発電機および高架水槽は、現在の国立劇場における既存機器を指しています。本事業における機器については、【資料－２】「業務要求水準書」に基づき提案してください。また、整備対象範囲外に対する備蓄や供給は考慮しないものとします。
504	156_(参考4-15)稽古場単線図	1	-	稽古場	稽古場の必要有効スペース内に部屋の外周の柱型を含めてよいでしょうか。	柱型を含めずに有効寸法を確保してください。
505	166_(参考4-24)付加価値を付けた客席の考え方	1	3	付加価値を付けた客席の考え方	「区画席の舞台側はガラス張りとし、舞台へのサイトラインを確保する。」「区画席は防音遮音性を確保」とあるが部隊客席との防音遮音性も確保することを意図しているのか。	ご質問の『部隊客席』を「舞台客席」と読み替えて回答します。ご理解のとおりです。
506	166_(参考4-24)付加価値を付けた客席	1	3	付加価値を付けた客席の考え方	「区画席の舞台側はガラス張りとし、舞台へのサイトラインを確保する。」「区画席は防音遮音性を確保」とあるがFIX仕様で良いか。	事業者の提案によります。
507	166_(参考4-24)付加価値を付けた客席	1	7	付加価値を付けた客席の考え方	特別ラウンジに関して「眺望のよい場所に配置する。」とあるが、館内の眺望を意図しているという理解で良いか。	外部皇居側への眺望を意図しています。
508	167_(参考4-25)ＩＣカード作成に関するデータ	1	5	1.職員証ＩＣカードの納品実績	参考資料の品目では『Felicaカード6k』とありますが、あくまで実績であり、事業者が作成するＩＣカードの種類は事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
509	171_(参考5-1-3)修繕・更新周期の考え方	1	1	表３-１	消火器の更新は振興会にて実施という理解で良いか。	ご理解のとおりです。
510	171_(参考5-1-3)修繕・更新周期の考え方	1	1	表３-１	本資料で修繕の実施時期として特定の年に「○」がついているものであっても、事業者の提案により実施年度を変更（延命化による頻度減含む）することは可能か。その場合、更新年度も変更になると思われるが、事業者の提案を基に更新を計画していただけるという認識でよろしいか。	更新を含む修繕計画については、【資料－２】「業務要求水準書」第５章、第１節、５．(3)⑤に定める修繕計画書、【添付資料５－１－１】「修繕に係る要求水準」及び【参考資料５－１－３】「修繕・更新周期の考え方」を参考に作成し、振興会に提出して確認を得た修繕計画書に基づき更新することを想定しています。更新の主体は、不適切な維持管理その他事業者の責めに帰する事由により、予測し難い機器の更新が必要となった場合を除き、振興会となります。
511	171_(参考5-1-3)修繕・更新周期の考え方	1	1	表３-１	落札後、事業者のとの協議により、事業者の行う修繕項目及び実施年・振興会の行う更新項目及び実施年をあらかじめ定めることが推察されるが、振興会の行う更新は事業者と協議した年に確実に実施いただけるとい認識でよろしいか。	No. 441の回答をご参照ください。
512	171_(参考5-1-3)修繕・更新周期の考え方	1	1	表３-１	部分修繕・定常修繕・更新の具体例をご教示いただきたい。実施方針の質疑回答では「『部分修繕』は耐用年数を踏まえた一部分の部品等の修繕を、『定常修繕』は日常点検及び定期点検に基づく必要な修繕」とご回答いただいたが、部分修繕と定常修繕、更新の違いがわかりづらく、特に部分修繕と定常修繕については同様のよう感じられます。部分修繕は、あらかじめ定めた時期に行う予防保全、定常修繕は点検時に発見した場合には修繕する、事後保全の考え方が近いという考えで良いか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。併せて、No.510の回答をご参照ください。
513	171_(参考5-1-3)修繕・更新周期の考え方	1	1	表３-１	更新に「○」が付いていないものは、現時点で振興会が更新を想定していない設備機器等との理解でよいか。また、【添付資料５－１－１】「修繕に係る要求水準」及び【参考資料５－１－３】「修繕・更新周期の考え方」を参考に事業者にて修繕計画書を作成する際、事業者側の判断で更新に「○」がついていないものを更新に含めることも可能という理解でよいか。	いずれもご理解のとおりです。
514	173_(参考5-2-1)清掃業務消耗品及び廃棄物量の実績	1	1	表１-１	清掃消耗品、廃棄物量の実績は来場者数で左右されるため、来場者数がわかる年度にて公表いただくことは可能か。	【参考資料５－２－１】「清掃業務消耗品及び廃棄物量の実績」に平成29年度・平成30年度・令和元年度の廃棄物量の実績を追記し訂正しますので、訂正表をご確認ください。ただし、令和元年度のペットボトル・缶・ビンについては、実績が不明のため廃棄物量を示すことはできません。また、清掃消耗品については平成29年度・平成30年度・令和元年度の実績は不明のため、使用量を示すことはできません。
515	174_(参考5-2-2)日常清掃及び巡回清掃に係る作業計画表	1	1	別記様式６	依頼清掃の対応はしていたか。また、対応をしている場合、１日あたりの対応件数の平均をご教示いただきたい。	依頼清掃の頻度は１日あたり１件程度です。
516	174_(参考5-2-2)日常清掃及び巡回清掃に係る作業計画表	1	1	別記様式６	各箇所に記載の時間を全て要して清掃しているのか、記載の時間帯に清掃しているのみ（＝終わり次第次の箇所の清掃に向かう）のかご教示いただきたい。	実施時刻は記載の時間内で清掃を行い、仕様を満たす清掃が完了したら次の清掃の実施箇所に移動して構わないことを示しています。
517	174_(参考5-2-2)日常清掃及び巡回清掃に係る作業計画表	1	1	別記様式６	1回あたりの作業時間数で3.0h、1回あたりの作業従事者数に4名と記載がある場合、1回あたりの工数（総時間数）は12.0h（6名で行った場合は作業時間数は2.0hになる）という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
518	175_(資料-3)付帯事業の提案条件	1	4	第１．本書の目的	「劇場機能と相乗効果を発揮し、・・・」とありますが、具体的効果は定性的な説明のみでも評価の対象となりますでしょうか。定量的な評価の提示が必要でしょうか。	【資料－５】「事業者選定基準」により、応募者においてご判断ください。
519	175_(資料-3)付帯事業の提案条件	1	6	第１．本書の目的	「運営のみを行う提案は求めない」とありますが、今回新たに舞台付きレストランが要求施設となるなど、公演の有無に関わらない多様な人を対象としたにぎわいの創出が求められていると認識します。劇場としての一体的なにぎわいの創出及び民間活力の活用の観点から、劇場内の飲食、物販店舗について独立採算での自主事業の提案を認めて頂けないでしょうか。	付帯事業については、「自らの民間収益施設を整備し、運営すること（民間収益事業）を提案することができる」としており、運営のみを行う提案は求めないこととしていますので、提案は認められません。併せて、No. 520及びNo. 556の回答をご参照ください。
520	175_(資料-3)付帯事業の提案条件	1	6	第１．本書の目的	「運営のみを行う提案は求めない」とありますが、国立劇場の一部に要求水準にはない諸室を設け、その諸室を賃借してテナントとしての付帯事業を提案することは可能でしょうか。	付帯事業については、「自らの民間収益施設を整備し、運営すること（民間収益事業）を提案することができる」としています。また、民間収益施設の定期借地権の設定期間は70年とし、区分所有となり、貸付料の設定もあります。さらに、【資料１－３】「事業費の算定及び支払方法」別紙１「民間収益施設を提案する場合の費用負担の考え方（合築建物による場合）」により、それぞれの費用負担を明確に区分し、それぞれの専有部分、専用使用部分、共通使用部分の設定が必要となります。これら、付帯事業の提案に係る要求水準等を満足したうえでご提案ください。
521	175_(資料-3)付帯事業の提案条件	1	13	第１本書の目的	付帯事業は「文化観光拠点としての機能強化」や「劇場機能との相乗効果」「国立劇場のさらなる魅力の向上・利便性の向上に寄与する施設を想定」との記載がありますが、ミュージアムのような日本の文化を発信していく施設の提案を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の提案条件に基づいたうえで、事業者の提案によります。なお、【資料－２】「業務要求水準書」第２章、事業の目的及び計画条件もご確認ください。
522	175_(資料-3)付帯事業の提案条件	1	17	第２_1_(１)施設用途	2022年４月公告の際の資料－３_付帯事業の実施条件の資料では、第２_1_(１)_②にて、民間収益施設の想定する施設用途に関して、「具体的には、文化観光に資するホテルに加え、事務所、レストランやカフェ、売店等の店舗及びこれらに付随する用途等の組合せを想定する。なお、ホテルについては国立劇場と併設することにより文化観光拠点としての相乗効果が期待される適切な規模・機能を備えた品格の高いグレードのホテルを想定している。」との記載がございます。これに対して、今回の資料－３_付帯事業の提案条件では、「文化観光拠点」という文言が残っているため、2022年４月公告と同様に今回も民間収益施設ではホテルを期待しているという理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の提案条件に基づいたうえで、事業者の提案によります。【資料－３】「付帯事業の提案条件」の「文化観光拠点」については、第１．本書の目的の中で、「付帯事業は、文化観光拠点としての機能強化及び周辺地域とのまちづくりへの貢献を実現するという事業目的に資するものとし、提案条件に基づいたものであること。」としており、【資料－２】「業務要求水準書」第２章、第１節、１．再整備の基本的考え方をご確認ください。
523	175_(資料-3)付帯事業の提案条件	2	7	第２_1_(２)_①_e	合築建物を提案する場合は「ZEB Oriented」以上の認証取得が求められていますが、独立建物を提案する場合においても、同等の環境性能要件の達成や認証取得が必須となるのでしょうか。	独立建物を提案する場合には、「ZEB Oriented」以上の認証取得を求めているものではありません。関係法令に適合したうえで事業者の提案によります。
524	175_(資料-3)付帯事業の提案条件	2	20	第２_1_(２)_③_a	合築の場合、区分所有施設となることが前提となっておりますが、劇場内の一部スペースをテナントとして地代相当額を算出し賃料として支払い借用する提案は可能でしょうか。その場合、区分所有とはならず管理組合の設立等は不要と考えてよろしいでしょうか。	付帯事業については、「自らの民間収益施設を整備し、運営すること（民間収益事業）を提案することができる」としており、運営のみを行う提案は求めないこととしていますので、ご質問の提案は認められません。併せて、No. 520の回答をご参照ください。
525	175_(資料-3)付帯事業の提案条件	3	6	第２_1_(２)_③_f	「付帯事業に供する部分は、千代田区の「千代田区開発事業にかかる住環境整備推進制度」により、地域貢献整備施設を整備する必要がある」とありますが、地域貢献整備施設についても、付帯事業と一体として評価されることになるのでしょうか。	民間収益施設に課される地域貢献施設の整備は、千代田区との協議によります。付帯事業の評価については、【資料－５】「事業者選定基準」を確認し、応募者においてご判断ください。
526	175_(資料-3)付帯事業の提案条件	3	6	第２_1_(２)_③_f	「付帯事業に供する部分は、千代田区の「千代田区開発事業に係る住環境整備推進制度」により、地域貢献整備施設を整備する必要があることから、具体的な計画にあたっては、千代田区と事前に協議を行うこと。」とありますが、「事前に協議」とは「落札後すみやかに協議する」か「提案前に協議する」のどちらでしょうか。	地域貢献整備施設の対象等については、事業者決定後千代田区との協議によるものと認識しています。

国立劇場再整備等事業（令和 8 年 3 月 3 1 日公告）入札説明書に関する第 2 回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
527	175_(資料-3)付帯事業の提案条件	4	6	第2.提案条件_2.付帯事業の実施条件等_(3)権利の譲渡等_①	「事業契約書（案）」第10条第1項では契約上の地位を譲渡することはできないとされており、「国立劇場再整備事業付帯事業の提案条件」第2_2_(3)_①によりますと、「事業契約終了後も定期借地権設定契約は引き続き事業者が契約の相手方となることを想定するが、振興会と協議を行った上で、付帯事業が安定的に継続することを前提として、民間収益事業者に、事業者の定期借地権設定契約上の地位を譲渡することも可能とする。」とされています。そのため、事業期間終了後も50年間事業者を存続させることのリスクやコストが生じることが応募の可否判断における大きなリスク要因となりますが、「付帯事業が安定的に継続することを前提として」というのは抽象的であり、リスク判断が困難となります。付帯事業が安定的に継続できないことが懸念されるような具体的な事情が無い限りは、「付帯事業が安定的に継続することを前提として」の要件を充足するという理解でよろしいでしょうか。	「付帯事業が安定的に継続する」ことについて振興会の考えは、【資料－5】「事業者選定基準」19頁をご参照ください。
528	175_(資料-3)付帯事業の提案条件	4	7	第2_2_(3)_①	「本事業契約終了後についても、定期借地権設定契約については引き続き事業者が契約の相手方となることを想定する」とありますが、事業者が契約の相手方にならない場合もあるのでしょうか。	ご質問いただいた箇所が続いて、「引き続き事業者が契約の相手方となることを想定するが、振興会と協議を行ったうえで、付帯事業が安定的に継続すると認められることを前提として、民間収益事業者に、事業者の定期借地権設定契約上の地位を譲渡することも可能」としていますので、このような表現としています。
529	175_(資料-3)付帯事業の提案条件	4	9	第2_2_(3)_①	「付帯事業が安定的に継続すると認められることを前提に」とありますが、安定的に継続できるか否かは、具体的にどのように判断するのでしょうか。	No. 527の回答をご参照ください。
530	175_(資料-3)付帯事業の提案条件	5	13	第2.提案条件_2.付帯事業の実施条件等_(6)振興会への報告等_①	「貸付期間中」の事業者への報告義務が定められておりますが、事業契約自体は貸付期間中の途中（最大20年程度）で終了してしまいますので、貸付期間中の全期間に義務を課す意図であれば、事業契約に基づく付帯事業としてではなく、定期賃貸借契約上の義務として構成する必要があるのではないのでしょうか。	基本協定及び事業契約の終了後も、定期借地権設定契約は存続します。そして、【資料－3】「付帯事業の提案条件」を含む入札説明書の条件については、【資料－1－4】「定期借地権設定契約書（案）」第5条第1項の規定により、基本協定及び事業契約の終了後も継続して定期借地権設定契約の条件を構成しますので、基本協定及び事業契約の終了後も同条件には従っていただきます。
531	175_(資料-3)付帯事業の提案条件	5	27	第2_3_(1)_①	民間収益施設事業に伴い振興会が負担する費用等（固定資産税等）相当分のみを貸付料とする付帯事業の提案も可能でしょうか。	貸付料については、【資料－3】「付帯事業の提案条件」第2．3．（1）において、「貸付料及びその支払方法は、事業者の提案による。なお、提案された民間収益事業の実施に伴い振興会が負担する費用等（固定資産税等）が生じる場合は、かかる費用を加えた額を貸付料として提案しなければならない。」と規定しています。振興会としては、概ね地域の特性及び標準的な地代水準に見合った貸付料の提案がされるものと考えています。また、「貸付料の提案にあたっては、民間収益施設の提案を自由とし、その内容も提案に委ねられていることに照らし、当該貸付料の金額が妥当であることの根拠資料（不動産鑑定評価書等）を併せて提示するものとする」ことにご留意ください。なお、【資料－4】「提出書類等の記載要領」における、付帯事業を提案する場合の「記載上の留意事項」の記載内容及び【資料－5】「事業者選定基準」の付帯事業を提案する場合の評価基準に基づいて適切に評価します。
532	175_(資料-3)付帯事業の提案条件	5	31	第2_3_(1)_①	提案する民間収益施設は収益性を第一とした施設ではなく、劇場との調和や連携、相乗効果を考慮した施設とするため、通常の市場価値を評価する不動産鑑定評価書等との乖離が見込まれます。事業収支を試算した独自の資料を持って不動産評価書等と代えさせて頂いても良いでしょうか。	提示を求めるのは「貸付料の金額が妥当であることの根拠資料（不動産鑑定評価書等）」であり、不動産鑑定評価書以外の資料でも構いません。ただし、それにより貸付料の金額が妥当であることが根拠づけられることが必要である点にはご注意ください。
533	175_(資料-3)付帯事業の提案条件	5	34	第2_3_(1)_②	「貸付料は、3年ごとに改定する」とありますが、改定にあたっての基準や条件はありますか。	現時点では、改定にあたっての基準や条件は定めていませんが、一般的には、公租公課や土地建物価格等経済事情の変動、周辺賃料水準などを踏まえて改定することを想定しています。
534	175_(資料-3)付帯事業の提案条件	10	19	別紙2_(3)_①管理組合又はそれに準じる協議体	管理組合を設立するとあるが、設立の際に要する費用負担は共有持ち分の割合で負担するという認識で良いでしょうか。	合築建物を提案する場合における管理組合に関する費用は、【資料－3】「付帯事業の提案条件」7頁及び別紙2．2．（3）⑤の管理費等の負担によります。
535	175_(資料-3)付帯事業の提案条件	14	16	別紙2_(3)_⑩管理者	「事業契約期間においては、国立劇場との一体的、効率的な維持管理・運営のため、本事業において維持管理業務を担う事業者の構成員又は協力企業が、複合施設の共通使用部分の管理を担う業務の実施者となることを予定する。」とありますが、事業期間終了後に業務の実施者は振興会側に変更されると考えて良いでしょうか。	【資料－3】「付帯事業の提案条件」7頁に記載のとおり、共用部分B（共通使用部分）は管理組合の所有となり、事業契約期間中及び事業契約終了後も維持管理業務を発注することを予定しています。
536	176_(資料-4)提出書類等の記載要領	1	1	第1_提出書類及び各様式の作成要領	入札時において、事業期間中にわたる「長期修繕計画」の策定・提出は求められていないという理解でよろしいか。その場合、落札後における事業者との長期修繕計画の合意・協議は、どのようなプロセスおよび基準で進める想定かご教示いただきたい。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、No. 510の回答をご参照ください。
537	176_(資料-4)提出書類等の記載要領	1	1	第1_提出書類及び各様式の作成要領	事業者が行うべき「修繕」と、振興会が負担する「更新」の具体的な項目や分担境界が未確定のまま落札後の協議に委ねられた場合、維持管理費（修繕費）を過少に積算して落札した事業者が、事業開始後に本来実施すべき修繕を計画せず、結果として振興会負担の「更新」項目とするといった、結果としての振興会の予期せぬ財政負担増を招くリスクが懸念される。こうしたリスクを未然に防ぎ、かつ各応札者間の適切な価格競争を促すためにも、入札段階において「事業者負担の修繕」と「振興会負担の更新」の明確な分担境界を事業者側から明示した上で入札を実施すべきと考える。ついては、長期修繕計画の様式化をご検討いただきたい。	長期修繕計画の様式化は想定していません。そのうえで、長期修繕計画については、【資料－2】「業務要求水準書」第5章．第1節．5．（3）⑤に定める修繕計画書を参考に作成してください。
538	176_(資料-4)提出書類等の記載要領	1	1	第1_提出書類及び各様式の作成要領	入札条件を統一し振興会と事業者の双方の将来リスクをコントロールするため、「年間の修繕費用を●億円を超えるまでは事業者負担とし、●億円を超えた場合は振興会負担とする」という費用負担上限（キャップ制）の導入をご検討いただきたい。	原文のとおりとします。
539	176_(資料-4)提出書類等の記載要領	11	2	第1．提出書類及び各様式の作成要領_4．第二次審査資料について_(1)入札に関する提出書類_入札内訳書	「入札価格は、「事業費の算定及び支払方法」に従い、消費税等を含む金額を記載すること。」とありますが、様式13-4に「金額（円）※2」とあります。一方、「※2」の但し書きが見当たりませんのでその内容をご教示願います。	ご質問の「※2」は削除しますので、訂正表をご確認ください。
540	176_(資料-4)提出書類等の記載要領	11	16	第1_4_(1)_1 3ー5添付①	必要項目チェックシートの「対応する様式」の欄については、内容について提案書に記載がない場合は「空欄」での提出としてよろしいでしょうか。もしくは「－」を入力する等のご指示をお願いいたします。	「－」の記載をお願いします。
541	176_(資料-4)提出書類等の記載要領	12	1	第1_4_(2)	各様式に「枚数制限」が設けられていますが、提案書を分かりやすく作成するにあたり、表紙、目次、中扉などを設ける場合、これらは枚数制限に含まれないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
542	176_(資料-4)提出書類等の記載要領	25	6	電気設備計画	防犯装置等について、警備業務において設置する提案であっても本様式に記載のうえ、施設整備の内外の別を明確とすることとありますが、防犯設備等を施設整備の内とする場合は設置後に所有権を官へ移管し運用する、施設整備の外とする場合は設置後に民間が所有したまま運用するという理解で宜しいでしょうか。	防犯装置等については、【資料－2】「業務要求水準書」第4章第5節2．（2）電気設備に記載されている設備、装置等についてはすべて施設整備の範囲です。それ以外の防犯装置等を警備業務において設置する場合はご理解のとおりです。
543	176_(資料-4)提出書類等の記載要領	33	21	第1_4_(2)_C	「付帯事業（民間収益施設）を提案しない場合、付帯事業に関する記載が求められている様式（様式C-4など）については、「提案なし」等と記載して提出するのでしょうか。それとも様式自体の提出が不要となるのでしょうか。	付帯事業に関する記載が求められている様式については、付帯事業を提案しない場合は「提案なし」と記載のうえ提出してください。
544	176_(資料-4)提出書類等の記載要領	35	33	第2_4_カ	「文字の大きさは、原則11ポイント程度とし」とありますが、図表内や注釈、キャプション等において視認性が確保されていれば11ポイント未満でも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
545	176_(資料-4)提出書類等の記載要領	35	33	第2_4_カ	共通様式について、kyoutsuu_20260331.docx(xlsx)に右上に記載されているように「書類名」「様式番号」を記載し、左右に20mm程度の余白を設定したものであれば、上下の余白や黒枠の有無に関しては自由に設定してもよろしいでしょうか。	共通様式として示した資料と同様に上下の余白や黒枠を設定してください。なお、共通様式を訂正しますので、訂正表をご確認ください。また、共通様式（Word）の上下左右の余白、黒枠設定により提出してください。
546	177_(資料-5)事業者選定基準	4	1	第5_1_(2)_②_ア	有識者委員会によるヒアリングが実施されるとのことですが、現時点での時間配分（プレゼンテーションと質疑応答の割合）、および参加可能人数の上限について、想定される目安をご教示ください。	ヒアリングの詳細については対象者に対して別途通知します。
547	177_(資料-5)事業者選定基準	4	4	第5_1_(2)_②_イ	「振興会は、審査結果案をもとに加点を決定し」とありますが、有識者委員会における採点・審査結果案作成のプロセスの記載はありますが、振興会が行う「最終的な加点決定」までのプロセスの記載がありません。評価の公平性を期すためご教示ください。	有識者委員会における審査結果案を受け、振興会内の審議・委員会を経て審査結果を決定します。
548	177_(資料-5)事業者選定基準	4	25	第5_1_(3)_②評価内容の公表	「事業提案に関する評価内容を公表する」とありますが、提案内容に含まれるノウハウや企業秘密に関わる部分について、事前に非公開の要請を行うことは可能でしょうか。	落札者を決定した後に、P F I法第11条第1項の規定により客観的評価の結果を公表することとしています。なお、有識者委員会において加点項目について評価した内容や落札者の提案イメージ（パース等）を予定していますが、落札者の提案イメージの公表資料については事前に協議します。
549	177_(資料-5)事業者選定基準	5	32	第5_3_(3)_②評価（採点）方法	「評価ランクの中間値を採用できるものとする」とありますが、中間値の係数は0.125刻み（例：ⅠとⅡの中間＝0.875）となるのか、それとも委員会の合議により任意の数値が設定され得るのかご教示ください。	評価ランクの中間値については、各評価ランクの評価係数の中間値（例：ⅠとⅡの中間値＝0.875）を採用できることとしています。任意の数値の設定ではありません。
550	177_(資料-5)事業者選定基準	6	2	評価（採点）方法	評価によって得られた評価係数を配点に乗じて算出される点数をもって当該加点項目の加点とするについて確認させて下さい。配点20点の項目で評価ランクがⅠの場合加点は20点、評価ランクがⅤの場合の加点は0点の理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、採点方法は、評価基準に基づき5段階（Ⅰ～Ⅴ）評価で行いますが、評価ランクの中間値を採用できるものとしています。
551	177_(資料-5)事業者選定基準	8	4	3．事業提案の審査方法 ③ 加点項目及び配点	事業者選定基準：維持管理業務の評価項目として「来場者満足度及び質の向上」が示されていますが、評価にあたり振興会が想定する具体的な評価指標（アンケート結果、利用者意見、苦情件数等）及び評価の考え方があればご教示ください。	【資料－5】「事業者選定基準」第4．3．（3）④加点項目及び評価基準の「重視する点」及び「評価基準」並びに【資料－4】「提出書類等の記載要領」をご確認ください。そのうえで、応募者の提案によります。

国立劇場再整備等事業（令和８年３月３１日公告）入札説明書に関する第２回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
552	177_(資料-5) 事業者選定基準	19	12	第5_3_(3)_④_C-4 付帯事業に係る提案（提案があった場合に限る）	実施に関する方針に対する質問回答No.305にて、「合築案と独立建物案とで評価上の優劣はないと考えてよろしいでしょうか。」との質問に対して「評価に関する事業者選定基準については入札公告時に示します」との回答がありますが、公表された事業者選定基準には優劣に対する記載がありません。合築と独立建物で評価上の優劣はないと考えてよろしいでしょうか。	【資料－５】「事業者選定基準」により、応募者においてご判断ください。 なお、同資料第5． 3（3）③加点項目及び配点の表欄外に、「※付帯事業の提案があった場合の評価については、「A施設整備」「B維持管理」「C経営管理」それぞれの加点項目、重視する点、後掲の評価基準の各内容について、民間収益施設を含む施設全体（C－4 付帯事業に係る提案を除く。）の観点から評価することとする。」としていますので、ご確認ください。
553	177_(資料-5) 事業者選定基準	19	12	第5_3_(3)_④_C-4 付帯事業に係る提案（提案があった場合に限る）	実施に関する方針に対する質問回答No.306にて、「棟を分けて民間収益施設を設置する場合、その敷地内における位置による優劣はありますでしょうか。」との質問に対して「評価に関する事業者選定基準については入札公告時に示します」との回答がありますが、公表された事業者選定基準には優劣に対する記載がありません。位置による評価上の優劣はないと考えてよろしいでしょうか。	No.552の回答をご参照ください。
554	178_(資料-6) 基本協定書(案)	5	15	1 2 事業契約の不成立	「甲並びに乙及び丙のいずれの責にも帰すべからざる事由により甲と事業者が事業契約の締結に至らなかったときは、既に甲と乙及び丙が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。」振興会様からの指示又は依頼に基づき事業者が行った業務等に関する費用については、この限りではないものと理解してよろしいでしょうか。	事業契約に至らなかった場合の本事業の準備に関して支出した費用について規定したものであり、事業者が行った業務等に関するすべての費用を含みます。（落札決定から基本協定の締結、事業契約の締結に向けた協議を含む。）
555	178_(資料-6) 基本協定書(案)	6	25	第16条（協定の有効期間） 第3項	同条項に規定される「乙は事業契約に規定する事業者の義務の履行が終了するまで」とは、具体的には、「事業契約（案）」第100条の事務終了までという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
556	183_(参考資料-2) 「舞台付きレストラン（仮称）」の考え方	1	5	基本的な考え方	実施に関する方針に対する質問回答No.4にて「振興会が別途契約を予定している舞台付きレストラン（仮称）の運営について十分な配慮をお願いします。」との回答がありますが、飲食機能やカフェ、ショップの提案は控えたほうがよいという意図でしょうか。付帯事業の提案に大きく関わるため配慮について具体的にお示しください。	「舞台付きレストラン（仮称）」は、各劇場を訪れる観客及び一般の来場者等への飲食提供及びカフェ、ショップ、移動型店舗等を配置し、運営することを予定しています。これらの国立劇場に係る運営と事業者提案による運営とが競合することにより「舞台付きレストラン（仮称）」の運営が不安定になる恐れがあるため回答をしました。その趣旨をご理解のうえ提案をお願いします。
557	183_(参考資料-2) 「舞台付きレストラン（仮称）」の考え方	1	15	基本的な考え方_（４）	カフェ、ショップ、移動型店舗等の面積は「舞台付きレストラン（仮称）」に含まれると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
558	183_(参考資料-2) 「舞台付きレストラン（仮称）」の考え方	1	26	（８）「舞台付きレストラン（仮称）」の諸室の面積	舞台の面積は客室680㎡に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、【参考資料－２】「舞台付きレストラン（仮称）の考え方」は、現時点で振興会が想定している「舞台付きレストラン（仮称）」の考え方について参考にしたものであり、今後変更する可能性があります。